

081.7
N627
H
00253454

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19

G Y M

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

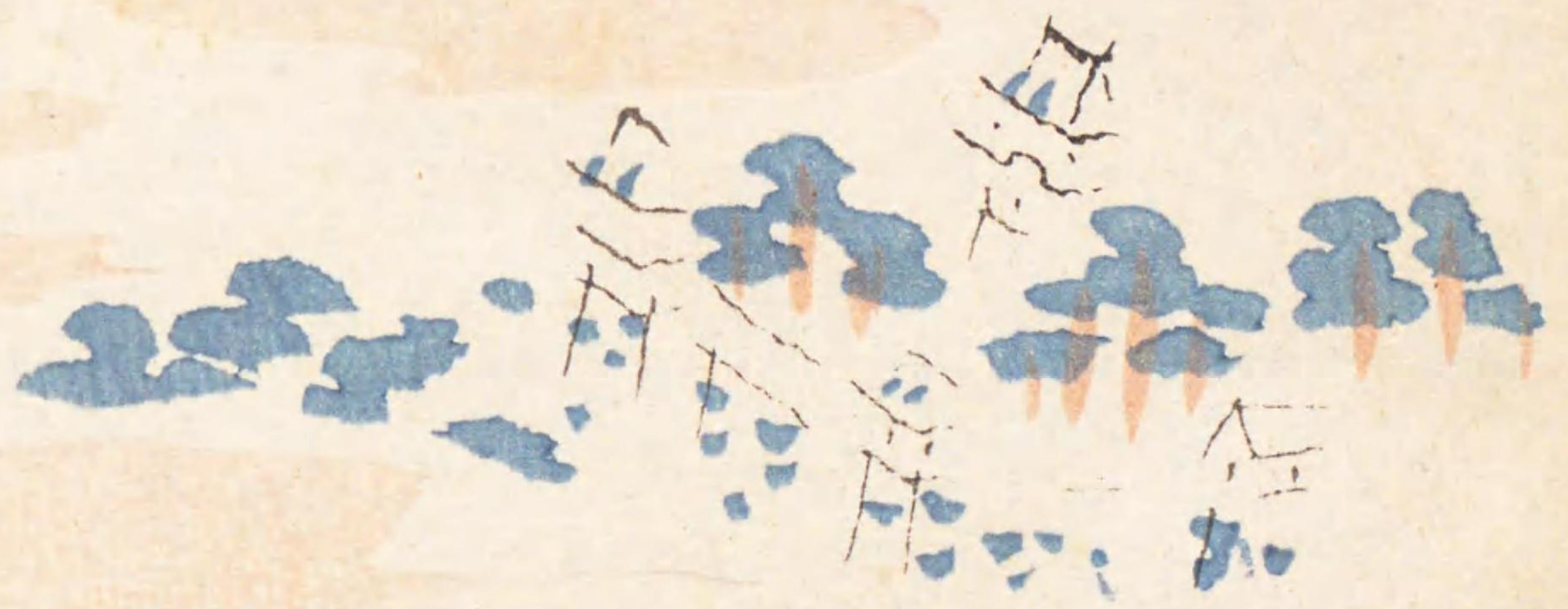
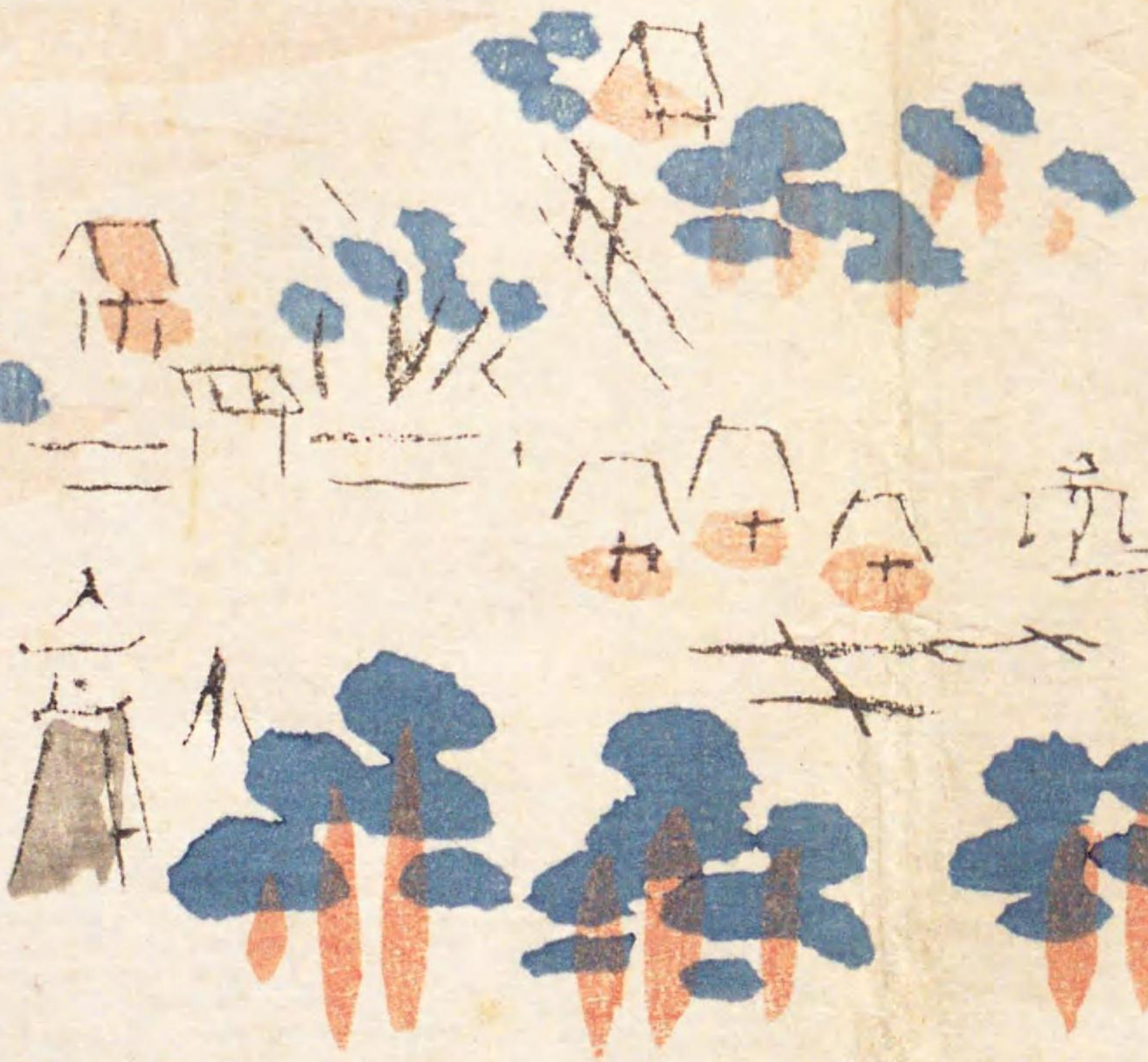
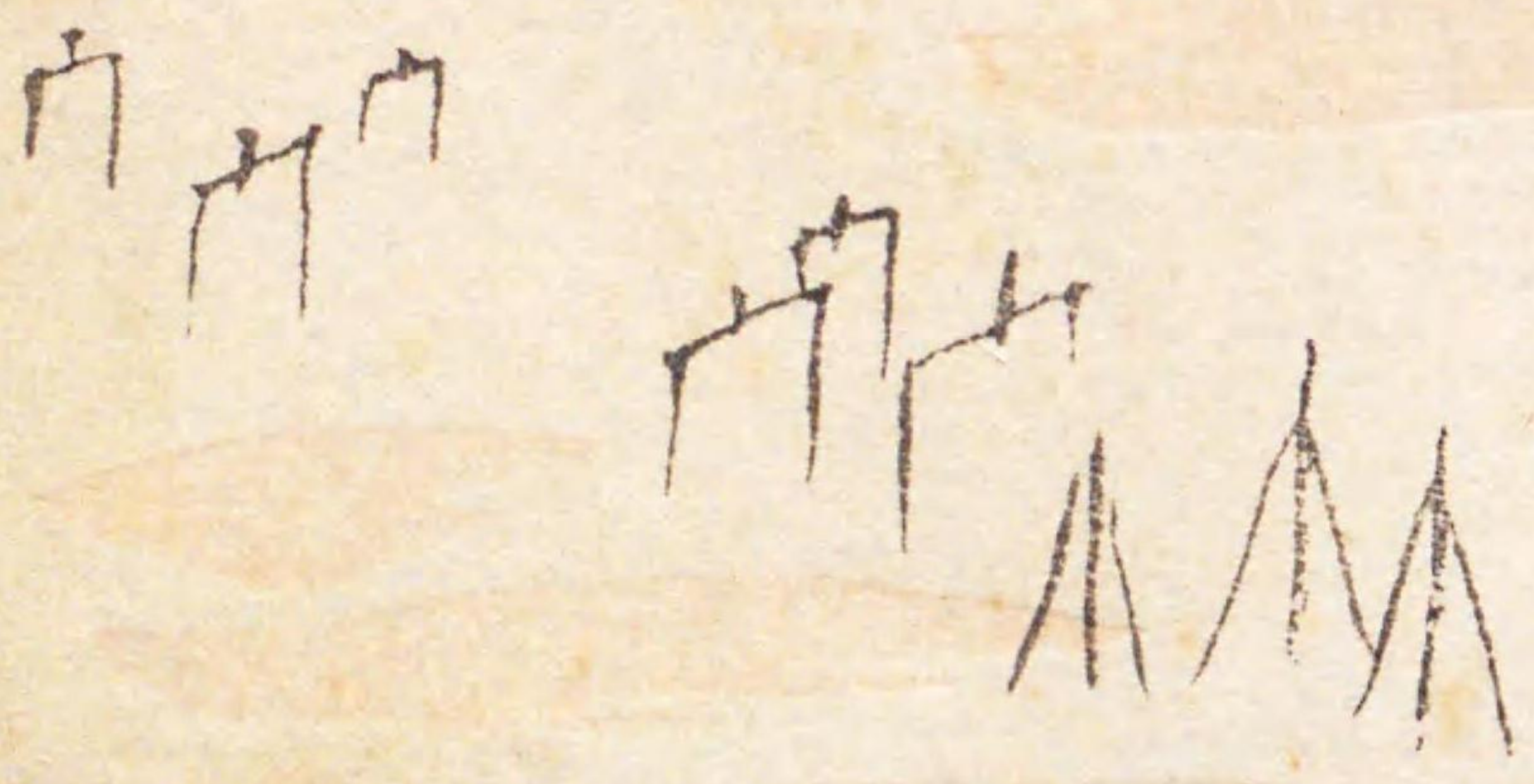
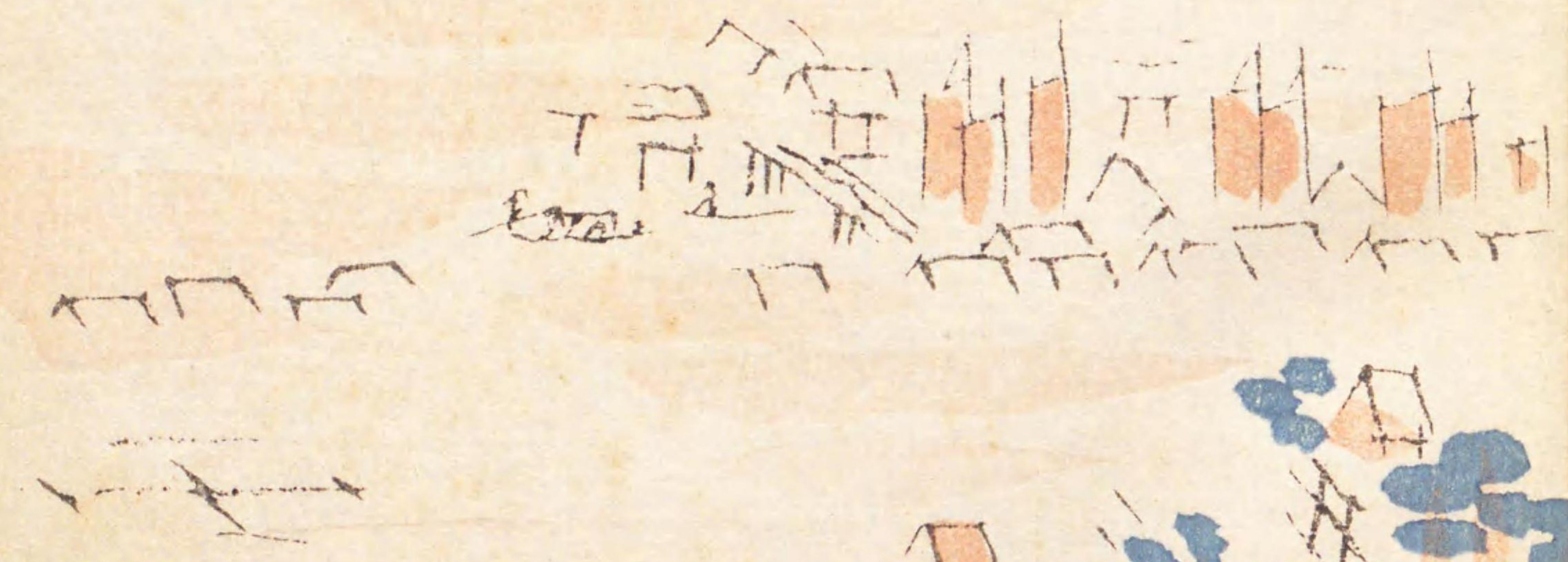
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak

inches
1 2 3 4 5 6 7 8
cm
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

130 140



春

浪連蕪書

卷二

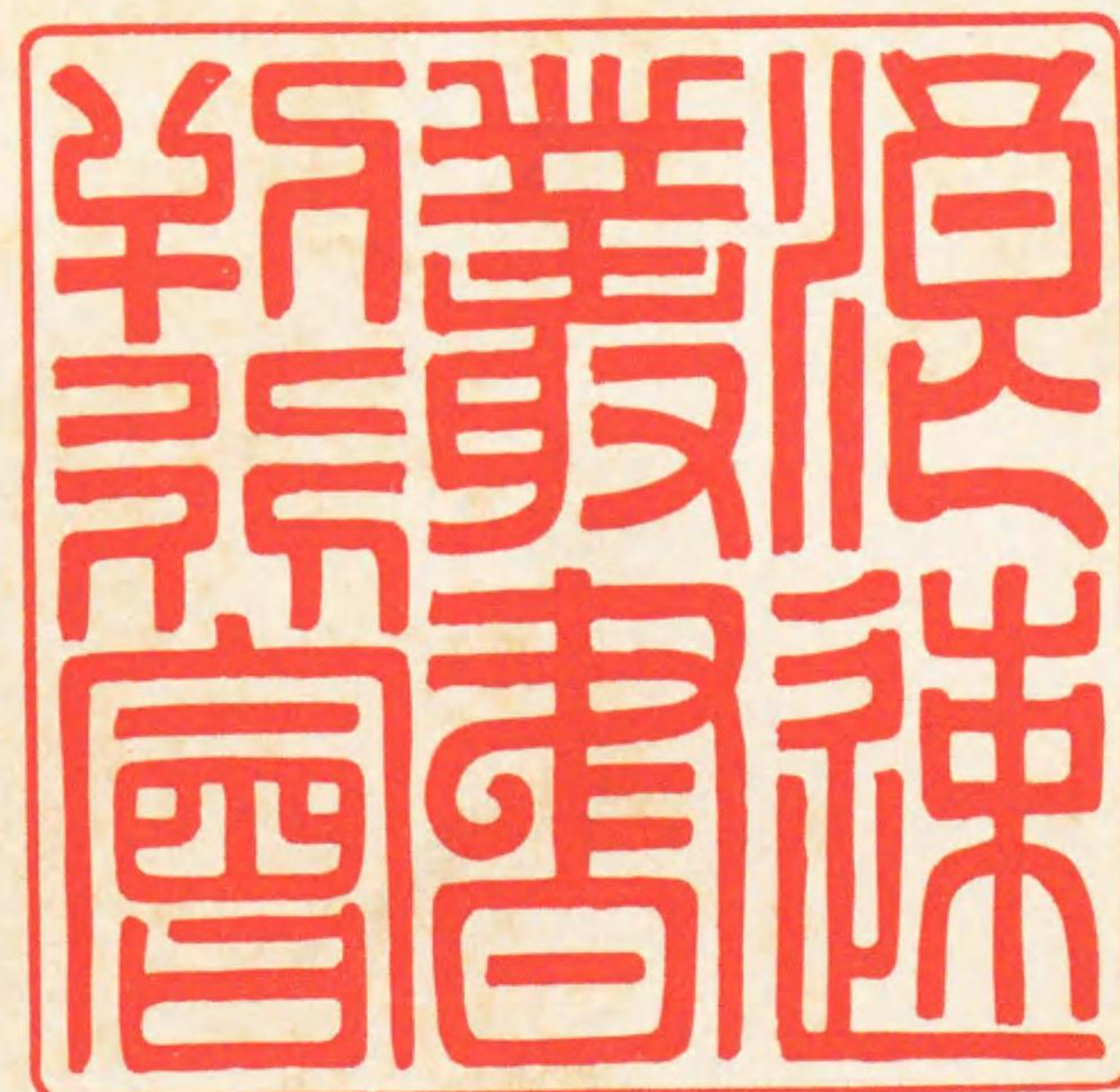
浪連蕪書

卷二

081.7 N 629 14

攝陽奇觀

其二



253454

解 題

一 この『浪速叢書』の『第二』には、濱松歌國が自筆の稿本『攝陽奇觀』六拾冊のうち、その『十』から『二十三』まで——即ち原本にて十四冊、五百參拾八丁——を収録することに致しました。既に刊の本叢書『第一』の巻頭に申述べました通り、本冊以降の『攝陽奇觀』は、『御治世見聞録攝陽年鑑』と題し、元和以後の大坂に於ける出來事を記述したもので、浪速の年代記として、これほど趣味に富んだ通俗的のものは、恐らく他に類が少なからうと存じます。

一 著者濱松歌國は、この『攝陽年鑑』の稿を起した動機に就て、唯だ單に其の『凡例』に於て、『文政の頃、この編集をおもひよりて』と書いてゐますが、忠實なる記述の筆を執ることを好んだ彼は、同じ年代記にしても、前人が未だ曾て試みないものと、常に心に緊張味を抱いてゐたことは、充分に推測されます。その一例をいへば、元祿七年十月十二日、『世霍翁死』の一項に對し、原本五丁に亘る記事を掲げ、この俳聖が歿せしは、南御堂前、花屋の裏であると世に傳へられてゐるが、一説には、花屋の裏は初めの旅舎で、病重りてたのみ少くなつて後は、内北濱難波橋の東北角の家に移つて、そこで終つたのである、など、の異説を書いてゐます。それ

ばかりでなく、俳道に志の深い友人に依頼したのでせう、慶安四年から寛政八年に至る壹百四十五年間の俳人の生死、俳句集の出版——主として蕉門に關係のあるもの——などを年代順に纏めた一種の蕉門俳諧史(原本四十一丁)を添へてゐるなど、その努力のいかばかりであつたかと思ひやられるではありませんか。

一 また挿圖について、苦心のほどが想像される一例を申しますと、元祿九年に『曾根崎新地出來る』と新色里の開發を記し、そこへ、『おはつ徳兵衛』の心中を取扱つた『女夫星浮名天神』の繪番附を添へてゐます。即ち巢林子が『……初は涙に暮れながら、さのみ利根にはぬもの、徳様の御事、幾年馴染み心根を、明かし明かせし申なるが……此上は徳様も死なねばならぬしなるが、死ぬる覺悟が聞きたいと、獨りごとになぞらへて、足で問へば打ちうなづき、足首取つて咽喉笛撫で……』の名文の場面を現はしてゐます。これは明和三年五月、小川座の興行で、歌國が生れた安永五年より十年以前の番附です。これで見ても、彼が此の『攝陽年鑑』の稿を大成するに就て、いかに平素、意を用ゐてゐたか、また如何に彼の蒐集が豊富であつたかと思ひやられます。されば元和元年五月七日大坂落城の日から筆を起し、本冊に収録した部分、即ち元祿十六年——文豪近松が『曾根崎心中』の作に、大入大當りを取つた年——に至る八十九

年の事を記するに、五百參拾八丁の紙を費してゐます。その材料の充實さは、これで判斷が出來ると存じます。

一 忠實なる記述家である我が濱松歌國の此の『攝陽年鑑』の記事の中には、或は史實に叛逆を企てゝゐるものがあるかも知れません。玄かし、それは、その當時に於て、風聞として口から口へ、一説として耳から耳へ傳られたもので、これを雜著涉獵の中に見出し、これを人の口から聞くと、直に筆に上せたところに、歌國その人の存在の價値が見出されます。從來史實であると廣く信せられてゐたことが、一行の文字、一箇の尊書に立脚した考證により、根抵から覆へされる場合が絶對にないにも限りません、この點から見ても、この『攝陽年鑑』の記事が、炯眼ある史學者に或るヒントを與へることがあらうかと期待されます。

一 江戸の徳川時代を知るには『武江年表』がございませう。梅の浪速の徳川時代を知るには、此の『攝陽年鑑』が、趣味ある年代記として相應に役立つことゝ存じます。

一 文化文政時代の用字用語によつて書かれてゐる此の歌國の『攝陽年鑑』を讀むと、をり／＼見馴れぬ文字に直面します。今の人なら『財産』または『資産』と書いて『シンダイ』と假名をつけませんが、歌國は、その『シンダイ』を『身體』または『身袋』と書いてゐます。成程、音便の上から、

二つとも『シンダイ』と發音されますが、今日では、『身體』の二字は單に『カラダ』と解せられ、『財産』や『資産』などの意義が籠つてゐるとは請取れません。『身袋』と書かれては、猶更、何の意味だか分らなく思はれます。また今日の人が、『牢獄』とか『獄舎』とか書く所へ、歌國は『籠者』また『籠舎』と書いてゐます。現在、新聞や雜誌で『虛無僧』と書かれてゐるのを、歌國は『薦僧』と書いてゐます。家産を公儀に沒收される所謂『闕所』を『決所』と書いてゐます。その他『雜炊』を『雜水』と書き、『仔細』を『子細』と書いてゐますなど、これらは皆、歌國が誤つて書いてゐるのではなくて、その當時の用字用語であつたのです。この用字法は、その頃、今日の『辭林』や『言海』らと同じく廣く用ゐられた『節用集』が、凡て斯ういふ風の文字を使つてゐましたから、歌國一人が誤つて用ゐてゐたのではなく、これを正しい文字と、多數が信じてゐたのです。それと同時に、今日の若い方々に御注意を願ふことは、『攝陽年鑑』中に、をり／＼出てくる、その頃の御觸書や仕置書を始め、凡ての文章中、『與』の字を『ト』と讀ませ、『者』の字を『ハ』と讀ませ、『而』の字をテと讀ませてゐることです。これは申さずとものでせうが、念のために申し添へて置きます。

一 今日に比べて、用字用語の相違があると共に、その頃の人は、人の名を書くにも、随分注意

を缺いてゐます。現に歌國も、『大石内藏之助』を、『内藏介』、『内藏之介』、『内藏助』、『内藏之助』と、同じ人を四種に書いてゐます、同じ『兵介』が、最初の所では『兵助』となり、次には『兵介』となり、更にまた『兵助』に跡戻りしたりしてゐます。一人の『次左衛門』が『治左衛門』となつたり、『次左衛門』となつたり、彼此混淆してゐます。従つて『不思議』、『不思議』、『不思議』と三様になり、『島之内』、『嶋之内』、『崑之内』と、これも三通りに書かれてゐますのも、決して怪しむに足りません。これを一々に統一することは或は讀者に忠實であるかも知れませんが、原本の面影を傳へることを主としてゐます以上、これには毫も修正を施さず、凡て原本通りとし、平假名と片假名との混用をも、力めて原本のまゝに保存して置くことに致しました。唯いさゝか校訂者の潔癖が、俗字を正字にする上加へられてゐます、これは各位の寛恕を希ふ次第でございます。

一 『攝陽年鑑』には、一年一年、年が改まるごとに原本も空白を残して、新らしく紙の始めから其の年の出來事を書き記してゐます。この方式によれば、餘りに空白が多くなりますため、本叢書では、必ず奇數のペエジから改めることをせず、唯だ奇數偶數いづれのペエジを擇ばず、ペエジだけを改めることに致しました。また原本は、或る時に『寛永三丙寅』との如く書いてゐ

る場合と、『元和二丙辰年』との如く『年』の字を加へてゐる場合とがあります。これも凡て原本通りに従ふことにしました。

六

一 本冊に収録の元和元年から元禄十六年に至る八十九年間の干支と、日本紀元と西洋紀元との対照表を挿繪目次の次に加へて置きました。これは日本紀元だけでは、頭腦にピッタリと響かないとの注意がございましたから、彼我対照して置くことに致しました。『國史大辭典年表』の用字に倣ひ、『西洋紀元』のことを『耶蘇紀元』と書きたかつたのですが、組方の都合で、やはり普通に『西暦』の二字を用ゐることにしました。唯だ一ペエジです。まかし此の一ペエジが、時に豫期以上に役立つことがあらうかとも存じます。

昭和二年五月

濱松歌國傳 [補遺その一]

天鷲寺と歌國

通稱を『布屋清兵衛』といふ我が濱松歌國の墓が、下寺町口繩坂を上つて東に行當つた天鷲寺の境内、本堂の後方にあります。我が浪速叢書刊行會にては、斯人の壹百年忌を機會に、本年三月二十日、この天鷲寺に歌國が法要を営みました。後の記念に當日法要の順序を左に録して置き

燒香中	讀經	慕回市	大通	三後回	甲經	甲四	六無	黃通	三御	奉修常行	三昧	花鳥歌國信士	午後
		前法	儀	向念	念奉	帝尊	尊誠	誠	禮陀				時
		樂向	齋梅	傷禮	唄文	佛行	佛語	爲傷	傷禮				
		一般燒香											
		一般燒香											
		一審鐘											
		二審鐘											
		三審鐘											
		出仕者入堂											
		出仕者五口											

ます。また天鷲寺の過去帖に記されてゐる布屋家の精靈は次の通りです。

二

寶永六年十一月十一日亡	寥月宗伯	布屋五兵衛
享保四年八月十一日亡	宗源信士	布屋五兵衛
安永九年十一月六日亡	壽岳妙榮信女	布屋清兵衛妻
天明四年四月十六日亡	輝月妙喜信女	布屋清兵衛姪
寛政三年七月一日亡	眞乘了融信士	布屋傳兵衛 五十八歳
寛政三年七月廿五日亡	頓覺了圓信士	布屋吉兵衛 二十二歳
寛政十三年七月十五日亡	仙嶽秀榮信士	布屋清兵衛 俗名新助
文化七年六月十日亡	明戒如達禪定門	布屋清兵衛 七十三歳
文政十年二月十九日亡	花嶋歌國信士	布屋清兵衛 五十二歳

以上の中、文化七年六月十日七十三歳で亡くなつた『布屋清兵衛』は、歌國の父に當る人で、即ち本叢書『第一』に掲載した歌國の墓の寫眞版中、歌國の法名『花嶋歌國』の上部に彫まれた『明戒如達』は歌國の父、それに並べて彫まれた『明觀如相』は、恐らく歌國が母の法名であらうと推測されます。

歌國の家と天鷲寺との關係は、なかく深く、『布屋清兵衛』の名によりて、同寺に奉納の大般若經三卷は今も尙ほ保存されてゐます。

吉野家と歌國

歌國が十年努力の結晶たる『攝陽奇觀』が、『許多脚色帖』と共に、大坂島之内鰻谷人參三藏圓本鋪吉野五運氏方に祕藏されてから、もう壹百餘年の歳月を経てゐます。歌國并に三代目中村歌右衛門の庇護者が、吉野家五代目の庸齋翁であつたことは、既に記して置きましたが、曆を繰つて見ますと、文政十年丁亥二月十九日、我が歌國が永久の眠りについた時は、庸齋翁、尙いまだ三十歳にして、吉野家四代目の寛齋翁は、まだ五十九歳で存命中でありました。寛齋翁は、後素大鹽平八郎、小竹篠崎長左衛門を始め、當時の文人墨客との間に交遊が多く、あかも商業の道にも敏く、家傳の三藏圓を天下に宣傳し、江戸以西、鹿兒島の果てまで販路を弘め、一代の中に吉野家の産を興した人でありました。現に此の寛齋翁の時に開拓された三藏圓の大取次が、越後の小千谷、讃岐の高松などにも現存して、それが皆その土地一流の富豪であつたことは、いかに商略に富んでゐたかと思像されます。傳へられる所によりますと、この寛齋翁の時代に、大坂へ珍獸珍鳥が渡來したので、翁は駱駝や孔雀を買込み、一羽の孔雀に金壹千兩を惜まなかつたさうです。そして翁は其の駱駝に跨り、大坂の市中を其處此處と辿り、路行く人の目を惹いて、巧に三藏圓を知らしめた一事は、いかほど廣告の機才に長けてゐたかゞ證明されます。今日吉野家に祕藏されてゐる歌國の『攝陽奇觀』は、無論、庸齋翁の庇援をうけたには、相違ありません。まかし、歌國が『攝陽奇觀』の編集を思ひたつたのは、庸齋翁が未だ

三

二十歳前後のことで、歌國と庸齋翁との間には、年齢に於て二十餘歳の差がございます。この點から見て、四代目寛齋翁が黒幕にあつて、人知れず援助されたものとも考へられます。聞く所に依りますと、庸齋翁には本宅附近に別宅があり、そこに歌國が始終出入して、『攝陽奇觀』の稿をつゞけ、『許多脚色帖』を蒐集編成したものと傳へられてゐますが、この二種の貴重な文獻は、かくして寛齋庸齋二代の庇護によつて大成されたものと見るが妥當と考へられます。歌國が十年努力の業績は、吉野家があつて、始めて今日其の光彩を放ち得たわけであり
ます。

それにしても歌國が、吉野家へ出入りすることになつたのは、いつ頃からであつたでせうか。申す迄もなく、その間に三代目中村歌右衛門があつたことは、争はれぬ事實です。

吉野家に就いて聞きますと、同家では、家傳の人參三臟圓を初めて發賣された壽齋翁を中興の初代として——無論その以前にも吉野家は存在してゐました——、二代、三代と數へて、今の五運氏は八代目です。そして二代目の融齋翁は、狹斜の巷にも遊び、殊に仕舞に堪能であつたさうです。これから歸納すると、かの『虚實柳巷方言』に『粹株 大盡株』の中に數へられ、『素人芝居』の演伎者の名寄の中にも數へられてゐるのは、恐らくこの二代目であつたのでせう。何となれば『柳巷方言』の開板は寛政六（我が二四五四西曆一七九四） 甲寅の年であり、その頃の吉野家の當主は此の融齋翁でありましたから。

融齋翁の歿後、初代壽齋翁の妻女慈幸さんが、女主人としての五箇年があり、續いて四代寛齋翁、五代庸齋翁

といふ順で、『柳巷方言』が上梓された寛政甲寅には、寛齋翁二十六歳、尙いまだ廓に全盛を歌はれるには早い年頃でもあり、かつ資性嚴格、詩書に親しみ、一面また經濟の道に明るかつたに徴しても『粹株 大盡株』にして『素人芝居』の演伎者に數へられたは、たしかに融齋翁であることが證據立てられます。

おもはぬ所へ考證の筆が走りました。あかし四代の寛齋翁は、嚴格であつたが、決して人生から享樂の半面を除き去るべきものといふ没分曉漢ではなく、むしろ三臟圓の宣傳とならば狹斜の巷に流連の朝を迎ふることを辭せないだけの融通が利いたのでせう。それだけの雅量がなければ、庸齋翁が梅玉歌右衛門の庇護者たることに共鳴しなかつたでせう。また濱松歌國をして『攝陽奇觀』や『許多脚色帖』を編集せしめて、ぢつと見てゐることは出来なかつたと思はれます。

さるにても、吉野家と歌國との關係は、いかにして結ばれたか。その中間に三代目歌右衛門が居たものとするれば、吉野家の歌右衛門最良は、四代目寛齋翁の時からとしなければなりません。歌國が歌右衛門附の狂言作者となり、『歌』の一字を貰ひ、始めて濱松歌國を名乗つたのが文政三年（我が二四八〇西曆一八二〇）であることは既記の通りで、その文政三年には、五代目庸齋翁は、まだ二十二歳の青年であつたことが、吉野家對歌右衛門の關係が、早く四代目の頃から結ばれてゐた旁證になりますから。

筆の序に、茲に五代目庸齋翁に關することを、いさゝか物語つて置きます。

庸齋翁の趣味は、茶道の『寂』（すま）で、みづからは千家表流の奥義を極め、この道では、當時鴻池九代目炬雪翁——

今の鴻池男爵の祖父に當る方——とは殊に深い交誼でありましたが、その庸齋翁は嘉永四年（我が二五一一）西曆一八五二六月十八日、五十四歳で歿し、その翌々日——六月廿日——には、鴻池の炬雪翁また四十六歳で亡き人の數に入つたのでした。茶道の交り深かつた二人が、三日隔てず歿したことが、何かの因縁の如く思はれますに、庸齋翁が常に師事してゐた小竹篠崎先生がやはり此年五月八日に七十一歳で亡くなつてゐます。聞く所に依りますと、當時この名高い三人の死が、所謂『大坂俄』に仕組まれ、共に冥途にある三人のうち、天下の富豪であつた炬雪翁が、小判の中に起臥しながら、自分の小遣錢に不自由してゐることを歎き、家傳の三臟圓で強壯であらねばならぬ筈の庸齋翁が女性に取巻かれて身の不健康を歎いてゐるといふ筋で——小竹翁のことは、どういふ筋であつたか、聞われましたが——この『俄』が呼物となつて、大當りであつたと傳へられてゐます。

攝陽奇觀『其二』目錄

〔御治世 見聞録 攝陽年鑑 自元和元年 至元祿十六年〕

卷之十……………自一頁 至四六頁

- | | | | | | |
|------------|-----------------|--------------|-----------|---------------------|------------|
| 〔元和元年〕 | 大坂落城 | 將軍伏見入城 | 軍功銚衡 | 松平下總守大坂三郷を知行す | 武家諸法度の事 |
| | 伊勢寺の舊跡に伊勢の祠堂を造る | 片桐東市正病死 | 〔元和二年〕 | 川崎權現宮創建 | 内平野町神明宮勸請 |
| 〔元和三年〕 | 土岐山城守高槻城を領す | 戸田左門尼ヶ崎城を領す | | 住吉神社四天王寺伽藍再興 | 小野お通死 |
| 霰降る | 合法ヶ辻に闇魔王の石像立つ | 幽霊の片袖 | | 板倉伊賀の明斷 | 高山右近の事 |
| 彗星出づ | 高臺院と一心寺 | 武用辨略鈔二項 | 〔元和五年〕 | 松平下總守移封 | 高槻城主更迭 |
| 官中祕策鈔四項 | 政談鈔二項 | 聖徳太子千年忌 | 白氣現はれ彗星出づ | 大坂城代大坂町奉行堺奉行大坂定番更迭控 | 大坂町奉行始る |
| 〔元和六年〕 | 大坂城再築 | 内藤紀伊守大坂城代に就任 | | 町人元締を惣年寄と改む | 〔元和七年〕 |
| 松平丹波守三田を領す | | 〔元和八年〕 | 大坂御城番始る | 天王寺西門伽藍作頭の碑立つ | 官中祕策鈔一項 |
| 〔元和九年〕 | 京橋造立 | 堺南宗寺再興 | 〔元和年間〕 | 大連寺移轉 | 平野郷に大念佛寺立つ |
| 家作り帳切銀の事 | 大坂廓開發 | 新町惣判の事 | 瓢箪町 | 立慶町に伊藤出羽掾芝居立つ | 田畑賣買之事 |

卷之十一……………自四頁 至二八頁

- 〔寛永元年〕 大坂城修覆 青木美濃守麻田を領す 白髪町觀音建立 九條島を築く 茨住吉社立つ
- 竹林寺草創 疫病流行 〔寛永二年〕 大坂城代更迭 大坂目付役始る 堺祥雲寺建立 〔寛永三年〕
- 大旱魃 〔寛永四年〕 大飢饉 〔寛永五年〕 大坂町奉行堺奉行を兼務 片桐氏除邑
- 〔寛永六年〕 甘露降る 天赤し 灰ふる 豊津稻荷辻坐
- 〔寛永九年〕 二代將軍他界 〔寛永十年〕 西町奉行更迭 〔寛永十一年〕 三田領主更迭 三代將軍上洛
- 地子錢 〔寛永十二年〕 天赤し 但唱木食上人 〔寛永十三年〕 高槻城主更迭 尼ヶ崎城主更迭
- 朝鮮人來朝 〔寛永十四年〕 星月に入る 髮切蟲妖孽 〔寛永十五年〕 諸宗寺請狀始る 吉利支丹記録
- 人別帳 〔寛永十六年〕 寛永通寶を鑄る 〔寛永十七年〕 高槻城主更迭 新清水寺建立 〔寛永十八年〕
- 〔寛永十九年〕 飢饉 おわき新七心中 お虎岩松心中 〔寛永二十年〕 朝鮮人來朝 〔寛永年間〕
- 大菊流行 和中散薬店開始 烏丸光廣卿有馬入湯 垂水村裁松寺再興 三輪神社再興 西方尼院再建
- 寶泉庵建立 法貞尼入寂 ぜさいの事 鴻池新田 米と木綿との價 子安地藏略縁起 伊勢寺敵討
- 大坂歌舞妓起原 佐渡島町の事 新京橋町の事

卷之十二……………自二九頁 至三三頁

- 〔正保元年〕 勝尾寺新鐘鑄造 佐田村菅相寺立 朝鮮人來朝 〔正保二年〕 圓満寺再興
- 〔正保四年〕 佐井寺再興 山口豆州碑立つ

卷之十三……………自三七頁 至四三頁

- 〔慶安元年〕 大坂城代更迭 東町奉行更迭 青物市場移轉 生魚市場移轉 天満宮勅梅接木 掛銀請拂仕置書
- 自身番仕置書 内藤家斷絶之事 〔慶安二年〕 大坂城代更迭 高槻城主更迭 琉球人來朝 天神祭の御觸
- 吹田禪福寺建立 出火時の仕置書 家屋敷賣買の仕置書 〔慶安三年〕 毛降る 洪水
- 能因法師碑立つ 待宵小侍従の碑 横領其他仕置書 田代供養塔建つ 〔慶安四年〕 三代將軍他界 吉田初右衛門召捕
- 金井半兵衛自殺 〔慶安年間〕 多田滿願寺重興 禪昌寺造營 佐渡屋町の事 吉原町の事 雞合流行
- 角の芝居御許可

卷之十四……………自四三頁 至五八頁

- 〔承應元年〕 大坂城代更迭 町中仕置五ヶ條 御番衆の米買仕置三ヶ條 道頓堀歌舞妓芝居名代の事
- 芝居内の揭示簡條書發布 歌舞妓芝居停止 〔承應二年〕 大坂城代更迭 西宮の火事 琉球人來朝
- 出火時の仕置三ヶ條 三郷惣年寄人數その他に關する仕置書 町中家屋賣買に關する仕置書 歌舞妓復興の名目
- 〔承應三年〕 山里丸内の兩社移轉 天下一菊之紋に關する御觸 交通道路に關する觸書 神善四郎秤の事

米仲買仕置三ヶ條 六月二日の口達 諸商賣其外仕置九ヶ條 〔承應年間〕 七夕插花 俳優家假頭の事
淡路町橋破壊 土家内に墮つ

卷之十五……………自一五頁 至一六頁

〔明暦元年〕 朝鮮人來朝 三郷水帳御改 大坂仕置書出づ 堺大寺造營 富田慶瑞寺中興 仕置書十九ヶ條
〔明暦二年〕 大坂城代更迭 夜念佛差止め 廓中藥師堂立つ 〔明暦三年〕 新町東口大門開く 木津勘介入牢
北之庄天神再建 正月十一日の仕置書 三月八日の仕置書 三月十八日の仕置書 林道春卒去 〔明暦年間〕
新町花の市 芝居櫓の梵天

卷之十六……………自一六頁 至一七頁

〔萬治元年〕 西町奉行更迭 大坂仕置書 隠シ質の觸書 味舌蜂前寺再興 〔萬治二年〕 押照宮
五人組の口達 廻船作法の觸書 自身番之事 〔萬治三年〕 諸國洪水 大坂城焰硝庫に落雷
唱几ヶ辻狂言大當り 〔萬治年間〕 新町籬ぶし

卷之十七……………自一七頁 至一八頁

〔寛文元年〕 大坂城代更迭 西町奉行更迭 木津勘介關所 宿野村の一華艸 鳴尾の西瓜 波濤院の碑立つ

大坂の圖改正 七不思議の梅檀と奴塚 〔寛文二年〕 大坂城代更迭 旭夕日共に赤し 竹田機振の始め
竹田出雲の手紙 操芝居名代御免 〔寛文三年〕 東町奉行更迭 鳥居忠春卒去 〔寛文四年〕 天王寺伽藍修補
堺浦に一島浦出 大龜出現 戎の石像出現 客星あらはる 芝居續狂言の初 〔寛文五年〕 大坂城天守焼失
慶瑞寺の本尊 寺社領朱印改 絹布丈尺を定む 〔寛文六年〕 新町火 小谷町火 〔寛文七年〕
多田宮再興 〔寛文八年〕 白氣あらはる 諸國旱魃 大長寺の鯉塚 鯉塚の由來 滿願寺の法華塔
〔寛文九年〕 流星東にゆく 天狗星南に飛ぶ 髮結床株御免 〔寛文十年〕 逆浪と大風 龍溪禪師迂化
歌舞妓子額を剃る制法 猫 轉生を告ぐ 〔寛文十一年〕 琉球人來朝 九鳥院の水灯會 十一月躑躅咲く
芥川の復讐 骨 舍利に化す 〔寛文十二年〕 戎鳥觀音堂建立 新町橋の架設 べらぼう 夕霧大坂へ下る
〔寛文年間〕 富士屋吾妻身受 堺辨財天社立つ 蕪姫之事 越中橋の事 湊屋正方の話 人別と組合寺
岡村舍利寺再興 泉州 飯の大船 江戸堀二丁目橋 道修橋漂流す 雪踏橋破壊す

卷之十八……………自一七頁 至一八頁

〔延寶元年〕 難波焼の始め 鸚鵡と鸚哥渡來 人丸の御影供 生魚問屋八軒 春日の鹿の角伐 石井兄弟復讐
〔延寶二年〕 黒雲西に棚引く 畿内近國洪水 又も五畿内洪水 黄檗と慶瑞寺 慶瑞寺内の天神 國分寺の本尊
〔延寶三年〕 飢饉 舍利寺建立成る 新町妓家の夜見世 〔延寶四年〕 瑞龍寺建立 飄箆町の夜見世
〔延寶五年〕 西町奉行更迭 高津新地九町南瓦屋町人家建つ 義童勘太郎殉死 龜林寺建立 戎鳥に芝居建つ

新庄隱岐守卒去 義童勘太郎事實〔延寶六年〕 大坂城代更迭 扇屋夕霧病死 大坂道をしえ出板 異形の赤子
如幻律師の臨終 〔延寶七年〕 東町奉行更迭 〔延寶八年〕 日輪赤し 千早城址に石標 雨少し
妖星出づ 堺戎島芝居火 四代將軍他界 禪宗黃檗派流行 顔見世番附と狂言作者 〔延寶年間〕
住吉忘卿叡覽 名高き町淨瑠璃 天冠舞と天人踊 吉彌むすび流行 天王寺回廊花見 本願寺門跡下坂 虎の生取
九軒町の揚屋 人參だまし 愚夫童を誑かす 檜の権藏の妻 美女の晒しもの

卷之十九……………自二七頁 至二九頁

〔天和元年〕 西町奉行更迭 大風雨 傳曆鈔狂歌 三井吳服店開業 米穀高直 〔天和二年〕
琉球人來朝 大疫病流行 朝鮮人來朝 西山宗因歿す 僧善悦入寂 鐵眼禪師示寂 十一屋宗佐の妻
〔天和三年〕 歌舞伎讚言の事 薄に稻の穂生ず 〔天和年間〕 新町廓中幼様踊 歌舞妓芝居舞臺の事

卷之二十……………自二五頁 至三〇頁

〔貞享元年〕 貞享曆を頒つ 大坂城代更迭 城代また更迭 大佛島の名義 椀久死 〔貞享二年〕
須磨寺の寶物 大坂城代更迭 流星百里を照す 伊丹野々宮の牛頭天王建營 安治川を掘り波除山成る
淀川敵討 義太夫芝居建つ 大流星の考 安治川芝居助成樽御免 猫舌を噉ひ死す 壯夫自殺と遺書
專西の臨終 〔貞享三年〕 東町奉行更迭 川邊郡の三十三所觀音順禮 下河邊長流卒去 嘔火炎となる

母燕 雛を愛す 〔貞享四年〕 大坂城代更迭 南御堂前の敵討 獄の焼といふ物 高臺橋の喧嘩 〔貞享年間〕
梅田墓所 中之島比丘尼橋 生瀬川尼殺し

卷之二十一……………自三二頁 至四二頁

〔元祿元年〕 西町奉行更迭 堂島に人家建つ 泉州の一椿事 〔元祿二年〕 聖徳太子開帳 五尺餘の大龜
北濱火 中船場火 梅澁吉兵衛積悪 〔元祿三年〕 光りもの飛ぶ 麻疹流行 聖武帝御塔立つ
長柄橋柱奉納 初代嵐三右衛門死 〔元祿四年〕 大坂城代更迭 西町奉行更迭 楠正成の墓立つ 謠曲湊川
〔元祿五年〕 日蝕 東町奉行更迭 大同元年の梁文 一時軒帷中死 いろは茶屋立つ 大坂勸進角力始
塙團右衛門遺物 幼童來迎を拜す 〔元祿六年〕 大火廿餘町焼失 井原西鶴死 尼ヶ崎大火 天神橋架換
難波橋架換 〔元祿七年〕 津村御坊斬始 土賣七兵衛 孝子平兵衛兄弟 善光寺如來開帳 善光寺御利生記
善光寺繪番附 芭蕉翁死 蕉門年代記

卷之二十二……………自三七頁 至四三頁

〔元祿八年〕 朝日の御影開帳 遊行上人入寂 三勝半七心中 寺請狀と組合印 蜷川に櫻橋架る 〔元祿九年〕
西町奉行更迭 與力同心の一部堺へ移住 古金銀を改む 金銀の箔座定る 多田滿仲七百年忌 超譽和尚迂化
曾根崎の新色里 北華通情 納屋町俵屋公事 〔元祿十年〕 月江寺建立 大坂御堂石築 天満火

大坂酒屋の造敷と運上
堀江阿彌陀池和光寺建立
〔元祿十四年〕
壺井八幡の贈位
萱野三平自殺
矢頭長助病死

道頓堀火
所々に橋を架く
西町奉行更迭
御池橋架設
千日心中

〔元祿十一年〕
〔元祿十二年〕
〔元祿十三年〕
〔元祿十五年〕

箕面辨財天開帳
早魃
天滿宮連歌興行
異様の文字流行
高津の茶屋堀江の新天地に移る

堀江幸町古川富島に人家建つ
河内通法寺建立
安産子安地藏
契沖碑立つ

五人男獄門

卷之二十三……………自四三頁 至五三頁

〔元祿十六年〕
亡妻姿を現す
前句流行
谷町觀音堂建立
御靈大明神贈號
石佛の觀音出現

玉造伏見坂町千日前に移る
〔元祿年間〕
俳諧夜の花
梅田橋納涼
千日寺墓參り
太夫下駄の事

小橋磐船舊蹟
住吉園女傳
北山壽安卒去
總井橋架設
攝津國石高
傾城町の屏風

會根崎心中
心中戀の塊り
心中名寄鹿子
有馬大火

如羅架琴風死
俳人野坡の話
俳人舍羅の話
北野不動寺參り
會根崎の狐塚
多田温泉の事
廊中女郎貞數

今宮名産關の夜
難波鶴出板
百椿流行
萬年町關家價付の事

御治世撰陽年鑑

凡例

一 元和の御治世より二百余年の近世に至る大坂市中と聲を接の國中河を舟のりよ古老の口碑を踐まふ事實まこと家々の日記を書とく
 一 忠貞孝子仁政の吉本舞馬水災の凶事本文のまこと能すとも長文あるを別送
 一 編集の文中に往古と書は元和寛永より明暦
 一 万治の記をよむ寛文延寶より正徳享保
 一 中頃より元文寛保の後と近世と能と上と

御治世攝陽年鑑

凡 例

- 一 元和の御治世より二百餘年の近世に至り大坂市中を肇め攝の國中河泉の間に古老か口碑に残れる事實または家々の日記に書とせし忠貞孝子仁政の吉事舞馬水災の凶事本文のまゝを記すといへども長文なるは別卷とす事の委しからぬも其荒増を記す
- 一 編集の文中に往古と書るハ元和寛永より明暦萬治の頃までをいふ寛文延寶より正徳享保を中頃とし元文寛保の後を近世と記す上古とあるは都而年久しき 御治世以前也
- 一 年號を以て卷を別つといへども丁數多キは二卷共三卷とも分ツ其年々の月々順ならざるハ事の尊卑によるもあればまた追如するもあれば也
- 一 年々其時々の風俗をあらん爲浮世繪艸帑院本色里の粹書などの雜文も引用して證とす
- 一 鳥獸艸木異形なるものハ模寫縮圖するといへ共小子畫に疎く甚拙し眞の大圖は書畫帖ニ載ル
- 一 朝鮮人來朝琉球人來聘など此國に限りたる事にあらざといへども大坂の往還あれば也
- 一 此書に攝陽奇觀南水雜志を合して三部の書とし都而の事實合せて視るへし
- 一 文政の頃この編集をおもひよりて艸を發すといへども年經たる事ハ事實もさだかならホ文政のはじめよりハ

日記のごとく小事も不洩書とせむ

- 一 寫本に誤字多し本のマゝ記してはまだ校をなす違あらず
- 一 文政八乙酉年小子大病にて世上の事に疎くまた洩たるを聞んもいたつきの障りなれハこゝに筆を止む



御當家御代々御治世大意

御草創第一大祖

東照神君

人皇五十六代清和天皇廿五代の御苗裔新田贈大納言廣忠卿の御長男天文十一年十二月廿六日三州岡崎城にて御誕生御幼名竹千代君と奉申今川義元が介抱にして御成長なし給ふによつて義元の一宇を以て初ハ元康公と奉申然に永祿三年今川義元織田上總之介平信長が爲に滅亡の後 家康公と御改名たまひ織田信長ニ隨順有て後年豊臣太閤秀吉公ニ補佐して秀吉公の御妹を室として御内縁也慶長元年 内大臣に御任官同三年太閤秀吉公薨去の後は家康公加賀利家天下の政事を治め給ふ同五年石田治部少輔三成江州佐和山の城にて謀叛を起し濃州關ヶ原の一戰に徳川家勝利を得給ひ御威勢益朝日の昇ることくにして同八年 家康公征夷大將軍に任官然るに慶長十九年甲寅大坂關東大戦ニ及び一度御和睦有之といへ共元和元年乙卯五月大坂落城して關東御利運ニ相成依之從一位右大臣征夷大將軍淳和辨學兩院別當源氏長者新田足利兩家の大祖と奉稱御治世十四年元和二年丙辰正月廿一日駿州田中ニ狩し給ひ其夜より御發病同三月十七日^(太)大政大臣に宣下あり同廿七日綸命を駿城にして請給ひ同四月十七日薨去春秋七十五御治世十四年 御法號 徳蓮社宗譽道和 駿州久能山ニ葬り奉る翌元和三年丁巳二月廿二日勅號 東照大權現と奉稱同三月九日正一位を賜ふ同月十五日日光山へ改葬これ 公の遺命なれハ也

秀忠公 御二代

神君御三男天正七年己卯四月七日御誕生慶長十年乙巳征夷大將軍任官從一位大政大臣御治世十九年
寬永九年壬申正月廿四日御他界御壽五十四歲武州増上寺ニ葬り奉る 台徳院殿一品大相國と諡ル

家光公 御三代

秀忠公の長子慶長九年七月十七日御誕生元和九年癸亥閏八月廿七日從一位左大臣右近衛大將征夷大將軍ニ任ス御
治世二十九年慶安四年辛卯四月廿日御他界御壽四十八歲下野國日光山ニ葬ル 勅して 大猷院殿正一位大相國ニ
贈ル

家綱公 御四代

家光公長子寬永十八年辛巳八月三日御誕生正保二年乙酉四月正二位大納言任ス慶安四年辛卯征夷大將軍ニ任ス御
治世三十年延寶八年庚申五月八日御他界御壽四十歲東叡山へ葬ル 嚴有院殿奉諡

然ニ家綱公御世繼無之よつて御舍弟館林宰相右馬頭綱重公ニ御世を譲り給ひ綱吉公と奉稱

綱吉公 御五代

家光公三男正保三年戊辰四月御誕生延寶八年正二位右大臣右近衛大將征夷大將軍任ス御治世三十年寶永六年己丑正
月十日御他界御壽六十四歲東叡山へ奉葬 常憲院殿奉諡

然ニ御嗣君無之よつて甲府宰相綱豐公嗣之

家宣公 御六代

寶永元年甲申十二月五日御養君翌年從二位大納言源家宣公と奉稱寶永六年己丑四月正二位内大臣右近衛大將兼武
藏守征夷大將軍任ス御治世四年正徳元年壬辰十月十四日薨御 文昭院殿正一位大相國奉諡

家繼公 御七代

御幼名鍋松君正徳二年壬辰十二月大納言奉稱同三年癸巳四月正二位内大臣右近衛大將兼武藏守征夷大將軍御治世
四年正徳六年丙申四月廿九日薨御壽八歲 有章院殿正一位大相國奉諡

然ニ御嗣君ましまさず急御不例ニよつて紀伊殿を以て八代將軍ニ任らる、

吉宗公 御八代

享保元年丙申五月正二位内大臣右近衛大將征夷大將軍任ス延享二年乙丑十一月大御所奉稱御治世三十年寬延四年
辛未六月廿日御他界御壽六十八歲 有徳院殿奉諡

家重公 御九代

享保十年乙巳四月九日御元服從二位大納言任ス寬保元年辛酉九月右大將御兼任延享二年乙丑十一月征夷大將軍正
二位右大臣御昇進寶曆十年庚辰五月大御所奉稱同十一年辛巳六月十二日薨御 淳信院殿奉諡

家治公 御十代

元文二年丁巳六月御誕生御幼名竹千代君延享二年乙丑十一月大納言任官寶曆十年庚辰九月正二位右大臣右近衛大

將征夷大將軍安永九年 庚子九月廿八日左大臣任ス天明六年 丙午九月八日薨御東叡山へ葬 凌明院殿奉謚

家 齊^{ナリ} 公 御十一代

家治公御子幼名豐千代君天明二年 壬寅四月三日御元服天明七年 丁未三月六日正二位内大臣右近衛大將征夷大將軍
ニ任ス文政五年 壬午三月一日從一位左大臣御轉任

〔編者曰ク原本此ノ所五行空白〕

家 慶^{ヨシ} 公 御十二代

文化十三年四月御兼任奉稱右大將樣與

御治世
見聞錄 攝陽年鑑

浪華 濱松歌國輯

○元和元 乙卯年〔慶長廿年七月十三日改元〕

一 五月七日 大坂落城

一 同 九日 大樹伏見ニ入御 圍衛之大小名攝州を發して京伏見ニ著ス

一 同 十日 諸手之軍士働キ之御穿鑿有之 委しくは別卷冬夏祕錄にあり

一 六月 松平下總守殿御知行と成 十五萬石 北船場南船場ニ郷天滿郷大坂御陣の時離散の町人共御引戻シ

被仰付上町東横堀までは諸侯方御屋敷にて御曲輪の荒地城州伏見より貳百町餘り御引移りにて今の惣年寄の先
祖は慶長八年の頃長崎表唐物入津御取締之節長崎江戸堺京大坂五ヶ所之内百貫目以上之身體之町人御撰出シ遊
され町方支配仰付られ元々衆共相唱へ御年貢の地子銀取集め未進等は取替遣へし松平下總守殿へ御上納被致町
々年寄も元々衆より相極られい

松平下總守殿に上納之年貢高

古町之分 五千石

攝陽奇觀 卷之十

新町之分 六千八百三十三石三斗九升五合餘

八千九百四十六石七斗壹升八合餘

斗代三石ニ付銀貳拾目替

此銀高 百七拾八貫九百三拾四匁餘

〔編者曰ク原本此ノ所一行空白〕

一 七月 武家諸法度之事

官中祕策ニ云

慶長廿年卯改元號元和元年也七月七日 神君伏見ニおゐて諸大名へ武家諸法度十七ヶ條被仰渡

一文武弓馬之道專一相嗜事

左文右武ハ武之法也不可不者備弓馬之武家之要樞也何分勵修鍊哉

一可制羣飲逸施事

好色博奕等相嗜さる者ハ必亡國之基也

一皆法度輩可不隱置於國之事

法令ハ人倫之大節也破之輩ハ其罪不輕

一國々大小名并諸浪人各相抱出卒金反逆并殺害人は外より於告來ハ速可退出仕事

諸國居城雖爲修補必可言上況新規之構營堅停止劫城過百雖ハ國之害也竣壘隍溝ハ大亂之本也

一於隣國企新規結徒黨者有之は早速可致言上事

一私不可結婚姻事

一諸大名參勤作法之事

續日本紀之制曰不領公事時は不得集行正然則大勢を不可引率大抵百萬石以下廿萬石以上不可過貳拾騎

拾萬石以下可爲其相應然し上役之節ハ可不應其分限事

一衣裳之品不可混雜事

君臣上下衣服之制度正可有差別白綾白小袖紫袷紫裏練無紋小袖等無御免衆猥ニ不可着用仕近代良從諸

卒綾羅錦繡之飭をたしなむ者甚以古法

一雜人恣不可乘輿事

古來は今々より御免を蒙り乘之又は無御免乘家有之近來諸卒之類恣ニ乘輿之事無法之至也向後國持大

名以下一門之曆々之輩并醫陰兩道或は六十以上之人或は病者等可乘家老從卒等恣ニ於令乘輿ハ其主人

之可爲越度由但し公家門跡并諸公家衆は其制限ニ不有

一諸國諸侍可用儉約事

一國主可撰政務之器用事

治國之道は在得人明ニ功過を察し賞罰を正し其國有善人則其國彌治ル

右此旨可相守者也

〔編者曰ク原本此ノ所三行空白〕

一 寫上郡古曾部村象王山伊勢寺の舊跡草堂一字ありしを祖永和尚中興の力を奮ふて伊勢の祠堂を造ル

一 五月廿八日 茨木城主片桐市正直盛病死 事ハ寛永五年之條ニあり

新撰句集ニ

片桐 且 元

嘯 山

残る雪あつたら顔かよこれけり

元和二 丙辰年

一 東照權現御宮 松平下總守殿天滿川崎北長柄町に創建ス 三江和尚寺務九昌院建國寺と號シ京師建仁寺ニ屬スされば神威を仰ぎ奉る哥に

萬代の始とけふを祈置て今行末は神ぞ知らん

御例祭四月十七日御境内ニ觀音堂藥師堂あり

一 大坂内平野町ニ神明宮勸請

社説云 初メ洛西の西院にあり元和二年松平下總守祈願成就ニよつて此地へ勸請ありしと也

攝津志云 當社を窪津王子祠と稱ス又渡邊王子ともいふ熊野行幸記に見へたり

國花分明集云 此社は人王百九代後陽成院の御宇伊勢國に北黒田の何某といふ人あり或夜の夢に太神宮攝

州大坂に鎮座有べきとの御神勅を蒙り此旨を吉田家へ告げれば古來其例多しとて神符をゆるし大坂に勸請

鎮座ましゝ所の守護神となし奉るとも

一 三月五日 小野於通死

文録(録)の頃より世に行へれて今専ら流布なす淨瑠璃作文の祖也 小野於通一代記云

織田信長公の侍女阿通といへる女源牛若丸と矢矧の長者の女淨瑠璃姫の事を戯文に著し長生殿十二段と號ス

これ藥師の十二神に表シ十二因縁の道理をさすとすゆへ十二段とはなしぬ 十二段の本文 此草紙に岩橋檢按 瀧野

攝陽奇觀 卷之十

一三

兩檢 節譜してかたり初しより音曲の一藝なれり阿通自筆の十二段の巻は大坂内本町島田某といへる人持傳え
校共 (一) しかと元録の始に焼失ス惜むべき事也此於通は織田家の亂を避てより攝津國長柄に幽なる艸庵を結びて住
るが元來和哥を好みて數首の秀哥あり

つれくとふりにし跡を思ふにも袖こそぬるれ五月雨の空

此歌世に聞えたり書もまた拙からず於通の手鑑といふ書物世に流布すれど信じ難し河州觀心寺の内中院の什
物に自筆の文あり元和二年三月五日行年五十八歳にて此庵室に終ル其舊地は長柄村より西の畑の中に一木の
松あり里人於通の松と呼びしかど正徳の頃朽たりしとぞ

當流など歌せん 西鶴撰

此書は豊臣家の時代よりこのかた都鄙に名高き婦女の俳諧を集めて歌仙とすそが中に津宇女を載たり次ニ圖
を出す其餘難波の邊の婦女の分を因ニ拔萃ス

蝶 暮

難波女也秀吉公にめしつかへれしが姿もすぐれてやさしく明暮哥書に心をうつして月をあたに見す花をあ
はれみ春をふらせる鳥に今朝のけしきを梅の御殿にて

籠耳にはつねはもれし春の鳥

辨 女

津の池田の里の女也五歳より筆道覺へて七歳にして四書讀て世の人目を覺しぬともし火の影に二十一代集



くりて哥道にもいとまなく俳諧も作者也折ふし春雨の夜ねみたれ髪におもひあへせて

雨ふりの柳の髪や水油

榮春

難波にすみし女也俳道に心さし深くて立圃三吟集にも見えし也大坂俳仙にも入ぬさま替て月の入方おもひ
やられし秋こそ西に海山のあけほのに名残

月こくういる所をやまらま弓

松安妻

泉州堺の女也俳道かしく世々の古筆も見分侍る慶友成安にもましへて座會をせし人につきぬ言のはは此
濱の貝つくしそかし

海か山になるためしにや櫻貝

方女

難波なる女也此里に女の俳諧するは希なる時より名をうさぎはいかいニもあらはし大坂古歌仙にも見えわ
たり侍る大手鑑にも加筆せし作者也

軒の妻もはれかたひらか花あやめ

此餘にも猶あるべけれど下の巻闕本にて見えず津宇女はかゝる婦女の中にも此歌仙第二の右に出たれり其
高名思ひやるべし

元和三丁巳年

一 土岐山城守殿二萬石寫上郡高槻城領ス 江戸より百三十二(里)

高槻城往古は高月と書ス地名を野身郷高月邑といふ亂國の時こゝに大木の槻あり本陣と定られしより槻
の字に改ム城主初メは近藤連といふこれを高月殿と稱ス十二代の後入江左近の時没落ス其後和田伊賀守
高山右近居城ス

大御所様御代始ニ林大學頭信篤へ被仰付編輯之書 國朝舊章録卷之貳 除邑録ニ

七萬石 攝津國高槻城主 高山右近太夫長房

慶長九年三月七日坐于故蘇之事邑除流は加賀國金澤邑

一 戸田左門殿五萬石河邊郡尼ヶ崎城領ス 江戸より百三十五(里) 後年濃州大垣へ所替

尼崎城舊名大覺寺城といふ大永年中細川尹賢居城し元龜年中荒木攝津守村重修補し滅亡の後池田信輝ニ

屬し元和三年戸田氏鐵改築してこゝに據れり

一 住吉神社 四天王寺伽藍再興

一 能勢郡地黃村に眞如寺立

領主能勢侯の祈願所とす初メは眞光寺といふ眞言地也能勢攝津守頼次經宗信仰によつて甲州身延山廿一代日乾
上人をこゝに請じ覺樹庵と號ス故に身延山退院所とす能勢妙見堂の法用當寺より勤ム

一 五月一日 あられ降ル

一 逢坂合法ヶ辻に閻魔王の石像立

古老云 合法ヶ辻の閻魔王の石像は野中によつほりとして在し處萬治の頃にや加州にて唱凡といへる修行者に打扮しもの兄の敵を打し事ありしに當地道頓堀荒木與次兵衛芝居にて右の趣意を攝州合法ヶ辻と聲の同じきを趣向の種として狂言に取組大當りせし故其冥加のため合法ヶ辻閻魔王の石像ニ雨露の覆ひに小堂を建立せしとぞ修行者唱凡の役を勤メし荒木與次兵衛は非人敵打の元祖ニ而尤名人なりしよし

願懸重寶記云 合法が辻閻魔王の石像へ頭痛を患る人參詣して白紙にて閻魔王の頭にはちまきをさせ何卒頭痛平愈なさしめ給へと立願すれハ忽チ頭痛を忘る、御禮には繪馬を奉納すべし

一 六月 幽霊隻袖之事

平野大念佛寺 隻袖事略云

夫融通念佛の功德にて不思議奇特ども古今多有中にこれはそも著しき近古の靈驗津國住吉の社人山上松大夫の妻の目出襲し隻袖并香盒也其謂れを尋るに元和三年の事なるが奥州の土民西國巡禮を心ざし梅雨の頃既に陸奥の古郷を立出六月三日ニ管根の關に次ぬ其中一人の巡禮同行に後れて管根の權現を伏拜ミまばし躊躇居ける所に惟しけ成女性一人忽然と現れ出かの巡禮ニ向ひ申やうは妾身ハ津國住吉山上松大夫といへる社人の妻也圖らずもけふ身まかりしが造れる罪遁れがたく此山の地獄に墮て様々の責を受るに隙なしといへ共當權現の御方便にや須臾の暇を得て茲ニ來れり願くハ津國平野大念佛天得如來の御前ニて融通念佛の御廻向に與かり速く此獄

苦を免がれ淨土に往生せん事をまつなり此由を故郷へ告あらせ給へまかし信なくては良人肯ふまじこれを信に參らせんと紫朽葉色の隻袖に香盒を添へて巡禮に渡しければ兩品を手に請取樋に達け申さんといひも果ぬ間ニ化婦を見失なへりかくて巡禮は同行諸共此彼の靈佛靈社を拜ミ巡り七月七日ニ住吉に來て松大夫の宅に尋合件の始末を物語しかの二色の鬼物を出し示しければ太夫手に攪からに潜焉と泣て是は正しく亡妻の年來愛置し二種に疑ふ所なし疾願の追福を營ばやと太夫は急ぎ當山に詣て時の聖三十六世の道和人に拜謁し事の仔細を曲さに語りければ上人も哀に思し即時に如來前に於て融通念佛の法事を修し給ふ松大夫今宵は此御堂に通夜念佛し明しけるが上人深更に及び几案に隠て念誦ありしに夢現となく異香薰じ紫雲一簇軒端にたなき忽端嚴の女人蓮花を踏現いで、まふさく上人の大慈力ニ因如來の御引接を蒙りて今なん往生極樂の素懷を遂侍る御報恩の爲に來れりと光を放て西の空に飛去ぬ上人かくと松大夫に告給ひければ太夫今は喜悅の涙にぞ咽びぬ去程に隻袖香盒は末代迄融通念佛の奇瑞證信の爲に當山に納めけり委しくは別に高貴家御眞筆の縁起あり

一 同年 京都叔父甥出入之事

板倉顯命錄ニ云

京都の町人男子壹人持けるが其歳七歳也然る所に父病氣ニ付保養服藥灸治等殘る所なく醫術を盡すといへ共定業遁る、方なく終に其年の初冬上旬野邊の烟と成にける臨終のゆふべに弟壹人有之を招きて遺言なしけるは我病氣唯今の通りにては一兩日を過ぎず死去すべし然れば悴事當年漸七歳なれハ家督の事後家に任せ置ては覺束なくこれ黄泉の障り也何卒其方に一所帯を預け置開悴十五歳に相成らバ大坂秀頼様のごとく家督金銀已下迄を

不殘相渡し吳よとて一通の遺書を調へ置ける其文ニ曰

一 倅(倅)當年七歳ニ相成ひ開拾五歳ニ成長仕ひ迄金銀家財以下註文の通り其方ニ預置ひ也乍恐

大坂秀頼様之仕置之如く異義なく相渡し可被下ひ以上

慶長十四年酉十月

名印

宛所

斯のごとく書て町の年寄十人組一門眷屬會合して註文の通り預け置死去する所に元和三年には十五歳に成けるゆへ遺言之通り家督金銀以下まで倅(倅)に相渡しされひやうにと彼後家方より叔父の方へ申達しければ尤也と返答せし儘ニ而免角して其年もはや暮けれ共相渡し不申ニ付後家方より所司代へ愁訴に及びける板倉伊賀守殿段々被聞召雙方を召出され御詮義の所右之通り也叔父申上けるは大坂秀頼様之ごとくと遺言に書のせひ聞相渡し不申ひ秀頼様は御潰れ被成ひ開彼者ニ渡しひては遺書に背き申の間御下知次第に仕るべしと也伊賀守殿聞届け給ひて仰らる、やう遺書之文言の通りには汝が申處道理有に似たれ共亡父が心底には慥なる事に比して如斯書置たれば異義なく相渡しべし甥は猶子のごとくといへば向後父子のごとくむつましく致スべし叔父また亡父のごとく愛憐を加ふべき事也秀頼の事は自業自得果といふもの也汝等が知る所にあらず此文體を守るは鶺鴒の眞似をする鳥にひとしと仰られけるとかや

一 高山右近太夫之事

中興武家盛衰記ニ云

知行七萬石 攝州高槻城主 高山右近太夫長房

扱も高山へ信長取立の士にて軍功あり信長公生害の後秀吉公へ仕ふ山崎合戦の時武勇を顯へす秀吉公一統の後高山が忠勇を感じ攝州高槻の城にて七萬石賜へり從五位下侍從に任ス其後尾州小牧柴田羽黒小田原或は朝鮮(攻)責いづれも軍功あり扱太閤滅後 御當家へ仕ふ石田亂の時無二の味方也然るに高山切支丹の棟梁にて専ら邪法を弘むる事上聞に達し御詮義の上申分不立首尾惡しき最中へ件の石見守長安と大事を企事かくれなく領知召上られ慶長九年 十九年歟 原本此ノ所以上ノ書入レアリ……三月七日加賀中納言利家へ御預ケ也年久しく加賀國に蟄居すといへとも重科ゆへ赦免もなく終に彼地にて病死せらる高山武道詩哥に達しけれハ三萬石合力あつて不斷友とせらる、息高山外記を上聞に達し家人となす其子孫今加州の家_ニ有之と也

元和四 戊午

- 一 八月八日 彗星出ル
- 一 領主大政所高臺院殿一心寺へ入御

〔編者曰ク原本此ノ所半丁餘空白〕

武用辨畧云 奉行

經説ニ據り^{コト}也曰信受奉行とすと又囑累品^{ソクレイホン}ニ如世尊勅當具奉行と説玉フ 此等の文語を取て名クといへり奉行とは上の仰を奉^{ウケモツ}て下ニ行^{ヲコナフ}の義也故に奉行は守護の下司也近代六奉行といふは武者奉行一人 篠奉行二人 長柄奉行二人なり或書ニ云武者奉行といふは古の軍大將といへる者なり九郎義經上洛の時土肥ノ次郎實平を以て軍大將として相添らる是今の武者奉行の例也察するニ軍監^{グケン}の類歟六奉行の外にも陣場奉行小荷駄奉行^(列)烈奉行道具奉行等あり

同書ニ 與力同心

中古與力同心といひしは庄園の主其所の地侍などいふ者の守護の被官にはあらずして然も兵役ある時は近



隣の守護人に志を通じて被官同意に力を合せ與^ヨするを與力同心ともいひたり 今世ニ云與力同心とは其品異なるか古老鈔ニ云 近代迄も侍大將ニ屬し預らる、一騎の士を組子とも同心とも呼たりとぞ今の同心は足輕の名とす

〔編者曰ク原本此ノ所ニ如上凸版ノ通り書入レアリ而シテ與力合印ノ中

〔西〕ト〔二筋ハ火事役〕トアル部分ノハ朱書シアリ又同心合印ノ中

〔西〕ノ合印モ朱書シアリ

元和五 己未

一 松平下總守殿和州郡山へ移ル

一 松平紀伊守殿高槻城領ス 二萬石

一 二月 大坂町奉行始ル

東御番所 水野河内守守信 久貝因幡守共云
三十ヶ年御勤

西御番所 島田越前守直時 十四年御勤六年跡役無之

古老云 大坂町御奉行東番所本役とし高知の人勤役西番所ハ副役のよし 又云 大坂町奉行火消御役を第一とし

出火の節表御門より御出馬其餘御城入御巡見等裏門より御出 町奉行唐名 府 少 尹 從五位下朝散大夫兼

受領 刺吏 性 名 乘 ……原本此ノ所以上ノ書入レアリ……

官中祕策云

一 町御奉行兩人 千五百石高

御役料現米六百石宛與力同心三拾騎五十人

御用日 二日 五日 七日 十三日 十八日 廿一日 廿五日 廿七日

當御役中妻子引越

古老云 簾本之中ニ布衣の位あり此布衣之上には從五位諸大夫也是は國々奉行の官也從五位の上は四品これ大

坂城代格式也此上は從四位侍從(所)これ京都諸司代格式也布衣已上は 將軍様直々御役を被爲 仰付此衆中へは
キ成ル御印形を 將軍様より頂戴するゆへ至て重し大坂城代は位四品兩町奉行は從五位諸大夫尤位は違ども御
黒印を同様ニ頂戴所持奉るゆへ御城代より江戸伺ひ兩町奉行御立會にて三判にて伺ひ奉る依之布衣よりハ甚重
く布衣以下ハ皆御老中より申渡ス

尤簾本の中にも布衣之衆中多く有て是皆將軍家の御直人故御殿中にも御老中とは答禮也

一 中奥御番より 御徒頭小十人頭 堺奉行

一 御書院組頭より 布衣御目付 堺奉行 日光奉行 御先手

一 御持頭より 布衣 大坂町奉行 小普請支配

一 大坂御船手より 布衣 大坂町奉行 寄合 小普請組支配

一 御先手より 布衣 大坂町奉行 御徒頭 御持頭

一 奈良奉行より 諸大夫 大坂町奉行 小普請奉行

一 堺奉行より 諸大夫 大坂町奉行 御持頭 小普請支配

一 駿河奉行より 布衣 大坂町奉行 小普請奉行 御持頭 奈良奉行

- 一 大坂町奉行より 諸大夫 御勘定奉行 御旗奉行 御普請奉行 長崎奉行 降て一代小普請
 - 一 御使番より 布衣 大坂町奉行 小普請支配 御先手 御目附 禁裏附新御番
 - 一 若年寄より 御側用人 御城代
 - 一 御側衆より 御老中格 御城代
 - 一 御城代より 所司代 御老中
- 評定所式日立合寄合之事
- 一 寺社奉行 町奉行 御勘定奉行 是を三奉行といふ
 - 一 御祐筆 儒者 目安讀 評定留役 御勘定衆 御徒目付 御臺所方御料理方 御坊主 御小人目付 評定所留主居并同心月番方町與力貳人非番方より三人召出帶刀并同心町年寄右大略如此

式日

- 官中祕策ニ云 御役替之大法
- 一 大名より相勤ル分 伏見奉行 御城代御奏者番 大御番頭 大名役外ニなし
 - 一 火事場見廻りより 中奥小性 御使番 大坂御舟手 火消役
 - 一 毎月二日〔正月十二日〕十一日 二十一日

右老中壹人大目附壹人御目付貳人此外之奉行遠勤相定ル御役人卯の刻より罷出御用之品公事訴訟共立合替有之歟難決公事有之時は不殘出席是を大寄合といふ

- 一 立合 毎月四日 十三日 十五日
- 御側衆壹人御目附壹人此外如例立合京大坂其外所々奉行役人も參府之時は出席す
同書ニ 武家紋爵之條に

一 五位被仰付面々所謂萬石以上之城主之嫡子又無官にても寺社奏者之嫡子若年寄嫡子國持之次男或は三男御側衆御留主居年寄大御番頭御書院番頭御小性組番頭甲州詰小普請頭大目附町奉行御勘定奉行御作事奉行御普請奉行小普請奉行西丸御留主居京都町奉行禁裏附法皇御附仙洞附伏見奉行泉州堺奉行奈良奉行駿河御城代久能奉行山田奉行日光奉行大坂町奉行御三家并松平加賀守家老共五位ニ被仰付

同書ニ 江戸御城座席之事

- 一 溜之閒 大坂御城代
- 一 鷹之閒 大坂御城番
- 一 芙蓉之閒 千五百石高 大坂町奉行
- 一 同 千五百石高 堀奉行
現米御役知六百石
- 一 躑躅之閒 五千石已下 大坂御船手
御役料百人扶持

〔編者曰ク原本此ノ所ニ行空白〕

政談ニ云 當時は役義に文武有事をまらず大坂御城代御番頭物頭船手などは武役也其外の御老中より以下皆々文官の役人也當時はいつれも武家成といふ今文官も學文をせず武士の武士らしきは悪しきとて武官も上臈の様になりせめては文武の差別をまらせ度事也

○ 同書に 大坂在番の御番頭も御城下にて病死すれハ其夜中に家來共に御城中を引拂ふ事定法なりと承へる事又いかゞ有へし諸大名の家中も江戸屋敷の内にて病死すれハ其夜中に送り出す是も右の法に準したる也又人々は頓死も有もの也死後に三日は葬らず置へき事也死すると其儘死骸を送り出す人情にて死を憐む道に缺たり大坂は御城なれハ江戸の御城にて死人も病人も其儘御城を去る事に準じての事か惣して城といふものは元來戦ひの爲にもふけたる事なれハ尤の事也大坂も御城なれども不斷の御座所にてハなけれハ階級有へき事也其うハ江戸には御城外に面々の居屋敷あれハ夫々へ下る也大坂はまさに寺へ遣ハし葬るなれハ人情において缺たる也且亦主人死するうへは主なき家來を御城内に差置かたきといふ事か外の御番城は家來斗りにて守らするある也相番の番頭か預りて下知せハ苦しかるましき事也惣して大坂在番は餘りに法きひしくてよろしからざるやう也都て人はたゞ居られぬもの也御番所ハ格別面々の小家にては一調鼓獨吟謠はくるしかるましき事也笛笙ひちりきなど覺たらん人は是また苦しかるましき事也然るに一切に鳴物を禁じて忌中に似たるも宜からざる事也御番衆鳴をまつめて不斷に居るゆへ食物に物入夥しく或は博奕などをする事に成なり惣じて大

名の屋敷にても餘り法きひしき家中は必博奕淫亂は有もの也且また大坂にては下々の缺落常に有事なり缺落は大方は御城下へ出て定刻限に歸らぬゆへ直に缺落に成也又行方知れず失る事もあり大方は博奕などの意趣によりて海へ突落して殺す成へし又缺落したる者か十日斗りも過て又城内へ來り其まゝ又何方へやらん行ことも有と承へる不思儀千萬成事也畢竟御城を越し來るへきやうなし御門より出入するか御城中に隠れ居るか此二ツに出べからず惣して餘りに法きひしき事有れハ詮義六ヶ敷ゆへ面々に事なきやうに〴〵と心得る事を御番衆の傳授にする事にてかくのこき事却て知れずと見えたり法を末にて嚴しくして元來法の立様に行届ぬ所あれハ必かくのこき成もの也大坂御番城に限らず當時は何方も〴〵みな如斯心得有べき事也

〔編者曰ク原本此ノ所半丁空白〕

一 天王寺聖德太子千年忌

一 當年夏より冬まで毎夜巽の方に白氣あらゐるゝかたち牛角の如く長サ數十丈 又良の方に彗星出ル其光り火炎のごとし

〔編者曰ク以下四頁原本ニテハ板行ノマヽヲ貼付ケアリ〕

大坂御城代

△當御城者慶長九年六月松平下總守忠明居城也
 元和五年七月ヨリ御城代内藤肥伊守信正寛水二河部備中守正次正保四年同五稻垣
 撰津守長重從是代慶安二代永井日向守直清同三代内藤豊前守信照同四代稻垣撰津守長重
 兼應元代水野出羽守忠胤同内藤帶刀忠興明曆三御免同年松平丹波守光重
 万治元御免同年水野出羽守忠胤叔好同二代内藤帶刀忠興同三代松平丹波守光重寛元
 代水野出羽守忠胤同二代青山幡守宗俊延宝六御免同年太田根津守資次貞亨元卒
 同年水野右衛門大夫忠春同年御免同年土屋相模守正直同二所司代同年内藤大和守重頼同四
 所司代同年松平因幡守信興元禄三所司代同四土岐伊豫守頼敏正徳二御免同年内藤豊前守
 式信享保三御免同年安藤對馬守信友同七老中同年松平左近將監乘邑同八老中同年酒井修
 理大夫忠普同十三老中同年堀田伊豆守正虎同十四卒同年松平伊豆守信祝同十五老中同年土岐
 丹後守頼檢同十九所司代同年稻葉佐渡守正親同年卒同年太田備中守資晴元文五年
 同年酒井雅樂頭忠知延享元老中同年堀田相模守正亮同二老中同年河部伊勢守正福同
 四御免同年酒井讚岐守忠用室曆三所司代同年松平右京大夫輝高同六所司代同并上河内守
 利容同八所司代同九青山幡守忠朝同十卒同年松平周防守康福同十二御免老中室曆三河部
 飛騨守正允明和所司代同并松平和泉守乘佑同六卒同年久世雲守廣明安永六所司代同年
 叔野越中守貞長天明元所司代同并叔美濃守定經同二年卒同年戶田因幡守忠寛

大坂町御奉行

△元和五水野河内守守信寛永六堀奉行兼同九六目附同十四久貝因幡守正俊正保五年慶
 安元松平車人正寛文三御免同年石丸見守定次延宝七卒同年設樂肥前守貞
 享三年同年小田切土佐守直利元禄五大目附同年松平玄蕃頭同九堀奉行兼
 同十三御免同年太田和泉守好敬堀奉行兼同十五御兼役止正徳元御免同年桑山甲
 斐守同二御免同年鈴木飛騨守利雅享子保十四大目附同年稻葉淡路守種信
 元文五同并松浦河内守信正延享三勤定奉行同并小濱周防守隆品室曆四御旗奉行
 同年細井安藝守勝爲同七迄同年河部對馬守元良同十三卒同年鶴殿出雲守長達明和
 御免同年室賀山城守正之安永御作奉行同并土屋帶刀守直后改名駿河守天明長崎奉行同并
 小田切善兵衛守
 △元禄九新規保田越前守宗易堀奉行兼同十二戸町奉行同并中山出雲守時春堀
 奉行兼同十五勤定奉行以後無跡役
 △元和五島田越前守直時寛永五堀奉行以後無跡役中絶寛永十一曾我丹波守古
 祐明曆四年同并曾我丹波守近祐古祐寛文元年同并彦坂壹岐守重紹延宝五後八目附
 同年島田越中守同九御免天和元藤堂伊豫守良直元禄元大目附同年能勢出雲
 守頼相元禄三戸町奉行同四加藤大和守同八迄同九水見甲斐守堀奉行兼同
 十四御免同年松野河内守助義同十五堀奉行止宝永元江戸町奉行同并大久保大隅守
 忠親同五勤定奉行同六北條安房守氏英享保九大目附同年松平日向守勤敬元文三

普請奉行同年佐々美濃守成念延享元西九御留守居同年久松筑後守定郷寛延
三作事奉行同年中山遠江守時庸寶曆五御免同年櫻井丹後守政甫同七
同年興津能登守忠通明和迄同年曲淵甲斐守景漸明和六江戶奉行同年神谷大和守清俊
安永四御持弓頭同年京極伊豫守高王天明元御持筒 同年佐野備後守政親

坂御奉行

△初慶長年中成瀬隼人正正成米津清右衛門清勝朝倉藤十郎定重紫山小兵衛正
和慶長十九長谷川左兵衛藤廣元和三喜多見五郎左衛門勝重寛永五御免同年嶋
田越前守直時同六御免同年水野河内守守信同九大目付同十石河主佐守勝正承應
元卒同年石河主佐守利正勝正寛文四御免同年水野伊豫守元重延室九御免同年格垣
淡路守重成貞享五御免同年佐久間丹後守盛良元禄九當御後止依之御免 元禄
十五當御後再天野傳四郎當重寛永二御免同三桑山甲斐守一慶正徳元大坂町奉行
同年淡野壹岐守長武享保十四御免同年水谷信濃守勝比寛保二御普請奉行同年
山田肥前守利信延享四小普請奉行同年稻生安房守正甫宝曆六卒同年池田筑後
守政倫同八年大目附同年小笠原伊豆守信用同十卒同年坂部飛騨守明之同十二名改
土佐守明和九御持筒及同年石野筑前守範至安永六卒同年佐野備後守政親天明元丑
大坂奉行同年山崎四郎左衛門正祥

大坂御定番玉造口

元和七稻垣振津守長重寛永七卒絶以後慶安元保科彈正忠正與方治三御免同年石川播
磨守總長寛文元卒同二渡邊丹後守正綱同八卒同年安部丹波守信之延室五御免同年
保科彈正忠正景貞享三御免安部根津守信友元禄十四卒同年渡邊越中守基綱貞保
十三卒同年植村正佐守正朝同十四卒同年米津出羽守政恒元文四年同丹羽和泉守氏
音延享二御免同年森川兵部少補俊方實延享者同年米津越中守政立同年御免寛延戸田
大效頭忠言明和元養者同年丹羽式部少補貞榮明和八年同年安部根津守信元天明元御免同二
稻垣長門守定計

同 京橋口

△元和七高水主水正次寛永七止中絶以後正保五内藤石見守信廣同三御免同年安部根津守
信包寛文元御免同年板倉内膳正重矩同五老中同六米津出羽守田盛天和四御免同年
松平縫殿頭乘次同年卒同年遠山主殿頭政亮元禄六卒同年内藤上野介正勝同七卒
同年松平縫殿頭乘成同六卒同年内藤式部少補正友正徳元卒同年水野肥前守忠位同三
卒同年松平大藏少補勝以享保十卒同年戸田大隅守忠圓同十七卒同年水井播磨守直
亮元文二卒同年保科彈正忠正昭同四卒同年山修理亮弘長寛保二御免同年植村
土佐守恒朝延享四御免同年酒井信濃守忠告寛延四奏者同年遠藤備前守胤將
明和四奏者同年井上筑後守正國

元和六 庚申

一 大坂御城再築

一 同御番城と相成御城代内藤紀伊守殿初テ御勤

官中祕策云

一 御城代 壹人

右は慶長廿年卯六月松平下總守相勤以後今に不揚持地引請之御用品妻子引越常役其身は御城内住居
妻子等は下屋敷に差置ひ也五六年に一度爲御目見參府其節は御黒書院御勝手拜目之閒ニ罷出 御城内
諸番所下座無之京都諸司代格式也

一 大坂町人元々廿一人惣年寄與御改

當年元々廿一人の衆中御目見被仰付以後惣年寄與名付ケ町方支配是迄之通ニ可致旨被仰付て是より江戸表へ
御年頭之御禮の爲毎年下向可仕旨被仰付地子上納之義町年寄衆等其通りニ勤ひよし

毎年江戸御年頭拜禮之節 献上物

緋縮緬 十五卷

公方様

白紗綾 十五卷

献上

御臺所

西御本丸様

御座之御時右同斷

御部屋様

御老中様方

白紗綾三卷ツ、

御若年寄様方

右同斷

寺社御奉行様方

右同斷

大御目付様方

白紗綾二卷ツ、

町御奉行様方

右同斷

御勘定奉行様方

右同斷

御同朋衆

鳥目百匹ツ、

茶屋四郎次郎へ 銀三枚 同手代へ 鳥目二百匹

茶屋長次郎へ 銀三枚 同手代へ 鳥目百匹

右献上物進上物代銀三郷へ割方たとへば銀十貫目を七ツに割

北組ハ四ツ分 五貫七百十四匁三分

南組ハ二ツ分 貳貫八百五十七匁貳分

天満組ハ一ツ分 壹貫四百廿八匁五分

右は御赦免之石高割と相見え申ひ江戸表ニ惣年寄衆逗留中諸入用は凡貳ツ割に似寄りの北組は毎年下向南組天

滿組は隔年ニ下向有之右七ツ割見分いへは北組銀高と南組天滿組兩郷と凡懸合申い依之路用兩郷隔年に其郷へ懸りいよし阪榮録に著ス

扱又其頃町家賣渡シの義町年寄より惣年寄へ相達し惣年寄在判の上にて御奉行所へ御窺ひ奉申上帳切銀とも廿歩一銀子を上納之上御奉行所より御許容之御印紙被下物年寄衆より相渡りい印紙奉書ニツ折にして左之通被下い

家屋敷買取之事

一 大工町三丁目見屋長兵衛家屋敷之事表口三開裏の九開之所年寄中を以て宰判永代買取由心得い者也

元和六年庚申十月廿六日

嶋 清 左 印

久 忠 左 印

藤屋喜兵衛

右に記ス嶋清左とは西御町奉行嶋田越前守殿の御名清左衛門様と申 久忠左とは東御町奉行久貝因幡守殿御名忠左衛門と申いケ様ニ御奉行の御印紙被爲出いよし

西奉行嶋田清左衛門殿は冬御陣之節 神君 御弓頭を勤めし人也

官中祕策ニ 年中行事正月ノ條ニ

正月三日

一 御白書院御次之開御襖障子開之御脇ニ江戸町年寄上京下京大坂堺奈良伏見過書銀座朱座所割符之者當所町年寄惣町中右並居御奏者番披露之

元和七 辛酉

一 松平丹波守殿有馬郡三田領ス (里)
江戸より百卅七リ

元和八 壬戌

一 大坂御城番始ル

玉造口 稻垣攝津守殿

京橋口 高木主水守殿

官中祕策云

一 御城番 京橋 玉造口 兩所

御役料三千俵與力三十騎同心百人

御城番 御役料の元文中酒井雅樂之頭御城代の時ニ始ル

……原本此ノ所以上ノ
書入レアリ……

一 御在番 大番頭兩人 八月代り

一同加番 大名役 山里 中小屋 青屋口 雁木坂 四人宛 八月代り

一大御番頭同組中并與力同心共四組宛

毎年交代先番頭江戸發足七月廿三日 但シ大ノ月廿四日出立尤組中も準之

一同組中發足七月廿四日 廿五日 廿六日 廿八日

一同跡番頭發足七月廿八日各道中十一泊リ 但シ平番之内より身上高之者壹人御茶壺御用勤之

一組中交代 八月八日 九日 十日 十一日

右交代之様子二條同斷

一大坂在番御暇之節拜領物

攝陽奇觀 卷之十

御番頭 銀五枚 御時服羽織

組頭 銀十枚 時服二

組中 白銀十枚 此節嫡子御目見

一大坂加番は萬石以上四人毎年八月交代被仰付 但シ三四萬石壹人 壹貳萬石三人 尤本高減高差別有古は大身も勤之

一發足之節先規立前日御暇之節被下い員數時服御羽織被下い

附役高は萬石迄本高夫より以上は大方十分一之引高にて相勤い尤於彼地高一倍御米被下い

一壹番立 七月十五日 一貳番立 同 十六日 一三番立 同 十七日 一四番立 同 十八日

一壹番立 八月 三日 一二番立 同 四日 一三番立 同 五日 一四番立 同 六日

元祿年間之難波丸綱目年中行事ニ御城御番替 七月十二日より十六日迄但古は八月也當時は七月ニ有之と記せども當時はやはり八月ニ有之

一 九月 天王寺西門伽藍作頭の碑立

天王寺西門の外南側にあり當伽藍御再建作頭故傳右衛門是則碑石寺工金剛土佐營建

元和八壬戌年秋九月廿六日

官中祕策ニ 大坂加番被仰付事

一御用之義有之い別明何日何時登城可仕旨御老中御連名之御切番來ル御受使者遣之當日刻限より以前常服半

袴登城留主居出御禮として參上在所之時ハ御用番如例御禮として參上在所之時は御用番御老中へ留主居被召呼以奉書被仰付相達爲御禮と使者勤彼所御暇被仰付い翌日於評定所ニ起請熊野牛王認之大目附出坐列書神文月番に而認之

元和九 癸亥

- 一 京橋造立 欄檻葱實珠銘ニ云 元和九年造立と鐫ス
 - 一 堺南宗禪寺再興
- 紫野大徳寺末寺領百十石 今年七月十日澤庵和尚中興ス

△元和中 年月未詳之分追考

- 一 高津郷へ大蓮寺移ス
- 當寺へ文祿年中に黃蓮社顯譽魯道泰純上人泉州堺より大坂に來り開基ス其頃は今の三津寺の邊りに在しが其後東照神君の命によりて西横堀の邊に移さる又元和年中今の高津の郷に引けり委くハ難波丸綱目ニあり
- 一 平野庄大念佛寺立
- 當寺は融通念佛宗の本山也難波丸ニくハし

一 往古家作り帳切銀之事

御治世の後大坂町人の家造りミな藁葺ニ而當代の今宮村天下茶屋村などのごとく裏は田畑にして野菜を作りたりこ、かしこに明地多くして家の買人もなかりしよし其節の家屋敷買取ひ者より其銀高の四十歩一上納致シいと相見へ則帳切銀と申松平下總守殿御役人御受取書左のごとし

請取帳切銀子之事

合銀 壹匁壹分五厘

右南久太郎町二丁目北側傳治郎後家屋敷表口四間裏口十五間銀四拾五匁ニ九郎右衛門方へ賣渡ス
此四十歩一銀髓ニ請取候也

元和貳辰九月二日

攝陽奇觀卷之十

鳥庄右

四三

村 五郎兵衛
股 九太夫

九郎右衛門へ

右請取書御印紙にて往古金銀の拂底家作りの容體をも思ひやりて今の家屋敷賣買直段土地の繁昌なる事を知
るべし

一 大坂廓開發

浪華青樓志云 天正より慶長の頃までは大坂の内に定りたる傾城町といふ處もなく五七軒或は十軒十貳三軒ツ
、所々に散在せしを元和初の頃木村屋次郎許命ありて今の地に移し永世繁花なす妓院薨をならべ懸行燈四方
を照し扶桑第一の妓館となれり廓中を五曲輪に分ツ町名は

瓢箪町 佐渡島町并大東新道 越後町并阿波座揚屋町 葎原町 新京橋町 新堀町

世俗惣名を新町といふは新たに町と成しよりかくいふ當津にては中といふ其外異名多し五曲輪の町々引來りし
年月其年々の條ニ著ス

瓢箪町はその初め道頓堀の下に在しを元和の頃今の地に移し木村屋次郎町とも又ひやうたん町共名付し又
次郎の母は木村長門の乳母にて木村氏より又次郎母へ 太閤より拜領の金の御馬印の瓢箪を賜りしより街の名
に瓢箪をとりなし號に姓の文字を採たるといひ傳ふ廓中の惣支配して玄關には武具など飾り置しに二代目又次
郎に相成り天和年中役義に故障ありて家斷絶す此町往還の通路自由なすゆへに通筋と稱す木村屋の遺跡は瓢

箪町東口より三丁目北がハ當時塚屋某龜屋某の居住の地也享保九年の失火より宅を配當ス

木村屋亦次郎石碑は下寺町淨國寺ニあり

〔編者曰ク原本此ノ所三行空白〕

一 新町惣判の事

往昔より例年正月十八日瓢箪町會所へ餘町不殘合集して判形をなす也木村屋又次郎は大庄屋なるによつて當町
へ曲輪中不殘集り判形するを惣判といへり往昔は判形終りて後樂舞など催し賑(し)はりかりしとぞ

〔編者曰ク原本此ノ所五行空白〕

○蘆分舟云 瓢箪町

彼まどひのひとつやめかたき老たるも若きも智あるも愚なるもかはる所なくさまよひたる有さま親のいさめ
世のそしりをつゝむに心のいとまなき色の道いとおかし予過にし春の比夕月夜の道たとくしきに其姿を人
に志られじと志のふの浦の誓のみるめも所せくらふの山も守る人志けきにわりなく通ひ來りたりあふさき
るさの局格子のあたりに立やすらひかなたこなたと心をうからかし目をよろこひしめ遊女の品かたちのすぐ
れたるを窺へんと其おもさしを見やれ共其名を知らすあるひは名は聞つたへしもあれと其人を志らざればい
つれをかほめいつれをかそしるへき譽る人そしる人共に残らぬあたなるよに何ぞ此戯れをして遊はざらんや
されバ木の端のやうに思へるゝよといへる人さへ色好ざらん人はいとさうくしといひ物のあはれはこれよ
りそしると詠ぜられし人もいと戀しうむかし思ひ出られ侍るまかれハ今の世の人々の風義を見るに我のみな

らす貴賤僧俗ともに色好むほと學このむ人はすくなくたま〜道に志す人あれはあらむつかしの心學やあら氣つまりの佛學やくすんだ事などは聞たくなひと眼三寸見たし一寸先は闇の夜月の夜なにごともた、夢の浮世にあることなひことうそ八百の話そくをぬけさつたほんさまさへうでまくりして八文字をふみおのか氣まゝにぬめりものゝなますをおさへた瓢箪町といふありかなるか是顔淵汝志らすやそも何人のかくは名付そめけんといはしめをきかまほしく思ひまいらせり〜いと千語文のはしぢかき出格子に立より難波女のかつく袖笠にぬれ心ある涙の雨をふせかせ海士小船のこがる、思ひにみだれて餘所のみるめのまけきをもはゞからす沖のかぶろにことゝへばいざあら浪の音たにせず藻にすむ蟲にあらね共我から我はさやは思ふなどぬきんで、やりてがつき聲も聞えずうんともすんともいふ人のなけれはさて何とかせん 予思へらく此所をして瓢箪町と云事ハ遊女共多くあつまり髪をゆふつとに起ては身をたしなミ暮にはやみらみつちやの高ひく見えぬばかりに白粉をぬり門立の頃をはれにとゆふべことに顔をけつらへは夕顔をつくと云ゆんによれる歎いや〜さてはあるまじ元來是は瓢あり箪あり陰陽ふたつの和合のミなかみ天の浮橋新町のはしかゝる所に二はしらの神むまし乙女にあへりといふより今の世までもたえせぬものは戀といふもの實に戀はくせものゝたね小歌のたねをまかせておけろと引さみせん三筋町から絲による物ならなくにと別をまたひて吞盃をつけさしにする酒を入れてはお腰にぶらりとさけて出たる瓢箪なれ旅の空まで身をもはなれぬ連理の契りの數々うれしさ百なり千なりと云心ならんか本より傾城といふ事は餘所々々の國からわれらか國につたへし事今更いふもくた〜しされども世を亂し國をそこなへるゝがゆへに傾國とも名付たり寔姪聲美色は易惑人

とあれはゑるて好もてあそぶへき道にあらずみつからいましまして恐れつゝしむべきは此まどひ也

一 立慶町 伊藤出羽掾芝居立

右開發安井道頓より取次道頓堀芝居の始也元祿年中 柳澤出羽守様受領差構ひニ付信濃掾と改ル手妻人形興行

〔編者曰ク原本此ノ所半丁空白〕

一 賣買田畑之衷

板倉顯命錄ニ云

元和年中泉州堺の者共買得たる田畠の事ニ付京都所司代板倉殿の愁訴に出て申上けるは近村遠村の田畑を買取二十年來耕作仕居ひ勿論御年貢諸役臨時の課役等も人に勝れて勤め来りひ然るに今度領主拜領被仰付ニよつて領主より被仰出けるは所の百性(姓)に作らせむを無用の由ニ而當年より本主へ取返さるべきの旨也然は二十年以前田畑の本主より證文手形を以て買取慥なる證文有之所今更如斯の御仕置迷惑千萬のよし申上る依之伊賀守殿逐一御詮義あつて仰には凡田畑之事ハ其所の領主の心次第なる法也といへ共同村の百性(姓)とも買取耕作するならば同領の事なれば證文といひ金銀の價ひといひ異義有べからず然れ共汝等は御領の百性(姓)にて他村私領の田畑を買取たる事なれば他村といひ買損たるべし二十年來耕作せしを其徳分としてもその作法に立用すれは不苦事也領主の心中次第たるべし兎角は領主へ謠言して重而申來るべき旨也依之堺の作人共領主へ謠言する所ニ當領主聞届られ申渡されけるは唯今まで廿年來の作徳大分の事也といへ共汝等が謠言も且理あるに似たれば買取たる時の代金の三分の一を合力すべし全く買取たる時の代金にはあらざるぞ此領地は懸命の地なれば他村の百性(姓)

ニ渡べき道理なしとの下知也此段件の百性(姓)共所司代へ申上ければ板倉殿聞し召れ仰には夫は領主の莫太(大)の御慈悲也難有存じいへ田畑買得ひ時の價金悉く損に成る共是非なき事也其時の代金三分一を給へる事は誠に堀出シ也との御挨拶ありしとぞ京童ども此義を聞て理を破る法はあれ共法を破る理なしとのこの御捌きなるべしと皆此事をいひあへり

○寛永元 甲子

〔二月晦日改元〕 自元和元治世十年ニ成

〔編者曰ク原本『自元和』以下十字朱書〕

- 一 大阪御城修葺
 - 一 青木美濃守殿一萬石豊島郡麻田領ス 江戸より百廿三(里)
 - 一 白髪町観音堂建
- 大福院と號ス開基沙門延慶當寺の本尊はむかし比叡山の別院におへしけるが或夜一覺と云沙門に告て我有縁の地西南の海邊にありかしこに往て廣く羣生を利せんと示させ給ふにより此所に地勢をうかゞひすこしき假殿を作り安置し奉りしより以來靈地と成りぬ

一 衢壤島築

香西哲雲といふ人原下は甲州武田信立の裔孫にして水理の才あり大坂府内海邊より怒濤アホナミ逆流して民家食地を侵して患多し哲雲上訴して計策をカタマツ上り水利を説ク官家これを許給ふ故に哲雲大に丁夫を興シ砂洲を水口に築き怒濤を防ぐ今の四貫嶋衢壤洲クシヤツツ土俗九條嶋と書はこれ也 容易ニよりて也

一 同所ニ茨住吉社立

香西哲雲當所の守護神として住吉大明神を勧請ス初メ此地に茨多ク生茂るより茨住吉と云一説には菟原郡住吉の神を勧請すともいふ

一 同所竹林寺草創

恕心山寶樹院と號ス淨土宗此地開發の時自然と生ぜし三股の竹より阿彌陀の小像出現ス故に竹林寺といふ
或説ニ其比叡頓法師といへる念佛の修行者此島に來りて御宇の地を乞草庵をかまへ朝懺暮悔の勤め怠らず
道場建立の心ざしをはけまし哲雲居士の菩提所とし廟壇を安座し哲雲山香西院と號し供花燒香をなせる僧
侶相續せり

香西哲雲は文武の道を守り和漢の才も他に起たりし人なり一年病にかゝりて東武へまかりし時林道春翁悼詩を
送ル

嬰鏢此翁最拔羣 爲民督役每年勤 愁心深積士峯雪

變作關東日暮雲

竹林寺境内に香之梅あり哲雲當寺修造の時此樹を植て難波津香ひの梅と銘し和哥を詠て烏丸光廣卿に奉る即返
歌を贈り給ふ

敷島や道の名高き君なればかさしに送る難波津の梅 哲雲

かへし

折る人のなくへ都に誰ぢらん色をも香をも難波津の梅 光廣卿

此哲雲の支族今池山氏とて九條島にありて村甲を勤む祖先の武具を傳來ス

一 諸國疫病流行ス本庄村に鹿嶋神社を勸請して神輿をこゝに渡シ又村中をどりを催スこれを鹿島踊といふ

寛永 一一乙丑

一 御城代 阿部備中守殿

一 大坂御目附役始ル

官中祕策云

一大坂御目附は御使番より壹人兩御番の内より一人被 仰付彼地罷有内京都代々罷越是かけ勤とい
ふ又上方目附と云 毎年三月六日於彼地交代兩人宛半年交當御役は寛永二年より新規被 仰付

一 堺龍谷山祥雲寺建立

開山澤庵和尚紫野大徳寺之末寺也檀那ハ谷氏正安之志願也 境内兩表南北三十三間 北側東西四十八間 南側
三十五間

佛殿方三間 胎堂二間半 方丈六間半 小方丈三間半 庫裏六間半 鐘樓二間四尺 鎮守稻荷社三尺 浴室三間
文庫二間 東司三間 僧坊 二間半 四間

當寺落成開堂の翌日當境の新刺史石河土佐守勝正使者を以て賀儀をのべ和哥一首を賦してこれを贈らる
をのつから露の玉しく庭の面に苔むす巖かさねん

澤庵和尚和韻 返哥

詠出和哥敷嶋跡 吟聞新寺暮樓鐘 秋其三五夜中月

攝陽奇觀 卷之十一

花又八重猶一重

けふ社は置露迄も光ますことハの玉をみかき添けれ

寛永三 丙寅

一 天下一統大旱魃

板倉顯命録ニ云

寛永三年天下一統の大旱魃ニよつて五畿七道共に餓死する者多し依之五畿内近國より百性共愁訴に出で申上
 るは當年大旱魃に付耕作もの例年の五分一なるゆへに在々所々の百性共飢饉ニ及びひ故御代官并ニ御手代衆
 へ米穀御借なされ御扶ケ被下い様ニと數度ニ及び申上るといへ共御沙汰被成被下る、旨ニ而事の埒明ざるゆ
 へに百性共餓死ニ及びひ條何卒麥作出來まで米穀御貸シ下され渴命を御救ひ被下い様にと數百の百性愁訴ニ
 及びひニ付板倉殿御詮義なされ仰られるは蕨葛の根を堀り野菜を摘てなり共春二三月は堪忍なるべし米穀
 は急に計らひ難き事なれば金銀配當なされ御貸付其うへにて仰渡さる、は昔より飢饉には味噌さへ野ハふれ
 バ死ざるものなりといへば洛中洛外共に味噌酒の粕醬油の實鹽等を買置て渴命を繋ぐべしとの御下知にて右
 の品々直段を定められ依之五畿内近國の者共餓死を遁れ難有かりし政道也勿論洛中洛外在々所々迄隠シ目付
 を數十人出し政道の御吟味つよきゆへ事の違變なく諸民よろこびあへり

同書ニ云 寛永三四大飢饉ニ付京都洛外の商民飢に及ぶニ付板倉殿へ愁訴に出ける依之板倉殿仰出されける
 は米穀は兩年の飢饉にて恩借致すべきやうなとして味噌を大分煮させられ是を配分なされ貧者共に被下置仰
 有けるは野菜を摘何にても毒にならざる艸を成程よく煮ゆ而壹人ニ付米五勺ツ、の積りに入て飲すべし今四

五月の間也麥出來いへ、御貸シ可被成開大分米を食すべからず洛中米十萬石入いへは壹萬石にて斯のごとく
する時は渴命を凌ぐ道理也勿論饑寡孤獨の者には町々に配當して有徳なる者より雜水(炊)を一盃ツ、飲すべし此
積りにしてよく施シの道理にして天道也とて壹軒ニ付味噌壹斗ツ、被下い也是にても絶さるものは人別の沙
汰をなされ重而御貸可被成旨也依之洛中洛外の諸人飢渴を凌ぎける饑寡孤獨の者共町々より有徳人共雜水(炊)を
施行するにより渴命に及ぶ者は希也去程に味噌壹合に水壹斗米壹合或は芹葉(サハコ)羹等の野艸を細かに刻み入れ
程よく煮て飲しければ野草は正體なく煮て腹中にあたる事なし京童共評してけるは聖賢天の命を受けて諸民の
業を志めすといふはこの板倉殿の御事なるべしと廣々無邊の徳行を感ぜぬものはなかりけり

寛永四 丁卯

一 昨今年 大飢饉

寛永五 戊辰

- 一 大坂町奉行島田越前守塚政所懸持ニ勤ム
- 一 茨木城主片桐除邑

國朝舊章録云

四萬石攝津國茨木城主片桐出雲守孝利

寛永五年月日卒無子邑除殊賜壹萬石于弟半之允

茨木また茨城と書ス嶋下郡都會の地也茨木城ハ福富氏始て築ク中頃中川清秀居城シ其後片桐東市正且元こに居城ス

中興武家盛衰記ニ云

知行 四萬石

片桐出雲守孝利

扱も片桐先祖はいまだ考へず出雲守ハ父片桐助作とて武勇の譽れ隠れなし實名直盛といふ是は秀吉公の馬廻りにて千石を領す然るに大身に成たる事ハ天正三年江州志津か嶽合戦に勝家の物頭拜郷五左衛門といふ無雙の大力秀吉公の先手を八方へ打破り其後十三段の備をも突崩す此時七番に備へたる石川兵介十文字の鎧を以て拜郷を突んと馬をよせ戦ひけるか五左衛門元來猛勇なれハ石川を突伏セ首を取る時に片桐助作は八番に備へたるか兵助討るゝと見て一文字に馳來り拜郷を突んといともみしかあへらく戦ひ終に五左衛門を突伏セ首を

取て獻す秀吉公御感甚しく今日の強敵は五左衛門にて味方大勢を討たるに彼を打取事拔羣の高名也と五千石の感狀を下されけり其後市正に改め段々加増壹萬二千石に成り太閤没後秀頼公に忠勤しけるか故あつて家康公に志を通し此事秀頼公不審ありて壹萬石の加増給り片桐は東への聞えを恐れ辭退す此事 家康公聞しめし壹萬石加増下さるゝと聞て大坂に於て片桐を殺さんと巧むゆへ大坂を立退き江戸へ來る元和元年大坂亂の時片桐病氣ゆへ出陣せず同年五月廿八日卒す息出雲守家督仰付られ兩度まで加増給り四萬石と成り卒す出雲守に令嗣なく領知召上られける然共舍弟半之允に合力米として壹萬石を給ふと云々

攝陽奇觀 卷之十一

一 寬永六 己巳

一〇

一 寬永七 庚午

一

攝陽奇觀 卷之十一

一一

寛永八 辛未

- 一 三月 諸國ニ甘露降ル
- 一 四月 天赤キ事丹のごとし
- 一 十月 諸國ニ灰ふる

一 金城の御鎮守豊津稻生社味原郷より玉造今の社地へ遷座 境内東西五十五間四尺南北四十二間
 蘆分舟ニ云

玉造稻生の邊を栗山といふは上古聖德太子守屋と戦へせ給ふ時此山にて供御を召けるに栗の木を伐りて御はしに奉る其時太子祈誓しての給へく戦ひに勝へきならハ此はし木今夜の間に枝葉出へしさもなからんには其儘有へしとて御はしを土にさし置給ふに一夜の内に枝葉榮へしかハ程なく守屋を退治し給ふと也依之栗山といひけると也

寛永九 壬申

- 一 正月廿四日 將軍源秀忠公御他界 台徳院殿と諡し奉る 大坂市中御停止

寛永十 癸酉

一 西御町奉行 曾我丹波守

寛永十一 甲戌 〔編者曰ク原本「廿年」ノ二字ハ朱書〕

一 九鬼長門守殿三田領ス三萬六千石

一 閏七月 將軍家光公御上洛

坂榮録云 大坂御番城と相成しより十六年目寛永十一年甲戌閏七月 三代將軍家光公御上洛之節 將軍御上洛都

の町人へ銀五千貫目給へる家毎ニ銀百卅四匁八分二厘 …… 原本此ノ所以上ノ書入レアリ…… 京都へ御着ノ日大坂三郷

惣年寄北組にては天野屋利兵衛南組は安井九兵衛天滿組は中村左近右衛門を始とし其外残らず惣代召連京都日

野岡まで御迎ニ罷登り夫より京都二條御城にて御目見へ被仰付い事冥加至極難有御事也其節御祝儀として

一 曝布百匹獻上 大坂三郷惣丁中より

一 青銅百匹宛獻上 同惣年寄銘々より

公方様京都より大坂へ御下向之時は御迎ひ之爲今市村の川端へ大坂三郷惣年寄衆中不殘并惣代町々年寄其節頭

立い町人五六人宛召出 御乗船を見懸ケ大坂三郷惣年寄共御迎之由奉申上 御在城被遊しかバ

御臺所の御祝儀として

一 御樽三荷貳斗入 獻上

一 鯉節三箱二百入 同

右之通獻上奉成しかバ御召出シにて御紋付之時服三ツ宛拜領被仰付候

此度 將軍家御下向遊され御城入の時御本丸黒書院の鴨居ニ東坡の畫を遊され後世に存ス
 右御下向ニ付伏見より大坂迄の兩川端堤の小家并京橋東西の詰鮎屋町の建家大坂御見通り濱々の納家の類ひ不
 殘御取拂被仰付 還御之後亦元之如ク建られい勿論御上洛之日より大坂町中自身番仕晝夜銘々町内限り無油斷
 火之元入念諸事穩便ニ致シ供奉の御大名様方町宿被仰付則惣年寄より見斗ひて宿割被致い但惣年寄の居宅ハ御宿
 御免被成事

公方様 大坂御在城之内ニ御老中様より大坂堺兩所之惣年寄不殘御召出シ遊され被仰渡い様令般 將軍家御上
 洛ニ付大坂堺の町中へ御土産として地子銀之義永代御赦免被成いニ付兩所惣年寄町々年寄并頭立い町人二三
 ツ、高麗橋筋御城角御矢倉前芝座へ召連相揃可申其筋金の御廳を矢倉の窓より御出し遊されいハ、是則チ地子
 銀御赦免之御上意ニい間皆々麻上下を着シ可罷出い勿論

公方様の御仁惠の難有事ニい間其方共右之趣意相心得前々より萬々疎略無之様ニ間配り居い而行儀正しく御受
 奉申上い様差配可致旨被仰渡い惣年寄中奉畏り退宿して早々右之趣を町々年寄中へ通達有て御當日ニ至りては
 明六ツ時分より高麗橋筋御城の角矢倉下芝座へ相詰メ惣年寄惣代共は銘々白紙の廳を拵へ所々に組々を間配り
 居て穩便ニ示シい内何角御城おやくと聲發シい様ニ思ふ處ニ角矢倉の御窓より

御上意之金の御廳出い與惣年寄を始として町々の年寄頭立シ町人は勿論惣代共ニ至る迄 御仁惠之難有事(髓)
 に徹し覺えず一同に難有しと高聲ニ奉申上その聲は九天に響き大地ニ動じて誠ニ艸木までもゆるがぬ御代の御
 政徳之餘情大坂靜謐之初めと知られけり夫より惣年寄初メ町々年寄共私宅ニ歸りてより此度之御仁德地子御免

被下い廣大之御厚恩永世ニ銘々共子孫は不及申大坂三郷中一統ニ忘却不仕様致度再度會合して談じけり安井九
 兵衛被申けるは某愚案ながら存寄いは此度地子御免被下い御矢倉筋にて一字之撞樓を建釣鐘を營ミ二六時中ニ
 是を撞時は其聲三郷に響キ永々御仁惠の御厚恩自然と思ひ出すべし幸ひなる哉谷町筋寺町に禪宗妙心寺派大仙
 寺の長老龍巖和尚は

公方様御覺之僧にて已ニ 御在陣之御伽にも參られい此長老ニ鐘の銘文を乞ひ可申與存いが何れも如何可有哉
 と被申けれバ皆々其儀有理也と一同ニ承引之上惣年寄兩三人早速彼大仙寺へ至り案内を乞ふ龍巖和尚右之衆中
 を客殿へ通し對面あり時侯(候)の挨拶終りてより安井九兵衛申出しけるは此度

公方様御下向遊され御土産として大坂三郷地子銀御免被成下い御慈悲の廣大なる事後世に至りて忘却不仕様時
 の鐘を新調致度依之右鐘之銘文之儀貴僧ニ御頼申上度い故態々伺公仕(候)と始終を語りけれバ長老も皆々の存念を
 感心有て被申けるは誠ニ 公方様之御慈恩を末世ニ至る迄忘ざるやうとの誠心これ冥加を思ふ至極の所也夫レ
 時の數といふは先ツ子之時は一陽の初メにて一ヲ九として九ツ撞キ丑之時は二九十八之十ヲ除て八ツとす寅之
 時は三九廿七の廿を除きて七ツとし卯之時は四九卅六の三十を除きて六ツとす辰之時は五九四十五の四十を除
 て五ツとし巳之時は陽の終り六九五十四の五十を除きて四ツとす午之時は一陰の初めなれば一九として九ツを
 撞キ夫より未ハ八ツ申七ツ酉六ツ戌五ツ亥四ツこれ陰の終り也都而此理を以て時の數を定メ陰陽和合の理にして三
 郷の市中に鐘の音を以て時を知るならば則チ御厚恩を忘れざる道理に叶ふなれば愚僧不及ながら銘文を撰シ可
 申と被仰しかバ皆々大ひニ喜悅なしさらば是より釣鐘之儀を御願ひ可申上とて其催しをなしにける 公方様御

夏ははや還御の御催シニ付惣年寄天野屋利兵衛安井九兵衛中村左近右衛門以上三人伏見迄罷登り御老中様方へ右之一件御願奉申上い所松平右近將監様願書御披見有之町人共の願ひ寄特に被思召此段御窺可申哉と御評定有シ處に松平伊豆守様被仰いは 公方様近々關東に還御被遊いニ付 禁庭に御暇乞萬端御繁多之事なれば關東へ御下向之上に而御披露申上い而も遅かるまじきと被申けるゆへ何れも御尤に思召れ則チ伊豆守様右近將監様御兩人御立會にて大坂三郷惣年寄三人の者共を御召出シ被遊其方共願之趣神妙之事に得は 公方様關東へ着御之上御披露奉申上追而江戸表より御沙汰有べし去に依て其方共願書は此方に留置旨被仰聞い故皆々御禮奉申上歸坂いたしける夫より 公方様還御之後御老中方より御披露あつて御大老中御評定之上御聞濟有之無程撞鐘造營之儀御免之趣關東より御下知有之い事誠に此節之惣年寄衆中之規模といひつべし其後大坂御町奉行所より惣年寄天野屋利兵衛安井九兵衛中村左近右衛門右三人御召出シにて東西御町奉行御立會之上被仰出いは此度關東より其方共先達而御願申上い撞鐘之義御許容被爲遊い猶亦困窮之町人共失脚不便に被爲思召撞樓撞鐘御助力之爲御銀八十貫目被置下い廣大之御慈悲難有頂戴可仕猶三郷町々末々之者迄も御仁德之趣其方共より無滯可申聞よし被仰渡しかバ三人は御受申上退出して又々惣年寄中町年寄會合して返々も御慈悲を悅あへり然るに天野屋利兵衛被申けるは此度公方様より被置下い銀子撞樓の普請入用に仕い義冥加至極餘り無勿體御事に得は此度鑄させい鐘の湯中に鑄込て永く御厚恩を忘れざるやう仕い義如何可有哉と被申ければ何れも此義有理也と一同に人情感じ入依之 公儀の鐘と申傳へたり扱鐘鑄の場所は今の堀詰ニツ井戸の邊は其頃野原にてまかも川端なれば運送何角の勝手宜き由にて此所に於て鐘を鑄立い鑄物師は宗右衛門とて天滿裏門船大工町に住居なし今

ニ於て子孫相續有之扱亦撞樓の場所は地子銀御免之節出勤致せし御矢倉筋今の釣鐘屋敷表口七間裏行十三間右之場所銀壹枚二千肴五十枚酒壹升賣主へ送りい由何事も其節は心安き事と見えたり程なく撞樓の普請成就なし釣鐘鑄立も出來に及び堀詰の濱より上荷舟に積て高麗橋の下手へ運送致シ候 釣カ子重サ 八百貫目 夫より東堀大道に藁筵を敷敷多之人數にて轉べし引上い節骨屋町筋にてイボふたつ落たる故皆々不吉の思ひをなしい處中村左近右衛門被申いは物の闕たるこそ萬代不易の瑞なれとて却而恐悅被致しは道理至極の詞也時は寛永十一年釣鐘撞樓開眼供養には一心寺の住職天譽和尚御執行あり此和尚と申は新田家の支流にして茶臼山御本陣之節御伽にも出勤あり殊に知識の御僧にておはしまし御開運長久の御祈りある當日ハ惣年寄衆中を始として三郷町々の年寄皆々麻上下を着し鐘供養の席に烈り 御城代様兩御町奉行様よりも御役人様方御出あつて嚴重也

攝州大阪町中鐘銘

是歲甲戌之秋以

源左大臣鈞命被鑿當地市郵永代斂租是天下寬裕之基也皆并野展喜悅眉
故依衆評使覺氏新鑄鴻鐘矣曙雲橫東嶺朝撞之祝延

皇帝萬歲 皎月懸西山夕擊之祈誓

賢君千期古亦有慶餘勒金石銘彝鼎而歡爲太道矣蓋夫無貴無賤聽鐘聲者
降睡魔速破羣疑者也

鎔金鍊玉

不費鉗鏈

華鯨作形

晨昏報之

將軍大樹

風不鳴枝

國家父母

萬民蒙慈

仁者有勇

大明無私

清平世界

永護丹墀

一百八聲響

通天神地祇

却石有消日

供音無盡時

寛永十一月闕逢關茂季秋吉日

(治) 工藤原家次
願主 町中一結衆等

野釋龍巖叟書

扱毎日之十二時を計りいには香盤に入い灰を鈎鐘屋敷の内にて拵るに二間半四方の穴を堀り楕を焼て灰となすに火まはり香串等之仕法は一心寺より傳授有之い右撞樓成就の後樓の脇に十二疊の座敷を建て三郷惣年寄衆中御番所へ出勤之節は此座敷にて禮服を被改候 實は御厚恩顯然の拜所として會合所に被建いと云傳ふ

享保九年辰三月大坂大火之節此撞樓も類焼ニ及び鈎鐘も落て石壇の上にあをむけに倒レ有之い其節鑄物師宗右衛門子孫同苗宗左衛門と申者鐘撞方へ罷越右鈎鐘今度御鑄直シあらバ工料に拘り不申い聞私へ被仰付被下べし先祖の名鑄込ミ有之由及承い此鐘に就ては私相續仕い家ニ所縁御座いへは御冥加之爲此義御願奉申上い由申い所鐘撞人云是迄兩度之類焼ニ落い得共鳴止ミ不申自然此度鳴止いハ、其元願之趣を惣年寄中へ可申上旨答い處會而鳴音相變らずこれ全ク御厚恩の顯然たる事先年被置下い御銀を鑄込せたる惣年寄衆

中之人情感入い此鐘萬治三年寶永五年享保九年以上三回之類焼ニ落て鳴音少シも變らざるは實も 仁君之餘澤ならず哉

其後大坂三郷町家賣買帳切之廿歩一銀も其町中へ被下頂戴毎に年寄町人御禮に罷出い處是亦其後禮には不及よし被仰渡い其頃より御町奉行様御許容之御印紙相止ミ其町々年寄五人組連判之賣券狀ニ被仰付いと相見え申い今の家役は昔の棟敷にて若シ隣屋敷を買入一棟ニ致シいへは一役減シまた一棟を割賣ニ致シいへは一役相増シい依之時々役高御極不被成い既に明暦元年水帳御改之奥書ニ此段相記シ有之い右御赦免之地子石高三郷分を見

- 北組 六千三百九十一石五斗一升餘
- 南組 三千百九十五石二斗五升餘
- 天満組 千五百九十七石六斗二升餘
- 合壹萬千百八十三石三斗八升餘也

右石高に準じて公役割方三郷より出ス也

因云 北組惣年寄天野屋利兵衛居住は内平野町の濱内淡路町南の角屋敷にて表口十五間半奥行十六間許也 元和已後こゝに住し二代目利兵衛元祿の頃播州赤穂城主淺野侯へ出入なし同十四年の冬にや家老大石氏に頼まれ兵具を調へ送られしよし世人よく知れり操り歌舞妓の狂言に堺の町人天川屋儀平とするは此天野屋利兵衛也其家も今ハ絶て居住の町に自筆を存ス

〔編者曰ク原本此ノ所半丁空白〕

○地子錢

政談ニ云 京江戸伏見大坂など地子錢を出さぬ事古法に違ふ事也田舎の地には年貢の出さる地なし都も古しへは此ことし百姓(姓)はかりより年貢を取て町人には取らぬはいか成故によりて町人のあしらひケ様に結構成事そや此起り明智日向守より起る其惡捌きを太閤用ひ給ひて大坂にても取られざる也去より江戸も其通りに成たりと見えたり明智は主君を殺したる人也信長公御當家の御味方(味方)也然るに萬代までも明智か恩徳を人に有かたがらする事いか成る事そや又人夫を出すに田地の高にて出す事無理也田地より年貢出るゆへ外に何も出すへからず二重に取るは非道也是は百姓(姓)の仲間にて年貢までも運ふは手前より運ふ事なる故年貢米の多少に應じて人夫を當ることの有を混しては公義より當る夫も其法を用ひたる也公法の夫は人の頭の數にて男子の廿歳より五十九歳迄の男子の一年に三ケ日に使ふ事これ古しへ聖人の法也唐朝祖調庸(租)の法は又別也日本の古は唐朝の法を用ひたりされ共其時は十分一の年貢也今年貢の高く成たるは粗調庸(租)を一ツにして末にて取たる成へけれハ古の粗調庸の法は用ひかたかるへき也

寛永十一乙亥

一 七月廿六日 天赤き事炎のごとし

〔編者曰ク原本此ノ所半丁餘空白〕

但唱(シヤウ)木食上人は攝州多田の人なりその母有馬温泉山の薬師に祈りて儲し子にて年十五歳にして但善(タシ)木食の弟子となりて信濃國檀特山に百日籠り念佛三昧を發得しむかひの峯に三尊の影響を拜む其形廣大にして虚空界に滿給へり又淺間嶽にこもる事百日又紀の那智山に行ふ事百日其外南海北溟普く巡りつるに江府に下り寛永十二年芝高輪に五智の大佛の木像を作り如來寺を草創し六十一歳にして入寂す

寛永十二丙子

- 一 岡部美濃守殿高槻城領ス 五萬石 後年泉州岸和田へ移ル
- 一 青山大藏大輔殿尼崎城領ス 五萬石
- 一 十一月 朝鮮人來朝

天王寺四門の前にある下馬表石 下馬の文字ハ朝鮮ノ雪峯の筆也來朝の時書しむ

和漢太平廣記云 寛永丙子ノ冬。朝鮮ノ聘使。通政大夫修撰官任統 號ニス白 鹿一 通訓大夫編修官金正濂 號ス東 溟 通訓大夫記註官黃尿 號ス青 丘 來朝ス。中直大夫諸學教授權儀從來ス。此時ニ方テ。吾ガ邦ノ儒ニ。林道春アリ文ニ堀正意アリ。詩ニ石川丈山アリ。醫ニ岡本玄治アリ。僧ニ最岳元良アリ。道春乃三韓ノ風俗六經ノ難所ヲ請問。彼不能答。正意寄簡問答。丈山詩ノ唱和ヲ爲。權儀ガ曰。不佞願ハ正意ヲ以文苑ノ老將ト爲。丈山ヲ以諸家ノ正宗ト爲。金正濂疾アリ。其持醫治之不復。玄治投劑不日ニ癒。正濂詩ヲ寄テ以謝ス。昔越人今見玄治等ノ句アリ。元良モ亦文會數次奇語彼徒ヲ驚ス。於戲東方君子國。其人ニ乏カラズ。後世能及此ヤ否ヲ未審也

寛永十四 丁丑

- 一 七月八日 星月に入ル

一 髮切蟲妖孽

幸藏ニ云 煎瓦 いりかほら

大は小をかなふるといふ事なけれ土器に類ひせりとて灯をか、けむとすれば燭臺にのらす三寸くまんとすれハ手に餘れり常に薬をかかかし茶をはうじて外の用なきに似たりむかし寛永十四五年の比かよ髮切蟲といへる妖孽有といふふらせて誰こそ一定きられたりといへる人はあらねとかしこの後達こ、の腰もと下女にいたるま (耳) でか、れとしてしかうハ玉の我黒髪を切られなんかとをそる、聲洋々乎として耳にみてり其事日を重ね月を渡りて云やまさりつるに何國共なくまじなひ事に 異國より惡魔の風の吹來るにそこ吹戻せ伊勢の神風 といへる和歌をうつし來りて門戸に貼 はかま 簪にまとへり然あれ共此事猶いひやまさりけるに又何國共なく髮切蟲は剃刀の牙はさみの手足いりかほらのまたに隠れりと云ふらせる風説に草のなひけるかことしかくてそ此もの打わり捨よといへる程こそあれ町々家々に門前になけうち道路にはふらかして往來ふ人もすこふる足をそわたつるに及へり思ふにわらる、は不幸たりといへど又其名を殘せるハ幸ならずや下略

寛永十五 戊寅

一 諸宗寺請狀始ル

去冬肥前國嶋原切支丹宗門一揆之後諸宗旨御改之義嚴敷被仰付

官中祕策ニ云 邪宗門之事

黒船毎年長崎ニ來ルニ付耶蘇

テオソ

吉利支丹又ハ切支丹と云俗ニたいらすといふ 西國九州の宗旨改に繪踏ミとい

ひて邪宗の畫圖を踏まむる事あり繪板ともいふ長崎丸山妓女の書踏殊更興あつておかし

……原本此ノ所以上ノ書入レ

アリ：外法漸々廣まり天草高木之衆民邪宗ニ隨ひ領主の昔 政を憤り徒黨を催し有馬原之城廢跡を取たて 男女の數貳萬人楯籠りぬ時ニ寛永十四年丁丑十月也則關東之爲御下知と上使板倉内膳正重昌御目付石谷重 藏發向ニ付其外九州之大名細川越中守忠利黒田右衛門佐忠之鍋島信濃守勝茂有馬立藩頭豊民立花飛驒守宗 氏小笠原信濃守長之小笠原右近太夫有馬左衛門佐 繼水野日向守勝成榊原飛驒守同右衛門佐等數萬之軍士 寄手成しか共城堅して數月を送りぬ板倉討死有之重而松平伊豆守信綱戸田左門氏發向有之翌年寅之二月 落城其時大將大江四郎太夫ハ長崎所生之者なれハ懲しめのため其旨を長崎大波上ニ而七日獄門ニ掛る籠城 之惣徒二萬人は首堅一同ニ物役といふ所ニ埋ミ今ニ有馬塚といふ是也終に黒船御制禁として其年之秋太田 氏下向ニ而黒船日本に不可來と堅仰ありて召歸さる、夫より日本へ黒船渡海之道絶たり其節嶋原之城主松 倉長門守勝宗天草之城主は寺澤志摩守廣孝也

一切支丹蜂起して以後毎年十一月迄之内奉行所ニ諸大名より兩判之證文差出し是を一紙證文と云
一 類族と生死娘媿養子改宗剃髮等之義二季之届へ追ちる共近年不苦趣ニ而是又届ニ而相濟本人同は何事 も其時之伺奉行之任差圖ニ當坐届書出し本人同然之者男なれハ其子孫其孫末迄類族ニ成本人より都合六 代之七代目ニ平人と成是を男餘といふ其外本人同然之忌掛り之者不殘類族也本人ニ聲舅ハ忌服無之とい へ共末類族ニなる

一 寛永十二亥年十月吉利支丹宗門無之旨起證文案文を以被仰出是則島原一揆之二年前也元吉利ニ作 常憲院様御諱を避て切ニ作る

當時諸國御制札之寫

定

切支丹宗門之義累年雖御制禁御代替ニ付彌無斷絶可相改之旨被仰候以前は

伴天蓮の訴人 銀二百枚 いるまんの訴人銀百枚

雖被下之自今以後は

- 一 はてれんの訴人 銀三百枚
- 一 いるまんの訴人 銀二百枚
- 一 同宿并宗門の訴人 銀五十枚又ハ三十枚品によるべし

諸國領分の制札如此書て 立る也高サ石垣共一丈札 八七尺串ハ五寸角也

右之條々堅可相守若隱置脇より於顯は其五人組迄急度可被行曲事者也

〔編者曰々原本此ノ所三行空白〕

餘國領主ハ札之通書テ札の奥にちいさく文字を引さけて

右は江戸御法度之趣也堅可相守者也 領主の名

高サ石垣共一丈札は七尺串は五寸角也

〔編者曰々原本此ノ所三行空白〕

定

きりまたん宗門ハ累年 御制禁たり自然不審成もの有之い者申出べし

御ほうびとして

ばてれんの訴人 銀五百枚

いるまんの訴人 銀三百枚

立かへり者の訴人 同 斷

同宿并宗門の訴人 銀百枚

右之通可被下之たとひ同宿宗門の内たりとも訴人に出る品により銀五百枚可被下之かくし置他所より
顯るゝにおるてハ其所之名主并五人組迄一類共可被處嚴科者也仍下知如件

天和二年五月日

奉行

〔編者曰々原本此ノ所三行空白〕

柳喜利を丹の善徳とあるは南無のり
高如日(南無のり)のり
とた何(南無のり)のり
あり(南無のり)のり
る(南無のり)のり
源金の將軍惟後親王執指山條相持ち討察
建治二年の南無のり
とた(南無のり)のり
種(南無のり)のり

抑吉利支丹の濫觴を尋ぬるに南蠻國より商船日本へ到來する事其むかしよいと織もの其外何によらず積渡りしに代口に替ぬといふ事なしさるによつて南蠻の大王此よしを聞日本を望む我朝神武天皇九十代の帝後宇多院の御宇鎌倉の將軍惟康親王執權北條相模守時宗建治二年に南蠻の大王大元の世祖皇帝日本を攻めとらんと軍船數千艘を催して大隅國種子ヶ嶋に來り攻め戦ふ北條時宗九州の諸兵に下知して雜兵を討取り大將阿刺罕を生捕鎌倉に引渡し由井か濱にて切し也此事南蠻國へ聞へければ大王いかつて六年後弘安四年五月に又兵船數萬艘に三百七十萬騎を乗て攻め戦ひしに神國の威徳によりて惡風吹破船す相殘る者は討れ戦ひ負兩度の戦ひにおよふといへとも終には敗北して南蠻へ歸へる其後來らざりしが志かるにまた南蠻の大王往昔の事を思ひ出し大王評議していわく日本軍の法を尋ぬるに長低く色黒し眼さかのほりいと答ふ是は武勇の想なり然らば攻め戦ふに利あるへからずまた信し好める事のありやと問ふ合掌して拜すといふ是は法を信する國なりさもあらば宗旨を渡し弘め財寶をあたへ諸人を信せしめいつとなく國を奪ひ取には志かずと評議をなし年數を程經て人皇百六代の帝後奈良院の御宇武將足利義晴の治代天文十二年ニ商船漂着の體にて南蠻ふね一艘種子か嶋に來る往昔の兵船に似たるゆへ嶋人おとろきしに船中靜にして數日を送る嶋人も終には馴たしむ耶蘇悦んで種々の珍味をあたへ或は財寶をあたへ曾以てさからはず是によつて嶋人もませんと心安くなり嶋中徘徊をもゆるし後ニ種子か嶋地頭をもたしく也鐵炮制の打様なども傳受を得て尊信する事甚し其比泉州堺の醫師種子が嶋に有しを連歸へり伴天連に仕立其後百七代の帝正親町の御宇武將織田右大臣平信長公也天正貳甲戌仲秋下旬に商船に上乘して肥前長崎に着岸す南蠻國と申へ南に當て日本の地をさる事三萬七千餘里國の廣さ方十萬里を四十貳ヶ國とす信長公若近習達或時御前において

御夜咄しの次手に彼異人の事を申信長公聞召急き御覽ありたきとの仰られ管谷九右衛門尉に被仰付肥前長崎へ申遣し長崎の政所中西監物彼異人に待數多付添里送りにして江戸安土へ着上す 其道津々泊り々々里々諸民見物に近在近郷遠近いとわす集りおひたしく日を經て江州安土に着す先城下に妙法寺といふ日蓮宗の寺へ入三日休足其後登城信長公衣冠正しく上段に座し給へは左右御舍弟御若君達前の左右ハ御家老御譜代の銘々其外諸國大名位によつて列座すよそおひあたかも星のことく中西監物か家臣篠田彌左衛門彼異人を供して階下に出則御前へ罷出通路人相添り大床へ上る其居住ひをみるニ兩足を投出し兩手を組て顔を上げ空をみる信長公をはしめ人々是を奇なりといふ其の人想を見るに身たけ七尺斗り頭ちいさく髮髭鼠色眼大きく目のうち黄なり耳は肩につき鼻の高き事さ、ひがらにいほのなきかことく口大にして齒は馬の齒よりも長く手足の爪ながく身にはあいどくといふ物を着たり此あいどくといふのもうせんのことく色鼠いろ袖長すそはちかりにしてさながら蝙蝠の翼をひろけたることく物いふ事かつて聞へず献上ニハ印子の珠す一連(連)建横十五間(連)の猩々緋の卷物鐵炮十挺遠近の目鏡八疊釣を香箱に(堆)いる、ほどの蚊帳珊瑚のつゑ各對朱の臺に乗せて名香を燒是を獻す其香ひ殿中にふんくとしてあたかも香世界に入るがことし信長公感心ま給ひ長谷川竹を以て其名を問しむ通路いふ宇留摩岸伴天連といふ重て汝何のため日本へ渡るや通路佛法を弘めん爲に渡るといふ信長公重て再談有るへしとて暇下され妙法寺へ歸るへしとて種々御馳走有りける

信長公評儀ニ付南蠻寺建立の事(議)

其後大老の衆中を御前へ召出され御評儀仰出されとも皆々口を閉て一言出す人もなく大樹形部卿正則進出て曰

佛法儒道神道いづれも禮といふ事有り彼異人の體をみるに曾て禮儀を存せず大君にまみゆるに不禮をなす神儒佛の掟にそむけり必定蒙古の或ならん疾く本國へ御歸へしは有るべしとはどかる所なく言上す座中尤と同じ信長公暫くありて仰けるハ形部(刑)申所一利なきにはあらすまかれども本朝佛法のむる其むかしを尋ぬるに人皇三十一代欽明天皇十三壬申の年異國より僧徒渡りて法を弘む又本朝より浮天渡唐して法を請持歸へるまかれハあなち嫌ふへきにもあらすまたいかなる最上の佛法にてかあらんと管(管)谷九右衛門尉に仰付られ洛陽四條坊門において四町四方に寺地を下され本堂西堂くり山門築地等成就なりて彼の異人をうつし寺領として錢五千貫文の所領を付寺衆には南蠻より呼よせ申へしと仰付られ長崎に彼船滞留し居ければ宇留摩岸か狀を以て南蠻國へ此旨申送る南蠻の大王ちやびす日本に金銀多く有るを知りて是を望むまかれとも弓矢の軍を以て戰ふ事あたハす唯邪法を渡し日本人を財寶を以てなびかせ次第大將を渡し宗旨をなし民を案内者として天子將軍をも亡し此國を手に入日本の金銀をいつとなく南蠻國へ取らんとふし物なり然ハ今やと待ける所に彼船歸へり宇留摩岸が書翰を捧日本の首尾を語る大王喜悅して又重て人をゑらみふら天伴天連けりこりやうすといふ二人の外道を相添へ渡す其船翌年九月ニ長崎へ着岸すと政所是を京都へ送る則安土へ御目見へ申す獻上ニハ馬瑙(瑪瑙)の車瑠璃の壺一つ伽羅百斤黄金百斤を獻す信長公喜悅則妙法寺において三日御馳走其後かの寺へ送る是を南蠻寺と號すなり

宗旨(奇)寄瑞の事

斯て法を説事なけれども遠近諸人上下老若男女彼寺見物のため羣集する事大聖世尊の出生の時舍衛國の衆生りやうまゆせんへ羣集することならずまかれとも此寺において宗門弘めつたゆる事もなく唯川原に行倒れ乞食非人

の難病癩瘡てんかん楊梅瘡其外種々の難病を煩ひし者をまねき寄する中に寺にて是を術を以て悉く本眼(腹)させまた町人百姓によらず醫術の手にあまる難病者あれば寺へ呼よせ本人は不及申ニ其妻子等迄養育して本腹させける其慈悲を感じて恩を重んずる物幾人といふ事をまらず斯のこく難病療治のうちに彼者とも語ていわく 汝等現在に難病を請誠に貧に暮す過去の因果よりまた現在の因果に依て未來の形勢を見すべしとて取りく方丈へ連て鏡を取て見するに犬猫牛馬鼠いたち或は鳥魚のかたちの想各(相)そなわれハ人々おとろきなけきかなしむ 斯のこくく(相)に異想をさせ終にすめける我南蠻國より數萬里の海を越此國に渡る事餘の儀にあらず南蠻國天帝の教を守ゆへ天の恵ミそかしかるがゆへに貧者病者非人乞食多したとへ富貴なりとも未來成佛する事かたかるべし今南蠻の大王こつちやび王天帝の法を弘めさせんがためみことのりを下され南蠻の祐福を諸國の人民を成佛なさしめよまかれハ一度天帝を頼奉れハ現在ハ福祐を得死後には天上に生れもろくの樂を得るうたかハしくば此文を七日唱へ其後また未來のありさまを見すべしとて各々文を授て其の文にいわく 死後生天はらいそうくと唱ふへしとおしゆる愚蒙の輩信心をこらし死後生天はらいそうくと晝夜おこたらすとなへ其後また寺へ來りければ又方丈へ誘引し彼鏡をみるニまへのかたちに引替り玉のほうれん七寶やうらくをつらね紫摩黄金のはだへとなりてうつりけり不思議(議)なり是によつて彼者とも何とぞ御本尊を拜したき事を願ふ寺僧のいふ鏡に佛體あらわる、上はでいす能守らせ給ふと見へたり然る上ハ本尊に引合すべしと佛且へ連行く此本尊を一度拜し誓をなし奉る上ハたとへ打首はり付水せめ火せめ牛さき車さきひらひしぎに成るとてもくるしみなけく事なかれ死をはやくするを則成佛といふべしとす、め佛且にさしか、りいまた御戸をひらかざる先に本人の肩をぬかせ銅にて柄の長さ三尺斗

なる蠅打のやうなる銅の針をうへたるものにて其人の脊中をかきやぶり血を出し其血を其の人の掌にすり合させ
 てのち御戸を開戸帳を上げかの本尊を拜すくだんの血を洗すして是を拜し死後生天はらひそうくと唱へさす也
 本尊(畫)畫像にて若き女唐衣を着しやうらくをかけ嬰子を左にいだきて嬰子を差主皇といふ母おやといふとかや貧し
 てハ佛道修行におこたり有とて旦那の分に當歳生れの嬰子まで毎日印子七厘宛あて行けるあいたいよく此宗
 旨を歸衣(依)かつがうする事大方ならず 其比在京の大名三よし修理大夫義繼松永彈正忠久高山右近を初として此無
 欲のす、め信して彼寺にもふて各々宗底ニ成る しかれハ此曆(歴)々の衆中旦那になる上ハ近國の諸民は申およハす
 地頭代官の輩まで我もノと此宗旨を信仰する信長公此よしを聞召惣して佛法に其品多しといへとも彼宗旨のご
 とき事を聞す寺ハ旦那の施物を請て衆生を教化是則釋尊のおしへにて何ぞ寺より里へ施しをなす事は唯事にあ
 らずとて先達て刑部が申せしことく蒙古の戎我が國を奪はんとの計略ならんいそぎ寺を破却して僧法印を罪科に
 行へんと有し所に諸國の蜂起して動亂止まされはよつて暫く差置れぬ殊に安藝の國の司毛利輝元を攻んとて羽柴
 筑前守秀吉を備中の國へ差下し高松の城をせめけるに輝元廣嶋において此事を聞十萬騎を引率し後詰の爲に出陣
 の由秀吉驚き急き安土へ飛脚を以て加勢を乞給ひければ信長公聞し召丹波龜山の城主明智日向守光秀ニ先手仰付
 られ信長公も京都本能寺へ御出陣有ける所に光秀俄に叛逆を起し本能寺押寄不意に信長公父子を打奉る時に天正
 十年六月二日信長父子を打て勝時を取行ひ其後參内をとけ惟任將軍の宣旨をうけ安土の城を燒拂山州淀に居城し
 てける此事西國に聞へけれハ秀吉輝元と和談をとけ山州山崎において明智と一戰におよふ明智打負小栗塚に於て
 野伏のために手疵を負によつて光秀生害におよふ同月十二日也家臣溝尾勝兵衛其首を取て田の中へうつし其身も

狼谷にて自害してうせぬ其後秀吉の家臣等日向守が首を尋けるに近臣の死骸こ、かしこに有るによつて光秀も此
 所なるべしとて死骸を尋ね其首を秀吉公の御前へ獻す誠に武勇才智なりしが不日にして亡ひけるこそうたてけれ
 其後諸候(侯)の争ひやます天下あらくも靜ならずされとも秀吉公智謀武備を以て天下平安し天正十三年七月に關白
 に任し聚樂の城を構へ居住せられけり大問と申奉る

邪法正法との論儀(議)の事

其比天下の番匠の棟梁修理の大夫清繼と申ける人有り淀に居住しけるが壹人の老母有り則我が家のかたへらに隠
 居させて置にけりよかるに彼南蠻寺の同宿にばいあん縁を求め度々此後室の宅に來りかの宗旨をす、めける是は
 此後室をす、めあるならば修理太夫も同心あるへしさもあらは國中の大工の大工を壹人ものこさす宗旨にせんと
 の工なりばいあん度々す、むといへとも彼後室かつてうけがハ餘り度かさなりければ後室のいわく 我若かり
 し時より念佛門にいらりて今六旬に餘るまで少しもおこたる事なししかれハこの念佛をすて貴殿の宗旨に成る事も
 つたひなくいへとも利をみてせざるはいみななしと申事もいへは近日此方より學者壹人出すべし其方よりも一人
 御出しなざるべし我女の事なれとも兩方のうち成佛に近方に成るべし若念佛負其方勝給ハ、貴殿の宗旨になるべ
 し念佛かたは念佛たもつべしとかくたくらへ申さんと有ければばいあん聞てそれこそ此方より望む所なれば何時
 なりとも和朝の學者を尋ね出し此方へ御知らせ有るべし御油斷あるべからずと申て歸りぬ後室思案しけるは出家
 沙門を出し若念佛宗負なば佛法の恥辱ならんと京都へ人をのほし方々と上智の人を尋ねけるに上京佛宗といふ
 所に伯翁居士とて僧にもあらず俗にもあらず年六旬にあまりけるが色青くおとろへ髪髭白くしてながく香の煙に

ふすほふりてさなから(維)唯摩居士ともい、つべし此人を尋ね出し頓て淀へ呼下し右の子細をかたれば伯翁のいわく幸の事なりかねて南蠻宗の事あやしく存る所に今其同宿と出合事本意なれはや、たよりを差遣しはいあん則來り供一人召連しが經箱とおほしきもの持せけりさて修理太夫一家中の人々後室の屋形へ相詰今夜は諸門有とてなりをまつめて聽聞す座敷には燈臺を數多すへ置ば白晝のことし伯翁はいあん出よとい、けれへ後室先菓子ほん盃を出し御酒一ツとす、む盃數へんにおよひける時伯翁居士はいあんに問ていわく南蠻宗御勞形なされい本尊のいかなる佛にていといふばいあん申けるは我等が尊む宗の佛の傳字須と申て久遠劫いぜんに出世と給ひて天地五行森羅萬象人畜以下までことごとく作り出し給ひいぢかれとも末世になり人の人もあしくなりおしひほしひにくひかわひのまよひ多く成佛なりかたくさるによつて傳字須末世の衆生をすくへんために難行苦行をなされはらいそう死後生天せんといふ經文を作り此宗旨に入者は一人ものこさず天上にすくひ給ふと承る日本にては神道佛道とて是あるよし先神道といふは天照太神を専らに是はいざなぎいざなぎか子なりければ人間也八幡の仲哀天皇が子なり人間也祇園天照太神か弟也人間なり北野の菅相丞はまた人間也其外諸の神の神といふ皆人間なり佛といふは阿彌陀を尊むはそう比丘本人間なり釋迦はもと淨梵大王が子人間なり其生れ付どもりにして世を繼べき器量にあらずとて十九の時親に勸當をうけたん、と善に入ぢかれとも世わたるべき手立なく寒氣を忍ぶへき貯もなく里へ下り溝芥場の中よりさま、のむさきつゞれをひろひ出し繼合せてはだを隠し寒氣をものぎしゆへ今釋迦が流を汲む坊主の袈裟を見たまへ(綴)金欄段子を直に縫ひ青黄赤白黒の切々を繼合て是を袈裟と傳ゆるなり己が辨舌にまかせて愚智無智の女童をたふらかし地獄(俄)俄鬼などとおそろしき事ありなど、いふらん人の施物を

むさほり世をわたるさるによつて諸方の世に捨られものとも釋迦が弟子に也皆世にすきひせざる片輪者なり貧なるものをむさほり取る是を佛といふべきや我が法は貧なるものには財寶を施し先現世をやすらかにし現世やすけれへ未來天上の果儼りなし貴殿も我無上の法に入たまへ釋迦が法正法ならば罰といふ事あるべし佛罰あるやなきやは見たまへといふま、に件の經箱に入置し法華經三部經を取出し散々に引やぶり鼻をかみ庭上になげ捨て小便をちかけ、る惡逆こそあさましけれ伯翁申されけるは天上無上の佛法にては貴殿の最前仰られけるは傳字須といふ佛は久遠劫の以前に出世あり森羅萬象人畜迄作り出し今末世になり衆生のまよひにて成佛難成ゆへ難行苦行をなされ經文迄作り出したもふ事とも合點まいらず惣して世間に用に立ざる物は一ツもなし先燈臺の火をともし其爲重箱の肴或は菓子をいり、ため也さるによつて諸の匠のいろ、の道具を作り出せる傳字須へ末世に世話やつかひをかける人間を何の用に作り出したもふ其儀を承へらんと話かくれははいあん一言の返答なく貴殿のやうなる無法者何をいふてもせんなし免角縁なき衆生はどしかたしと座鋪を立んとするを伯翁袖をひかへ己佛の金言を盗んで己が逃の言葉とする其經文は誰か口より出たるぞ語れきかんとい、けるを袖ふりはなし犬の逆吠とやらん粒語い、てぞ歸へる座中の人々伯翁の智をかんじける

評ニ曰吉利支丹は日本の惡逆なるをや其上若斯淺はかなき事とも今の世にて下賤といふとも餘り是を用ん宛も小兒をなだむるにあかなり

南蠻寺破却の事

其後老母子息修理太夫清繼に此物かたりせられけるゆへ清繼 秀吉公の御耳に此事を言上有ければ家臣の面々召

出され御評定有り近習の面々申されけるハ先其佛神をさし經文を破却す外道の法に極りぬ此上ハ寺を破却し僧徒を征伐あるべしと詞をそろへ言上す秀吉公聞召し暫く思案ありて御説にいわくむかし北條時宗政むの時建治二年南蠻國より大將阿刺罕といふ者に軍兵を相添へ九州へわたる大將あじかんを生捕り鎌倉由井が濱にて切たり此事南蠻へ聞へ六年の後弘安四年兵船數萬艘に三百七十萬騎を以て兩度の軍に攻戦ふといへとも敗北すまかれハ異國を恐るゝニハあらねともかやうの事あれば國の動亂なりとかく南蠻人を本國へ歸べし日本の邪法の門徒を戒しむるにはあかすと則増田右衛門尉に仰付られ四條坊門へ軍勢千餘人をさしむけらるゝ此事を聞てばいあんかうすも志もん三人は缺落す其外宇留慢波天蓮ふらてんけりこりやういす右四人からめ捕り置直に長崎へ送らるゝ其後寺を燒拂京大坂堺奈良を初六十餘州地頭御家人御觸あり貴賤老若男女をわかつ召し捕り宗旨を改るるに於ては別義なし改さる者ハ死罪に行ふべしとありければ此制禁を恐れ皆々改宗したりける

秀吉公放下御覽の事

天正十九辛卯年關白秀吉公山州伏見に一城を築此所に居住あり其比泉州堺の住人に益庵とて茶湯者あり常々秀吉公の御前へ召れける此度伏見へ伺公し御前において四方山の御物語有しに益庵申けるは堺の津に珍敷藝しや御座いて種々の放下を仕諸人見物仕い今の世にも名人ハ有ものにていと言上す 秀吉公聞召れ急めせとの上意により此者ともを召出れ一人は嶋田清庵と申外料或町中濱に居住一人は市橋庄助と申俗醫師湊に居住此兩人清庵はいせんののがうすも庄助ハ志もん也南蠻寺破却の砌り缺落いたし生國なれハ堺へかへりさまをかへ不思議の術を以て諸人の心をまよはし次手よくばかの宗旨を再興せんとおもひけるが斯て伏見より御召しにより兩人登城いたしける

則御前へ召出され放下仕るべしと仰付られければ兩人承りり放下をぞはしめける御前には御大老の面々御近習の人々殿中ニハ政所を始奉り女中あまた花をかざりて御見物有り先住吉の風景を御目につけて申さんと兩人立あかり障子をさし暫くありて明けければ不思議や宮居廣々と朱の玉垣神さびて千歳の松も若やぎて西ハ水海まんくと向ふハ淡路嶋山鐵かひがみね一の谷高砂や兵庫板宿須磨あかし沖に釣する蟹小船詠めにあかぬ其風情千歳も爰に面白し秀吉公を始め女中近習の人々あつとかんまんかぎりなし秀吉公暫詠覽有次は駿河の富士の景目をおとろかす風情なり秀吉公御機嫌よく彌望ませ給ひける其時兩人申けるハ生類を御目につけて申さんと御前より白紙を申うけ器に水を入かの紙を菱がたに切水の中へ入れければ鯉鮒金魚などのうろくすともかけまはる有様は一入興を催しける其後手拍子を打ければ魚は本の紙にぞ成りにける次も件の白紙を貳尺ばかりに合寄て手のうちに納扇子を以てあをきつゝ座中へさつとなけ出す忽蛇と化生して座敷をはひ廻る女中ハ是に驚き連中ふかく入給ふ是も手拍子打ければ是も同じく消にけり其外合寄さまと手つまにて興をぞ催しけり暫くありて秀吉公仰けるハ世の中にゆふれひといふもの有りといへともいまたみず汝ゆうれいを見すべしと仰出されければ兩人承りりゆうれいハ夜中ならでハ出申さす夜に入御目につけて申さんと申上げれば尤と日の暮るゝを待給ふ斯て日暮夜になれば御前へあまた火をともし彼兩人を召出さる兩人は御前の障子をさしてあはらくありて火をけしゆへと申ければ一度に火をぞ消しにける斯て雨風一通りし御庭の樹木の陰より白くみじかく白帷子を着し年の比三十はかりと見へし女の竹杖にすがりさもよわくと出來り御床の本へ見へける秀吉公目ばやき大將なれば唯一目御覽ありて夫はやまへとありければ兩人扇を以てあおぐにぞ忽すかたハ消うせぬ秀吉公御立腹かぎりなく若かりし時知り給ふもの頓て兩人

をからめ外道^(魔)に極りたりまばしも延引むやくとて粟田口へ引出しはり付にぞかけられたり此ゆうれいと申ハ秀吉公木下藤吉郎と申せし時御寵愛ありし女菊といへり然るに此女いか、思ひけるにや藤吉郎殿に隙を取爰かしこに徘徊し茶の間御物師奉公に年月を送しに藤吉郎殿段々御出世はりま備前美作因幡石見の五ヶ國を信長公より拜領し肩をならふる人もなしかの菊此事を傳聞秀吉公のやかたへ推參して殿様へ御直に御目見へ仕度よしを奏者衆へ申入る、番衆此旨を言上す秀吉公仰らる、ハ女に御覺へなければとも直に目見へと願ふあわざるもいか、なりと御前へ召出さる、菊御前へかしこまり段々御出世あそはされ目出度御^(大)太慶わらハまでもおそれながら悦申奉る私儀以前の御よしもいへば御側召仕ハれ御情かうむりたきと言上す秀吉公御機嫌よろしく打笑ひ給ひて何かさてくむかしのよしも有るなればそりやくニハ思ハぬと志^(く)との御詞に菊もありかたく悦事限りなし其後秀吉公被仰けるハ水一ツ没てまいれとありけれハかしこまりて御前を立水波て御前へ持參る秀吉公御覽し其水白淵へ明け申せと有けるに畏りて早速器物をひるかへし水を白淵へ明にける秀吉公また仰けるハ明たる水をはやくもとの器物へ入いへと有ける菊是にはとふわくし明たる水の事なれハいか、ハせんと赤面す秀吉公大きに御いかり給ひおのれにくきやつかな我木下藤吉とて小身をミかぎり今信長公の御恩を得五ヶ國を拜領し大身となりたれば今また爰に來るや一旦の離別は最前の水一度明たることく一度明たる通りもとの器へもとるべきかとい、もあへす大けさに打はなし給ふ其菊が亡靈を今此所へ出^(覺)す摩法と思召しかやうに御仕置にあひし事二人か不幸となり果ぬ

南蠻人佛法の事

扱も切支丹の意趣を聞くに天地かいひやくの時傳字須とも大あるじとも申佛一體有りて人畜草木森羅萬悉く作り世界國土ちうりうありて人間をゆたかにすませよとも惡をせよとも思召しぬ所に末世におよふほと人の智惠うすくなりて傳字須の御掟に違惡心不道の衆生なればかりにいんへりるといふ所に地のくらき中に鳥獸のかたちを請へてくるしミ給ふ也また教にたかわず衆生をばはらいさうんと申て是より天上安樂下樂へ飛行自由自在の所へ生る、はらいさうんといふすへまで衆生の氣よりハ苦の難あり傳字須はしめも今も利益不同なしたとへおやの子をもふくるにあしかれとおもひてそだつる事なし成人して病人も不幸ものも盜人もあることしあなち傳字須にあやまりなければども衆生の氣まぢくなれば惡人をハふかくにくミ給ふ傳字須の教へに違ハぬといふこびさんと申て佛の御前にまびらさんとけつして未來の樂しミをいのこくばりすと申て日本のかんきんといふかしく經を誦胸をほとく^(と)とた、く是はむねのうちに何おもひなし傳字須三太丸やを一助にあがめ奉るといふ仕かたと見へたり次に空を見上げてゆびをさしあぐる是は天上より此界を守り給ふほどにうやまひ奉るてい其次に己が兩眼を横に撫る何をミても物にうつり心ハ有聞敷との仕かた其次に口をあべてはた、きをする是は偽りもふご有ましきとある仕かたと見へたりまた夕アニハへんていしやと申て蠅打のやうなるものに銅の針をうへて作りためたる惡を口の中にてさんけして脊中を我とぜんす丸くと唱へて血を出す事有守りニハごんだつと申て傳字須の傳を寫したる物を細かねにてはりくるませてかうべに掛るおゆすニハはづを唱ふる事なりまたくろ車といふ事肝要なりとさしてあつかふ事別に深き事もなきとミへたり扱また寺のもよふを傳へ聞に祕密の間とて傳字須のかたちをば物すさましけに作りはり付に掛たる所をミする是は抑難行苦行のかたちを見せて門徒ともに感涙をながせんと

の謀事とミへたり其奥の聞ハ對面の聞と申て三太丸やといふ養母へ傳字須をうミおとし二歳の子をいだきたる姿をミする其子細ハ傳字須と申佛天地のぬしたりといふばかりにて衆生うたかひをなすべし佛法世法の理りをも聞あるましきと思召て三太丸の胎内にやとらせ給ひて世界に生れ出給ふ所を見せて對面の聞といふ其奥の聞ハさんけの聞と申て此世の罪科惡事ともを伴天蓮以留慢あうていの者ともまて車座になおりて其真中にてさんけをしとひ事を志てまた、かにはじめられて件のへんてい志やを以て伴天蓮手づから取て血を出しふくさ物を以てぬぐひ其うでを洗はずして佛を拜ミ奉る是を天行といふかやうの行を勤むれば朝夕影かたちのことく天帝守護し給ふあいた心命ハ露ちりほともおしむへからす天帝の御法聞は大海の底の金をひらひ一眼の龜の浮木にあふたるより猶まされるがことしとまた、かに擧られて満足し誠に佛に成ぞと思ひ定めて火あぶりに逢ふも牛ざき車ざきはり付やうの難にあふが望の叶ふ成佛と心得て命をいとひかなしむものなきとミへたり

家康公宗門御禁制の事

元和元年に肥後の國より坊主一人駿河へ登りて御年寄り中にて言上申ていふ肥後國に吉利支丹の寺と申ハ小西攝津守行長か尊崇せし寺にて御座いか參詣の者に難だいを申かけ追放仕ゆ私も以留慢と申て談儀を承度ゆ意趣は南蠻國王より日本をまたかへんとの手たてに佛法を弘むる爲伴天蓮をあまたさしこし彼の國中五ヶ國の所領日本の入用として毎年商ひ船とかこつけて絲卷物品々を渡す京田舎の寺々へ配分して送る事ども其數をふらすまた日本より當年ハ何百何千人宗にす、め入たる大帳を作りて南蠻へ渡す弓箭の戦ひなく國奪ふの謀事なりまのあたりへすいんいんるすいんかの國より守護押へに三年かわり所務を運送せしむ法を弘しハ謀事也某が相手をはやく

肥後の國へ呼に御遣しゆへ御前において對決すべし自然私きよごん申さば牛ざき車ざきになりとも御行ひ被遊ゆへ相手のまいりゆ間ハ籠者仰付られゆへと滞なく申上けれハ御聞届の上忠節の者やと御氣色よけに見へさせ給ふ則加藤肥後守に仰付られ訴人の相手を召のほせらる、所に雙方對決いたし委細に白狀す國を奪はんとするに紛なし夫より深くにくミ思召て寺々へ御觸あり宗旨の者ニハ此度ころひたる者ニハ志さひなし若相殘る者あらば御成敗ニおよふべしと堅く御觸あり其外大久保相模守に仰付られ西國の郷民の宗旨をことく正し給ひけり

邪法の一族悉御詮儀の事

斯て洛中の町人裏屋借家の尼妙心まで悉せんさく仕るといへとも内にわだかまりてころひぬ者多し 其時の諸司(所)代板倉伊賀守勝守種々の謀事をめくらしけれとも畜生正直のいかりなれハ一度聞入てひるかへす事なし命を露ほどもいとハされハさなから後生の事といへばすり強盜の罪科にも行なわれずいか、ハせんと案し煩ひける所に江戸より大久保相模守忠隣御奉行として洛中大坂さかい奈良聞付次第に俵に入二枚にまき五所ゆひにして首はかり出しければさなからみの蟲のことし先京中の者とも四條五條の河原にさんつミにして五十石三十石宛積重ねて祖父祖母の類ひハひしとならべ置たり 見物の者山のこづくに朝より晝時分迄は口々にぜんず丸くと唱へて聞々には申様扱難有御事なり内々々様に大難に逢ひ天帝様の御助に預り波羅夷查寔へ生れて樂しみくわつけいにほしひま、にしてほしひひもしひ事もなく瓔珞(略)をさけて居るとやらんと御志めしを聽聞すはやく打殺しゆへと人毎につぶやきける午の刻も過未の刻に成る時分に一人か申やうハいさ皆々ころぶまひか後生ハ見て來らぬ事なれば追ての事とかくひたるふて目がまひそうなり其上此事の談儀(議)毎に大難に逢ふ時は百味のおん食をあたへ天上

へ引上げ給ふよし承りいへとも今は煎餅を一ツあめ一本くる、者なし夕ア喰たるま、なれば蟲がこみあけて胸が
 ちわるといふ又下なる者申やう上より押付られて持重りがして息が切る、義理も外聞も思われずいざころべと
 音に申けれはなぐれ口に成りて河原中ハ時の聲をあけて笑ひけりさて雑式中町々へ一人をはしらせて請人手形さ
 せ皆々己が家々に歸へりぬ 跡に五六十人のこりて比興々々との、ありけり少々のこと空言も有へければより
 しては面々さばき後生へねすミいたちに生る、ともかまひなしと内論して一連になり歸へりけるさて雑式跡にの
 これるやつばらをにくミ薪を四五十駄取よせ見せてたばかりけるハ夜通しに八瀬大原黒倉長谷まづのハら花園よ
 り柴薪二三百駄來るへし明日の曉ハ山のこづくに積あけ一度に火あふりにしてくれんといふを聞て大きにぎやう
 てんしふるひく雑式の頭松尾松村萩野十嵐を呼てさやうニハハは一旦の義理にて今までこたへハハどもはや
 くころひ申べしといろくわびを申により笑々俵より出されけるとかや

寺請狀初りの事

あかるに初めほとハ一文不通の者とも惡摩外道の法を聞て誠とおもふ者不便の事と納受をたれさせ給ひころび次
 第二御宥免被成ゆ所に南蠻にもれ聞へてまた法の立流をかへ幾度ころびても宗體の本意さへたかへさればくるし
 かるましといひ傳へ一人に印子一分ツ、賽に是をくばる此事又訴人出ていよく國を傾くへき術あらわれふかく
 にくみ思召て日本の守護地頭代官等に仰付られ里々浦々山々嶋々家々残る所なくきのふけふ生たる赤子迄それ
 くくの旦那寺より證文にのせ子々孫々當寺の旦那に紛れ無御座若此内一人にても切支丹宗旨に御座いへハ寺之義
 ハ不及申ニ御決所なされ坊主いいかやうとも御成敗なざるべしと堅く書物を仕り捧奉る町人ハ町年寄り月行司村
 (關)

々ハ庄屋をも百姓武士ハ物頭年毎に御政もる、事なしあまつさへ諸國の村々にそくたくの高札有といへともや、
 もすれハ十人廿人ツ、さかし出されて火やふり逆はりつけ水つけさまくの御成敗正しき御事なり是より國政を
 立られ摩術漸くおとろへ邪徒既に亡びたり時に慶長十年家康公御治世年號改元有りて秀忠公 元和九年 夫より寛永
 と改元家光公 秀忠公 の甥 と申奉るなり

私曰信長公秀吉家康公秀忠公に至る迄諸國の戰國にて鬪諍多しといへとも爰に就中關ヶ原大坂御陣の末
 戰有右ハ石田軍記浪花戰記其外慶長之年記末の書に委くあり只此一書ニハ吉利支丹宗門の根元此末は天草
 嶋原由來も此書よりおこれりと云々

〔編者曰クコノ項即チ本册第七十七頁ヨリ本頁ニ至ル一項ハ或ル人ノ手ニ成ル
 寫本三十二丁ヲソノマ、原本ニ綴込ミアリ〕

○人別帳

政談ニ云 人別帳といふものは古しへは至極おもきものにて 天子も拜し給ふほどの事なれハ微細に一本の相違も曾而無之事也宗旨の事も元來其在所の人別帳にのせをく事なれハ別に宗旨手形に不及事也宗門の改を餘り大切に而すると銘々に受人より宗旨手形を取事にふたれども夫は餘りに繁多なるゆへ請狀に書籍させ江戸まで旦那寺をこしらへ代々何宗とする事全體偽り也法を立んとて偽りを教へその偽りの手形を厳しくとりて宗門の改めを大切にする振をするは埒もなき事也下略

同書ニ 戸籍といふはまづは人別帳の事也され共今の代の人別帳のことにあらす着到帳の類なり人別帳といふは村の家別を記して其家々の亭主を初め家内の人數(譜)の者まで不殘これを記し嫁とれハこれを記し養子をすれハこれを記し娘他へ嫁すれハこれを除ケ子産れハ年月日を記し死すれハ何月何日に死するとこれを記してこれを除ケ其節の寺の人別帳にこれをせ出替り奉公人を是をのせずこれは其者の出所の人別帳にある故也名も猥りに替る事ならず武家も此通り也寺も同じ組他所の寺の弟子來りてその寺にまばらく居ばこれをのせず着到長(帳)といふは勤番交代の帳または軍中にこれある事也是はたゞ當分の人を記す事也檀林へあつまる坊も他所より來たる旅人も人別帳(帳)は元ト最初本寺に有ゆへ旅先にてはみな着到長(帳)べし其村所の人他所へ行て逗留するも終には歸るものゆへ人別帳にのせざる也それはかりにあらす人を御里といふもの定るゆへ親類も近附にこれあり幼少の友達隔々たり自然と親類所を思ふて悪事はせぬもの也一町一村の内にて名主の

知らぬ人なし一町一村の人相互に先祖より知り幼少より知り善惡共にあきらかに知る事なり其上に五人組の法を以て吟味する時は何事も隠れ家は曾て無之事なり當時にても人別帳もあり五人組もあれとも店替を自由にし他國へも自由に行又他國より來り其所に任事自由なれハ日本國中の人入亂れ混亂し何方もくゝみな暫らく住所といふ物に成り人に永久の心なし隣にかまはず隣よりも此方へかまはず其人のものとを知らねハ知らぬ儘にて何も濟む也先をも知らぬは始終は名主を初め我くるしミはせぬゆへ人々面々かまへに成り心任せ也畢竟當分の有人を人別帳に付たるまでにて時々抜さしを仕置事ゆへ人別長も何の全も(詮)これなき事なり如斯法立替る時は右いふことく何もかも隠しかたき家なきのみならず一町一村之人は相互ひに自然と名染(馴)つき右惡敷事をハ相互に異見をいひはれすれハ異見をきかぬ事もなくまた相互に惡をなさず交り念頃なる其上に奉行治を心を入れ名主に打まかせて能下知すれハ一町一村の内相互ひにむつましく風俗自然にあり惡人は自然と出す古聖人の治かくのことし井田を直道の本といふも實は此こと也只田地を碁盤の格子のごとく割算用合す事のやうに心得るは大きな誤り也下略

同書ニ 扱路引(みちびき)といふは惣而旅人道中の切手也右の戸籍にて世界中の人の有所きハむるゆへ他所の人紛れ入べきやう日本國中に曾てなけれども道中往來する間にあるしなけれハ密に遠國へ逆行氣遣ひあり古三代の時は諸侯の國々に關所を越るにハ儒といふものあつて是を證據にする日本の古しへも關所國々にあり三關所を始めとして國々に關あるゆへ和歌名所にも關の名多し關所を通るには過書といふ切手あり今も京に過書船といふ事あり元來過書を渡しをきて關所を往來自由にさせたる船をいふ今は船の名となれり此路引は明朝の法

なり明朝にて國境に關所あつて切手を以てこれを越る也今是を用ひて御城下の廻り田舎へ取つく所に木戸を付番を置入ル人を構へず出る人を路引改むへし出る人を路引は武家屋敷ならバ一町々々の肝煎の印大名屋敷ならハ一屋敷々々の印町は前にいふたる奉行一支配の内名主を月代りにして成共印を押さしむべし尤人數姓名荷物の品何方より何方迄通るといふ事を記すべし道中には明朝の飛脚の(本のマ、)つめを以一宿々々にて間屋續き印を取へし然らハ江戸はづれの番所にては印鑑を以て改むへし道中宿にてハ最初の宿品川板橋千手の類は番所の印を見知り夫より段々隣宿の印さへ見知れハ事濟也右の印無之人は決て宿すべからずと定むへし其宿々の近所の村々にては其近所の所と印鑑を取かわし置時は事濟也また江戸近隣の村々より江戸用達に來たる者は出る時の爲はかりなれハ名主も木札にても渡しをき證據とすべし諸大名の城下も右の通り成へしされハ人本海道を通らずして脇道をする事は決して成らぬ也但しこれミな戸籍の法を篤と定めたるうへの事也如斯法を立たる時は旅をする事餘程不自由なるべし當時は餘り自由なれハ害多き也當時箱根の切手も女手形の外は埒もなき事也但シ戸籍の法をさへ丈夫に立時は先々ゆきとまりなきゆへ此法はなく共事濟へきか

寛永十六 己卯

一 寛永通寶の錢通用

東照神君 台徳院殿様御賢慮には天下の財寶ハ金に勝たるはなしかさ高ならず土中に入ても朽る事なし國土の用にしてはすハや天下に賊徒起りし時軍用の勝手も是に勝りたるは有まじとて東國は一圓ニ金子と錢を通用の第一とし江戸近邊ニ金子を集メ置べしとの御思召なり夫故唯今に至りても東國は一圓に金と錢斗り遣ひて江戸表にては銀の相場何程と唱へて用る而已也京大坂より西國方は銀錢を第一に通用可致やう心得させよと諸司代(所)御城代へ御内意有之由及聞夫ゆへいつとなく坂西國々ミな銀錢を專に遣ふ事とは成りぬ九州筋などは錢多く有と見えて伊勢參宮并五畿内遊行の旅客路用の遣ひ多くは錢を貳匁つなぎにして或は五十匁百匁など、畚へ入て船ニ積ミ馬に付て登せりたとへハ大坂ニ而壹匁ニ錢七拾文通用の相場なれバ錢百四十文を貳匁と定メ是を錢ざし一筋につなぎて入る也志かも律義にして煙管の雁首鐵錢其外紛ハしきものは是を惡錢とて省きて通用する也金子は殊之外少キゆへ九州薩摩肥後筑前などの大身なる大名の國々にも時によつて金拂底成事度々也只金子は少く錢の多キ事は往古は中華へ日本より何にても賣買自由にて價は中華の錢を取歸りしと見えて唐の代の開元通寶より康熙通寶に至る迄中華にて多く鑄たる錢日本に甚多キ事其證とすべし寛永中初て寛永通寶を鑄させらるゝより時々錢を鑄る事ゆへ後世は寛永通寶ばかり通用する事に成ぬ其以前はミなく中華の錢にて賣買せしゆへ唐土の書籍にも日本の市には中華の錢を以て物を賣買する事珍らしき事也と記せり日本上古和同年中(銅)

(銅開珍)ニ和同珍開といふ錢を初めて鑄させられ其外富壽神寶神功開寶隆平永寶長年大寶寬平通寶延喜通寶などを鑄たる迄也其後文錄年中に文錄通寶天正年中ニ天正通寶慶長年中に慶長通寶元和中元和通寶を鑄たれ共近年の戰國に而錢を鑄る事不能今の世の通寶は數多あれ共文錄(錄)天正元和の錢は少し又和同珍開多くあれ共是は上古日本鑄初の錢にあらず足利將軍義政公古物を好み給ひ新たに鑄させられたるものと見えて文字の恰好よく錢も新しく神功開寶富壽神寶などの錢とは違へり永樂通寶の文字よろしとて金錢銀錢を多く鑄たると也其後常州水戸にて元豐天慶通寶などを鑄たる事も有しよし今に多く有もの也

但し眞字の元豐通寶也艸字の元豐通寶は北宋の代に鑄たる錢也

南畝叢書云 寬永中命ありて京都の大佛をこほちて錢に鑄させ給ひける唐國にも似たることあり五代周の世宗位につきける明のとし國中錢にともしかりけれハ天下の銅佛をもて錢に鑄むとし給ひける臣下ミなは、める色ありけれハ世宗吾聞佛說身世爲妄以利人爲急使其眞身尙在猶欲割截況此銅像豈其所惜哉とてことくくうちこほちて錢につくりけると五代史にのせたり

寬永十七 庚辰

- 一 松平若狹守殿高槻城領ス 三萬六千石 後丹波笹山へ移ル
- 一 新清水寺建

有栖山清光院と號ス初めは有栖川寺と云天台宗天王寺末境内四反一畝三步年貢地天文年中より秋野坊の地なりしを當年阿闍梨延海かりて佛舎ヲ建

本堂 九間 七間 地藏堂方三間 舞臺 三間八尺 八間

本尊千手觀世音聖德太子作洛陽清水寺の別院におはしませし靈像を此處に安置ス故に新清水寺と號せりまた有栖山(と)いふは上古齋宮の伊勢へくだり給ふ時は山科の逢坂を越させたまひ歸京の時はかならず大和路を経て立田越にかゝり此大江の岸をとまりとす常は廢れて一代に一度ツ、假殿を立るを大江殿といふ爰にて御祓など有しと也齋宮の齋場所にはかならず御祓川有て有栖川と號せり洛西嵯峨野々宮の齋宮加茂紫野の齋院にもミナ御祓川有て名を有栖川といへり此所の名も其例に準ぜる物ならん事絶て久しき跡なればさだかに知れる人希也後年享保元十二月秋野盛順より先住盛海に全く境内の地を譲り受ル盛海は延海の法胤にや因云 有馬郡湯本の南にも新清水寺あり本尊千手觀音は古より紀三井寺に傳はりおはしまし、を延海此所にうつし崇め奉れり

寛永十八 辛巳

一

寛永十九 壬午

一 春より夏ニ至リ五畿内はじめ諸國飢饉

一 五月 天満天神の邊畑中にて心中

おわき廿四歳 新七廿五歳 浪花におゐて相對死の初メならん

一 十月廿三日夜瓦屋橋西詰角大和屋太郎兵衛家内にてお虎岩松心中

浪花の蘆といふ寫本に大和國法隆寺院中寶仙院法庭へ兩人の死骸を葬り今に石碑有りとぞ

後年あやつりの戯文に名をあらためてお染久松と呼しより少女美童の面影思ひやらるゝ作者の發明也中寺町隆泉寺にお虎の墓あるよし不詳

寛永廿 癸未

一 六月 朝鮮人來朝

△寛永年間

一 大坂にて大菊流行ス

一 天下茶屋村ニ津田氏宗本 和中散の薬店を開クせさいと云 江州梅の木の事奥ニ著す

一 烏丸光廣卿有馬の温泉入湯 落葉山の麓善福寺の本尊を拜し給ひ自書して云

善福寺の御本尊は一握手チキクシユヘ半閻浮檀金の像なり多田新發意滿仲の持佛と也抑愚痴のわれらかおもふやう南無

阿彌陀佛は十劫以前正覺とり給ふならへさてそのまゝにありもせて安養世界に淨土をまうく極重惡人にく

みし給ふは御ひが事のためときか加シカノミナラズ之有馬山夕霧わけてこれまでの御來迎こそありかたけれ

へうたんに入と見へたる山からの出てくるミをなとまへすらん

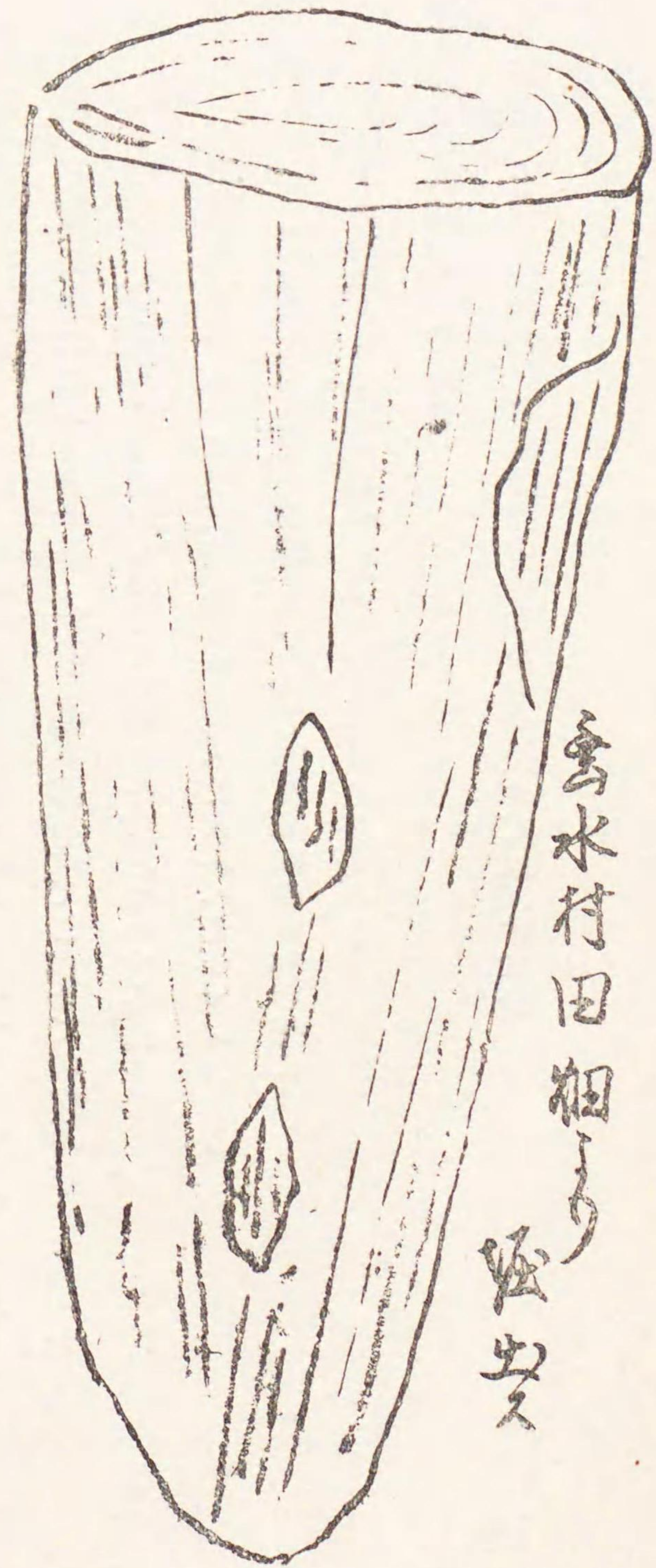
もし綺語結縁も空しからずは決定往生をとけしめたまふへしナマイタノ

一 有馬名所記云 寛永の比大納言光廣卿入湯ありし時薬師如來の御夢想に

足はさき頭はのちにかゝるへしたゝるは長湯すき腹の時

一 豊嶋郡垂水村栽松寺再興

上古は伊和寺ト云當寺に長柄橋柱の朽木あり 長サ貳尺五寸三分



秀水村田細
堅

- 一 島上郡富田郷三輪神社再興
- 一 河州上太子西方尼院再建
- 一 大坂小谷町寶泉菴立 覺之坊ト稱ス

本尊正觀音は聖德太子手造の尊像也

寺記ニ云 太子御乳母月益日益玉照と號して三女相共ニ薙髮入寺佛乘に志ス四天王寺引聲堂の南に艸堂を結ひ念佛執行せり是則和朝比丘尼の開祖たり慶長年中の兵亂に艸堂(堂)の古迹空しく成れり覺如比丘尼訪其落寬永中銘

佳古吹田河某所持

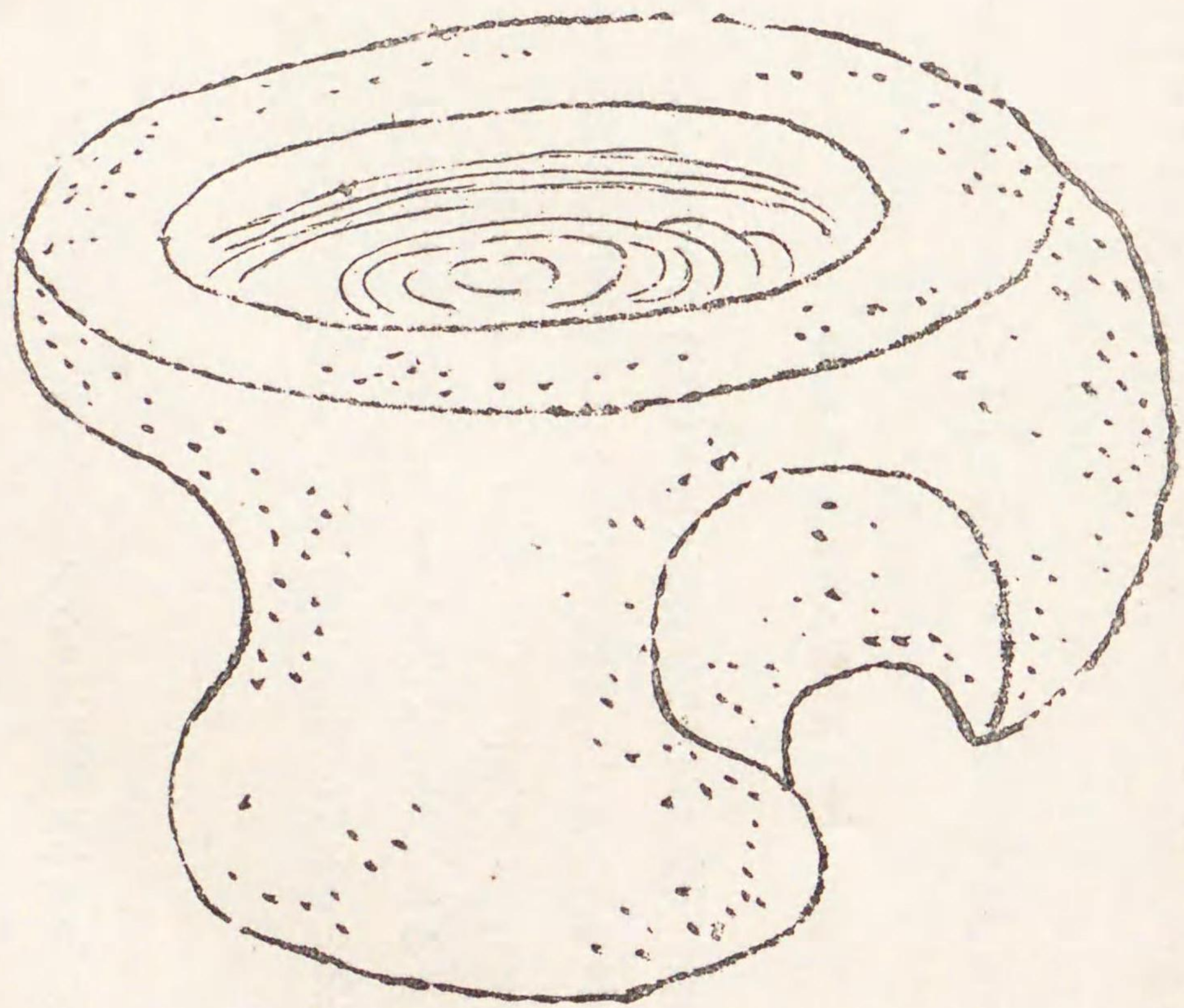
辛水鉢と因

高村秀水社

持

八木沢大藏

所持



木氏重成に告て訴職守再改地于是結菴室尊像を安置せり因て覺如比丘尼中興開祖とす至于寛文六年十二月八日夜一火廣町に綻ぶといへ共本尊光明を放て火も焼ことあたはず誓願疑なく諸人崇敬すと云々聖徳太子傳來の山越の彌陀の畫像寶物にあり

一 高津氏女 法貞尼 安居邊ノ艸庵ニ寂ス

攝州高津邊の郷士高津新左衛門ハ天正十三年酉十月隣家に住居する甲州武田家の浪士沼田郡藏といふもの殺害して立退けるゆへ新左衛門養女おゑん十六歳にて敵打を思ひ立四ヶ年が程千辛萬苦して終に天正十六年子九月三日駿州興國寺の城邊に而郡藏を打取孝女勇婦の英名を一時に發す時ニこれ十九歳なりいまだ盛りも過ざる此世を捨て剃髪し父母の亡跡を吊(弔)んとて法號を法貞と改メ天王寺に近き安居の邊に草庵を結ひて朝暮念佛忘らず星霜を経て寛永年中七十餘歳にて寂ス復讐の次第ハ水雪心誌録といふ寫本ニ委シ高津氏の家系は南水雜志高津の條ニ著ス

〔編者曰ク原本此ノ所ニ行空白〕

一 和中散藥店本家せさいの事

江州梅木本名六地藏村に和中散の藥店三軒はかりあり是齋を本家といふ

香需散 宗爽云 作圃種香需 時珍

云 香需乃夏月解表ノ藥ト 近來在家ハ和中散枇杷葉湯ニ奪れたり …… 原本此ノ所以上ノ書入レアリ ……

元和の頃梅の木ありて其木蔭にて和中散を製し旅人にあきなふ本家をせさいといふ其初は織田氏と號して元和元年醫師半井ト養が女を娶て和中散小兒藥の奇妙丸等の藥方を授り永く此家に商ふ庭中に奇石奇樹玲瓏として

往來の諸侯多く爰に駕をとむ參宮及び吾妻上下の旅客も足をとどめさせて藥を立て散湯を惠む藥店の側に古松あり枝垂るにより梅の木の下のり松といふ

一 鴻池新田

島上郡昆陽の池より東ニ鴻池とて高五百石斗りの一村あり寛永年中新川筋堀入ニ付鴻池村の田地六分餘川筋と相成此所今に鴻池の渡しといふ御替池河州徳庵堤の東手にて右六分餘の地面を被下則チ鴻池新田と云

〔編者曰ク原本此ノ所ニ行空白〕

一 米木綿價の事

秋齋閑語ニ

室町殿日記曰

- 一 中間衆の木綿三十五疋買取御役船彦三ニ上せ申ひ可有御請取ひこつまもめんハ今程一疋ニ付壹匁六分七リンの賣買にては是もこつまにおとらぬ木綿にては壹匁三分宛にては聞其御心得可有之
- 一 御局衆はした衆切米拾貳石うりはらひ可申由被仰越ひ此比兵庫の賣買壹石ニ付六匁三分五厘の由すいたや新左衛門申候其御心得可有之候

十二月二日

林 甚 五 郎

岡村忠右衛門殿

佐野權助殿

右は天文九年の事也是より凡百年程はさのミ其價高下聞へざりしに寛永の頃の末には木綿一疋六百文位也
米も夫に随ふて高くなり元祿の頃米一石の代銀百目木綿一疋代壹〆一二百文と成今又七八十匁の米價も夫
より少宛の高下にてかくのごとしわづかの時代おしうつりてかへり來れる事也

浪花六地藏廻り身六番

宇安地藏尊畧縁起

〔編者曰ク原本此ノ所二丁ニ亘リ子安地藏尊畧縁起ヲ當時板行ノマ、貼付ケアリ〕

大阪道頓堀千日

法善寺

子安地藏尊畧縁起

抑當寺地藏大菩薩は參儀小野篁一刀三禮彫刻の尊像にて靈驗あまねし利益を蒙るもの枚擧にいとまあらず就中子安地藏尊と稱し奉る其濫觴を尋るに往昔大和國宇治郡北山里に岸田氏某が家に代々安置し奉る然るに慶長年中其近郷に夫婦の者あり其妻懷妊の度毎に難産にて苦しむ事かぎりなし加之一子もそだつ事なし夫婦の者歡けども甲斐なし諺にさる者ハ日にうとしと其期を過れば常の事に思ひなして居たりしが又もや妻の懷胎と聞て夫ハ今更のやうに思ひ過つる難産を思ひ出し俄ニ佛神の加護を祈る然るに此里に此地藏尊まし〜て靈驗あらたなる事をまりて夫婦の者詣で、朝暮香花灯明を捧げ強盛の信心を發し安産して母子ともに息災延命ならん事を祈りける既に日積臨月に至り産の氣附けるがいかなる因縁にや此度も又難産にして三日三夜惱み苦しむ事前々に聊も替る事なし爰におゐて彼夫おもへらくかくまで地藏菩薩の加護力を祈といへども一向其驗のなきこそ佛のちかひといへる事も偽りなる歟又ハ我信心の至ざる歟と勿體なくも佛を恨み奉る凡夫の心ぞかなしけれ此時地藏尊告て曰汝よく聞罪業ふかし今懷胎所の男子ハ前生の怨敵なり汝等夫婦が命を斷家を滅さんとて胎内にやどり來る事今に三度なり善哉此度信を起して我をいのる事切なるにより我代りて其苦痛を受忍念を宥め汝等が罪障消滅せしめバ永く子孫繁榮ならんと御身に汗を流し苦の想を現じ玉ふを見てうち驚き抱き留まいらせんとして目覺て見れば産婦の傍に伏し居たる扱妻の樣體を窺ふに安然として夢の覺たるがごとし忽苦惱止て常よりも猶心穩にして安々と男子を誕生せり誠に若有重苦我代受苦の御誓あ

やまち給はずかくのごとく靈驗不思議の尊像なれば皆人南無子安地藏菩薩と尊敬し奉る其後寛永の初め法善寺を此地へ移してより開山専念法師古郷なれば開山に有縁之尊像なりとて岸田氏當寺へ遷座なし奉るおかしより已來靈驗彌あたらにして諸病平愈息災延命福智増益其丹誠をこらす者ハ願として成就せずと言事なし委しくハ寺史廣縁起に記すがごとし爰には畧して子安の一縁をあかして末世の信心を勸むる者なり

一 正月三日 伊勢寺敵討

武道傳來記云 阿波國徳島に奥田戸右衛門といへる人京都北野に久しく浪人して居けるが此家中によき親類ありて身體取持れて町打の鐵炮を申立に三百石下シ給へり明所ありて屋敷迄仰付させられ首尾殘所なく相濟事武藝のあつき故也此人當年十六歳の娘ひとり月にも花にも京育にして美形田舎には目馴す見ぬ人まで聞傳へて戀忍びぬ常々親戸右衛門心底にはいかなる方にもあれ見立て末子をもらひ娘にめあへせ奥田の名跡を繼せたき念願なれば外より婚禮の内證あれ共取あへず養子を望みしにあなたこなたより此家に入縁の望み數多也其中にも篠原文助といふ人縁ありて諸井頼母といへる人肝入られて極月廿六日に文助戸右衛門方へ入て祝言の事はじめ目出度其年も暮て明ル正月三日の事なるに若き者集りていざ文助に水掛祝ひといひ出けれハ各々進みて無用といふ人壹人もなし血氣の男手分して其拵への程もなく金箔置の手桶五十銀箔の柄杓五十本衣裝つくしの笠鉢十二本落書の大團二竹馬壹疋籠張の立烏帽子門口に持かけさせ祝ひましての御事と急度使を立ける文助聞



届て御返事は是よりと其者を歸して暫らく分別するうち家中これ沙汰にて見物立かさなり作り物の風流を見てどつと笑ふて果しける老中の耳に立此義は先年御法度仰渡されしに今又掟を背くものせんさくすべしと大横目兩役人に申渡され吟味をするに若手壹人も組せざるはなし兎角は其なりけりに濟せど其道具を取おかせ水も浪風もなく阿波の鳴戸はおさまりぬれども文助堪忍せず團の書付を見しに尊圓やうの筆のあゆみ正しく是は千塚林兵衛が手跡に疑ひなし外の人だに心外なるに此林兵衛は我等と従弟なるに去とは悪きふかたと腹立止事なく其夜屋形に尋ね子細いはず打捨ててすぐに立退ける團の落書せしは林兵衛にはあらず杉森新藏といへる人の書しに文助心のせくまにはやまりけるとばつと沙汰をしけるに新藏扱は我筆ゆへ林兵衛は打れぬ此上は文助を打て林兵衛に手向んと何國を定めなく尋出し船中より腹中を惱ませ色々養生のかひもなく漸大坂に着て五七日の後他國の土と成ける思へば惜き命ぞかし扱林兵衛が一子林太郎とて其比二歳に成しが女房生國は備後の福山の人なるが此子を連て親里に歸りぬ浮世は武士の妻女ほど定めなきものはなしと見し人は是を歎きし然も繼母なれ何に付ても思ひしからず殊更此腹かりの妹三人までありてうるさく随分如(才)なく名人をさづけ共心にかゝること葉も耳に入れバ本の母人の事をのみ思ひ出し身の悲しさに付て連合林兵衛の面影を現にも忘れはやらす悪や其文助めを林太郎成人して打せ給へと諸神に大願をかけて心の劍を削り利道の一念骨に通て此勢ひ千尺の岩屋に籠り七重の鐵門をかまへたり共安穩には置じと備後を忍び出林太郎を抱守て夜露汐風を厭はず磯つたひ行に備前國瀬戸の曙に旅の姿を耻て唐琴の泊り定めず牛窓の濱里に網引の長九郎といふ者あり是世をわたり奉公せし時母人不便を加へられ季を重ねてつかはれしが今は古里のいとなきしける以前のよしみ(才)に此男を

密に尋ねしにやさしくも昔の御恩を忘れず是へと涙を流し様子語るに哀れを催し此度の憂事せめては是にて晴させ給へと天につれし女も念比にもてなし蘆火燒(鮑)など鮑の酢あへ飛魚の丸燒あるに任せて此人をかくまひ世間へは女房の姪あしらひに年月送て林太郎も十一歳に成りて母うれしさ限りなく又二年も過なば諸國を尋ねべしと明暮人がましく育つれど浦邊の業を見ならひ鹽にて馬刀を取貝ひろふなど姿から心まで賤しく成りぬ猶未々を思ひれ讀書の道さる爲に縁を求て津の國金龍寺に登し置れるに流石筋目をあらへし外の兒よりおとなしく十四に成れる花の春を迎ふ此麓の里に伊勢寺といふ所あり是は昔の哥人の伊勢が古郷にして草深き山陰ながら面白き所に篠原文助兼田自休と名をかへ散切にして身を隠し林兵衛を打ての以來爰に住なし今年正月三日に密枝ながら手折て小者にもたせ其身は十徳に朱鞘の大脇差ひとつにて此御寺に參詣和尚に對面して世の無常を語り出し今日の亡者戒名もなく千塚氏の何某十三年忌に相當る也拙者ために従弟づからなるが不慮に相果ける(申)御吊ひ遊され給はれと涙をこぼす折節林太郎薄茶を運びて此物語りを聞濟し小脇指を抜て飛かゝるを自休さそくきかして其手を取て引伏けれ和尚を始め各立騒ぎ是はいかなる事やらんと詮義をまけるに自休は少しも驚かず何れも志づめて是には様子の御入事也汝は林兵衛が悴子(悴)なるべし林兵衛最期の時分二歳にて有しが夫より十三年過ぬれ今年十四歳なるべし兼て存じけるにも十五歳に成らば定めて我をねらふべし其節は此方より名乗出て心任せに打るべきと諸神かけて覺悟せしに今爰に居合せ某と出逢事其方武運に叶ふ也最前申上しは此者の親が義也林兵衛の陰にて嘸うれしからんさあ本望を遂よとて林太郎が劍を持そへ我腹に差通し目前の夢とは成りぬ林太郎とぞめをさして親の敵を討事を悦び其首を器に入御寺に御暇を乞捨備前國に下り母に見せて

年來の思ひを晴しけり

一 大坂歌舞妓紀原

哥舞妓事始云 大坂道頓堀歌舞妓芝居は寛永年段介といふもの京都より下りて下難波領にて藏人といふ女太夫を仕立て傾城共多く踊りをさせた世俗これを太夫藏人といひ又和國かぶきといへり其後女藝を禁じ給ひければ鹽屋九郎右衛門同九左衛門大和屋甚兵衛河内屋與八郎松本名左衛門大坂太左衛門京都にて申合大坂表へ下り芝居興行仕度願ひによつて御赦免有各室町家の御扶持人也右之者共多く濱側に而小芝居を初めたり夫より次第二人數を加へ若衆子供五十人ほど入代て踊らせたり其頃は太夫本芝居名代も極りなく勝手になせし事也然るに慶安五年に至りて左の通り名代共改りたり

一 大坂名代道頓堀吉左衛門町中之芝居 鹽屋九郎右衛門

一 同 立慶町角之芝居 大坂 太左衛門

寛保二年の頃角之芝居福永ともいふ……原本此ノ所以上ノ書入レアリ……

一 同 吉左衛門町大西芝居 松本 名左衛門

名左衛門芝居戎はし角ニ在シゆへ大西といふ當世は竹本筑後芝居を大西と云……原本此ノ所以上ノ書入レアリ……

同年 承應下 六月朔日鹽屋九郎右衛門芝居に而口論ありしより其後芝居中へ無錢にて見物入申間敷御制法の御書

付出たり 今芝居の内にあ

同年七月故障の義有之惣かぶき芝居御停止被仰付

承應貳巳年右かぶき太夫本難澁ニ付狂言盡之御願奉申上所物真似狂言盡といふ名目にて御赦免ありしは鹽屋九郎右衛門同九左衛門大和屋甚兵衛三人也夫より少シ程ありて松本名左衛門御免あり大坂太左衛門は其頃江戸に在り年あつて登り御願ひ申上御赦免を蒙りしと也

往古は芝居木戸口の上に象戲の駒のごとく成ル札ニ物まねと書たり是矢倉免許の札にして外芝居に上ル事不叶物まねとは聲色を似するにあらず老若男女貴賤僧俗夫々の物を真マコトに似せるをいへり

真似はまねぶといふことを略したる語にて學の字なり源氏物語品定の所に

さてありぬべきかたをバつくろひてまねび出すにそれしかあらじとそらにいかゞはおしはかりおもひくたさん

とありこのまねびを出すといふ詞もまねして聞すといふこと也俗ニ真似と書は後の世におしあてたる字也往古の芝居は假家建にて萬更手軽く表も櫓の下ニ鼠木戸二所ありて見物は鼠の穴へ入るかごとく肩脊を屈曲て越る故ニ鼠木戸といふ當代は一ヶ所ニ成れり

哥舞妓事始云 北野の人桝の時陣中の出入に相言葉を以て通路なすゆへ相言葉口といふ此所より見物を入し其餘風なるよし

又木戸といふもの往古乗物木戸と呼ふ事正徳中江戸山村座の事實を著述せし風流色芝居云

物さへがしき中に取交へて櫓太鼓のひびきすさまじく木戸の外にはあらおのこ共諸はだぬぎになりてわれへと何やらんのゝまりよバふその中を押わけかの山伏小太郎を伴ひのり物木戸あけさせ誰恐るゝ

けしきなく小太郎さしきへのほりッ、

〔編者曰ク原本此ノ所一行空白〕

一 廓中佐渡島町之事

佐渡島町は寛永十二三年の頃までは上博勢町に妓館ありしを當處に引移し佐渡島勘左衛門イ與三兵衛ともといへるもの開
くによつて姓を探りて町名とす

一 同新京橋町之事

新京橋町は元和寛永の頃阿波座堀より引來り一筋二名ありて上ミの町下モの町といふ上ミとは東の町をい
ふ四郎兵衛町下モは西の町といふ金右衛門町と呼びしが寶永年中東を新京橋町西を新堀町と改しといひ傳
ふまた立賣堀阿波橋筋揚屋町より引たり共いふ

○正保元

甲申三十年 清の初メ 順治元年ニ當ル
〔十二月十六日改元〕

〔編者曰ク原本ニハ『三十年』ノ三字朱書〕

一 島下郡勝尾寺新鐘を鑄ル

上古の鐘は中華宋國淳化元年に百濟國王の后妃これを獻ス金鐘にして亘リ三尺五寸元亨釋書に出たる名鐘とい
へ共元曆の兵火に滅びしかハ其金鐘を模して新に鑄ル此かねも亦元和二年九月十四日に滅びしゆへ今年新鐘を
鑄ル

一 河州佐田村菅相寺立 佐太ノ宮の後にあり土人天神の奥院と云

一 朝鮮人來朝

正保二乙酉

一

二

正保三丙戌

一 島下郡圓滿寺再興 吹田村

當寺は行基の草創にて畿内四十九院の其一院上古は七堂伽藍坊舎十三ヶ寺あり應仁年中の兵火に焦土と成り年久しく荒廢に及びしを今年再興ス世に濱の堂といふ

一

三

正保四 丁亥

一 島下郡佐井寺再興 佐井寺村

上古は大伽藍坊舎六十餘院の大寺なりしが天正の兵火に罹り堂塔坊舎一時に焦土と成りぬ今年寺職の僧樂順再興ス領主板倉周防侯撞鐘を寄附シ銘は京師東寺長者亮春書ス

一 五月六日 河州若江郡若江村に山口豆州碑立

塚本明神南の方畑の中を東へ二丁斗りなる所に二間四面斗りに石の垣を廻ル高八九尺の碑 御城の方ニ向て立城代巡見の節碑前にて碑守の名主戦場の物語をなすよし

山口豆州牧碑銘

民部卿法印林道春 撰

參陽隱士石川文山篆額

禮曰父母全而生之子全而歸之是孝也又曰戰陣無勇非孝也二有不可得兼捨生而義者也元和元年攝州大坂之役山口伊豆守重信與父修理亮重政共副別將井伊氏之先鋒到若江邊五月六日味爽與寇相遇父子競進不避來銳最初合槍短兵急接寇授其首重信亦戰死從者共死時年僅二十有六可謂戰陣有勇乎嗚呼痛哉惜哉重信舍弟但馬守弘隆告之故如此且壘程掩覆之後立重信碑于其死所其姓

多々良某氏山口重政娶源雄吉女誕重信于尾州清洲慶長二年重信八歲始拜台徳院大相國因命更小字曰長次郎以仕左右九年十一月十五日重信十五歲隨俗例初戎衣祝之也十四年十二月命敍從五位下伊豆守十五年秋於上野國賜采地十八年春重政有故忤旨潛居武州入間郡生越龍穩寺重信從焉十九年冬聞將有事于大坂而父子欲往敢死到箱根更不許過焉乃歸寺重信父子改名伴爲商旅經東山道獲赴大坂時業已和平復東行還寺及翌年之戰也夫如是則與身體不毀傷全而歸之者雖似有以異然戰陣有勇則不可謂非孝乎古人求忠臣于孝子之門良哉嗚呼哀哉惜哉其雅號曰傑山宗英居士呼置其小影處曰大雄弘隆屬余索書其事于右再三弗措於是爲銘銘曰

吁浪速城

特險聚兵

義旗一麾

厥角如崩

有一勇士

重信爲名

先登揮戰

獲勁敵頭

取義惟重

授命既輕

伊人雖沒

宛爾如生

正保四年丁亥五月六日

山口但馬守多々良弘隆建

此碑より十四五間南の方ニ松一本垣を結ひたる碑あり元和元年五月六日木村重成こゝに戦死ス年廿五歳その忠貞を賞じて墓を築ク石表に

長門守木村重成墓

中興武家盛衰記ニ云

知行 壹萬五千石 山口修理亮重政

抑大内山口の祖ハ百濟國の皇子也日本へ渡り給ふ事ハ推古天皇十七年周防國都濃郡鷲津の庄青柳浦といふ所に大きな星松の木の上に光りて七日七夜か間跡を垂給ひしゆへ里人共怪しミ巫をして委細を尋るに託して曰我ハ百濟國の皇子なり日本へ來り擁護たれんと北辰と共に降ると云々里人大きに恐れ則其星を祭り其所を下り松の浦と名付今は詠上山神妙見高星と崇め同十九年三月百濟國聖明王第三の皇子琳聖太子投化也是も周防國佐渡郡鞠生浦多々羅の濱に至り給ふ里人子細を尋ね則其處の石田の里に館を造りその星をも移し是を大内殿と唱ふ

私ニ云彼太子薨去以後防州吉敷の川御堀の庄に葬り奉る其所今ハ南明山乘福寺の内にありといひ傳ふ也琳聖太子七世の孫大内長門守正恒か時にはじめて多々羅の姓を以て氏とすまた唐菱を家の紋とす俗に是を大内菱といふ是則チ大内の先祖也此子孫代々繁昌し正恒より廿五代大内義隆の代に至り家臣陶尾張守晴賢入道か謀叛に依て長州深川長谷大寧寺に於て義隆自害す此時に至つて大内悉く滅亡せりされ共山口氏は尾州に居住ゆへ残る是ハ大内正恒に十七代大内左京大夫義弘の次男を大内周防持盛といふ此孫を孫太郎住世といふ此人尾州更知郡星崎に居住す其子を太郎盛幸後には號修理之介といふ此人始て山口氏を名乗る先祖住居せし本名ゆへ稱號とす此後胤山口平兵衛盛政嫡子を山口修理亮重政といふ 御當家いまだ三州御住居の時より忠を盡さる故に慶長六年常州にて壹萬石下され諸大夫に任す同十六年十二月十五日五千石加増嫡子山口伊豆守重信と共に勤仕せらる同十

八年御勸氣を蒙り父子共武州入間郡に蟄居す其故は大久保相模守忠隣と上意を得ずして縁組あり上をかるしめ我儘なる仕方と世上に沙汰ハあれ共實ハ大久保石見守長安の謀叛狀に依て也山口ハ先祖唐人なれハ一番に語合故に御改易也翌十九年冬大坂亂の時山口父子忍んで馳上りしか箱根の關所にて押留られ無是非立歸りけり此度忍んで登る事ハ軍忠を盡し御勸氣御免を願はん爲也明年元和元年夏大坂亂に山口父子名字をかへ密に北陸道を経て大坂へ至り井伊掃部頭手へ紛れ入働きけり掃部頭ハ軍將にて采幣の取やうあしきゆへ山口重政は直孝へふりやうを教ゆ時に掃部頭家臣申やう此度山口殿指南にて采幣をふり給ハ、後日に詮義有時悉く修理殿の采幣ゆへに掃部頭の勝利を得給ふと批判あらハ口惜き次第也と奉存よし諫言す掃部頭尤と思はれ其後は指南を請ふ其五月六日河内若江表合戰の時山口伊豆守重信ハ大勢の中へ突入能敵を突伏セ又六騎に當り敵と引組相討して互に死す父修理介これを見て悲しむ其足にて掃部頭陣所に至り愚息伊豆守勇をあらハし討死す不便なから本望の至りと涙を流し申し申されけり直孝いか成所存にやとむらいなぐさめの詞をいわず却て重政の耳にさわるやうなる挨拶するに修理之介大きに怒り差違ふべき體に見えたり折節旗本衆四五人居合けるゆへ雙方へ立防(塞)がり分に分ける然共其遺恨ゆへか今に至り井伊と山口家と不和也御歸陣後に諸將諸士へ恩録(祿)加増感狀下されけれ共修理亮事ハ御尋もなし依之猶々蟄居終に病死す此事天樹院様聞し召し不便に思召 秀忠公へ毎度御詫なり是ハ故あつて修理亮存生の内より奉頼によつて也此故に寛永五年修理亮子ども兩人召出され本領常州に一萬五千石次男に壹萬石これハ山口九左衛門といふ兄ハ山口長三郎弘隆也是偏ニ天樹院御執成ゆへ也且ハ惣領伊豆守戰死ゆへとかや長三郎ハ寛永九年十一月廿三日從五位下但馬守に任ス舍弟九左衛門事半左衛門も同月廿九日從五位下備前守

に任ス斯て松平伊豆守扱にて井伊と山口と和睦の義を取持たれと聞ゆ是より先山口兄弟召出されし時本領安塔のうへ父重政兄重信并打死の家人共の法事執行あり石塔を銘々に立られ次に其節高名の者共へ恩知を下され且亦山口の氏を御上意にて授たる者多し下略

○慶安元 戊子 (二月十五日改元)

- 一 御城代 稻垣攝津守殿
- 一 東町奉行 松平隼人正殿
- 一 青物市場天満へ移ス

市場へ京橋南爪にて年久しく有しが今年此處官家の御用地に相成り京橋片原町へ引移ス然れ共商人の往來に煩ありとて替地を免許ありて天神橋北爪に移ス

市場へ天神橋北爪上手より龍田町まで濱側通り三町ばかりの閑也天神橋より下手へ市場に非ず市の側といふ也世人天神橋より下手を西市場上手を東市場といふはあやまり也東西の市場天神橋より上手龍田町まで(仲)の中にての通稱也問屋四十軒中買百五十軒といふ

一 生魚市場安土町へ移ス

市場は伏見町本鞆町にて豊臣家の頃より有て魚問屋十八軒に極ム今年安土町備後町の邊へ移りて今の上魚屋町なり爰に於て市を立るこれを沖上りといふ然れ共三月より十月迄は温氣なるゆへ上魚屋町まで運送すれハツ鮮もソシ鱒る故今の雜喉場は鷺嶋といふ地なりしが是へ出店をかまへて毎朝市を立し也十月より三月までは本驛にて商ふ其後延寶の頃より西南浦々の漁人上魚屋町の本舗(舗)へ運送するを厭ひて遂に元舗を今の地へ引移シ雜喉場と呼び永世こゝにて鮮魚の市を立る事と成れり初め鞆町にては生魚乾魚の間屋わかちなりしが後世別れて阿波座

へ引移し今新鞆町といふ

一 佐太天満宮勅梅接木 河内茨田郡

當社の勸請は年歴久遠にして荒廢に及ぶ慶安元年城州淀の城主當境の守屏也永井信濃守尙政侯菅神を尊崇して再び社壇を新に營ける其より神威いちおるくして玲瓏たり其頃 太上天皇後水尾帝名香に二枝の梅を副て御寄附ある其頃は卯月の末つかたなりしに社前の梅に二本の枝を接しが勅のおもきにや神徳の尊きにや不思議なるかな二枝ともに婉然と榮て時ならぬ花咲實を結びけり 大君の御惠に御製の御威徳ぞと神も梅も心ありしやと四方の人々これを拜して感涙(肝)に銘じ拜瞻の人羣をなせり

後水尾院御製

家の風世々につたへて神垣やたへたるをつく梅もにははむ

竹内御門主良尙親王御副書曰

河州佐太宮は菅神の廟なりまかれとも近代社あれば、祭奠の儀式も難かりしを永井信州太守尙政朝臣再興せしにより壯麗目を奪ひ見る者は尊ミ聽ものはのそむその頃

太上天皇百和香に梅の折枝をそへて尙政朝臣に給はりしを神の庭につきて瑞籬のうへ物とすこれに依て右の御製を尙政朝臣にくたしたまふ即納之内陣の寶物となしぬ何の榮かこれにかへんされは神の徳いよくたかくかれかまこといよゝあらはるゝものか彼御製の由來をかきつくべきよし所望によりてやむることえすいさゝかあるしつくるものならし

慶安元年大呂念五

北野寺務二品親王良尙書之

一 誹諧温故集ニ 慶安と改元ありしを 半井卜養法眼

改年の御慶安穩の天下かな

一 六月五日 仕置書

惣會所并町之掛銀請拂之義申出之書付三ヶ條之事

- 一 毎年町中へ掛銀同拂方一番目録註シ惣會所へ張付置町中之者疑なきやうニ仕尤い事
- 一 壹町年寄其町何ニ而も掛銀仕ニおるて何之用ニ何程受取いと的年寄手形を其町中へ出置べし惣會所への出銀は一町之年寄より會所へ渡シ惣年寄之手形を取其町之者一度(同)ニ見せ可置事
- 一 於惣會所年中之勘定相極い事一丁々より算用之通心得之者并出銀拂方壹町切ニ遂勘定家持者不及申ニ借屋之者迄も無疑やうニ其町々之目録を於惣會所相究其上を以壹丁切ニ會所之算用ニ申分無之との書物を惣年寄中へ取置様ニ可致事

右之通去戌之年申含翌年亥七月ニ又書付を以申渡年寄中判形雖有之其後或代替或は新儀(規)ニ入い年寄自今以後彌隨此旨勘定差引可仕惣町中出入無之爲如申渡者也

慶安元年子六月五日

孫 太
丹 波

三郷惣年寄中

右先年如被仰付ひ於于今年々之勘定目錄會所ニ張付置申ひ一丁之年寄へも申含自今以後彌此旨相守可申ひ
爲後日 仍 如件

子六月五日

如此被仰付何も判形仕指上ひ也

一 十二月十六日・仕置書

自身番仕置五ヶ條之事

一 惣年寄并壹町之年寄如有來自身番可致用捨之事

一 老人幼少之者并後家名代赦免之事

一 醫師其外法體之輩名代たるへし

但シ其身覺悟次第自身番も可仕事

一 居住之外他町ニ宿有之者は其宿之名代可致自身番事

一 當番之者病人并他行之輩勿論可爲名代事

右從前々極月朔日より正月十五日迄自身番と有之上は此書付之外名代可爲無用但當番之刻急用於有之は年寄五人組ニ相斷親子兄弟其外親類之閒又は手代にても可差置此旨令違背は或過料或は可爲籠舎者也

慶安元年子十二月十六日

孫 太
丹 波

一 大坂御城番内藤石見守家斷絶之事

中興武家盛衰記ニ云

知行 壹萬石 内藤石見守信續

内藤豊前守信成次男也始ハ主税介と號し五千石を賜はり大御番頭を司る慶安元年壹萬石と成り大坂御城番仰付られ彼地へ^(赴)越き與力卅騎同心百人支配す其節新規に入り椎名七兵衛といふ與力切支丹の由訴入する者あり上聞に達し彼七兵衛を江戸へ召れ御穿鑿あるにいよく不届に思召され切支丹に紛れなし依之石見守不吟味の事御咎にて御役召上られ其上知行も召上られけり扱彼與力へ岡田淡路守口入にて石見守組へ入けるよし御詮義のうへ岡田も御勘氣蒙り石見守同前に閉門仰付られたり然る所に石見守居宅より出火有て近所數ヶ所燒失す依之石見守罪いよく重く相成り保科肥後守正元^(之)に御預ケ會津へ^(赴)越き幽居也其後無程御赦免有けるが石見守は何の面目ありてか再び江戸へ歸らんや人に面を向ふべきとて會津を離れず肥後守家人と成下略

慶安二 己丑

一 御城代 内藤豊前守殿

一 永井日向守殿高槻城へ移ル 三萬六千石

一 琉球人來朝

一 六月天神祭禮之義氏地へ御觸

一天神祭禮惣町中より出いねり物は渡し次第社人申渡いへ共不致承引前後を争ひ行烈猥之由申い聞當年より相定次第

一 壹番地下町貳番宮之前町三番御旅所之町此三ヶ所は先規定來い由之聞可爲其通事

右之外惣町中より出いねり物は壹組より二三人宛當月廿一日ニ天神へ罷出社人立合之帳面次第無異儀ねり物渡し可申事

一 ねり物通い内は横町より出い者通シ申聞敷い若通いへで不叶者は致吟味斷次第通シ可申い勿論渡しねり物脇道より出いて通申聞敷事

一 祭禮ニ鐵炮打いへで不相叶事ニ而は無御座い自然火事等出來いへは如何ニい條打申義止申度い由社人申い然ル上は鐵炮打い義可爲無用事

一 警固之者致下知い儀相背猥之輩於有之は自前如觸可爲打捨事

右之趣令違背族有之は本人は不及申ニ其町中可爲曲事い條町中念を入可相觸者也

六月十七日

隼 人
丹 波

一 島下郡吹田村東光山禪福寺立

始祖宗貞和尚本願は橋本清太夫長政中興南江和尚檀越は大坂淀屋个庵居士也

一 九月十九日 仕置書

火事之時荷物退い仕置三ヶ條之事可相觸事

覺

一 町中火事出來之刻荷物を退いは先々之町にて見合次第相改之途穿鑿可相渡事

一 町中火事出來之刻荷物を持來いに於ては遠近によらず何方ニ而も持來い所ニ而致吟味預りい者申分と火

事場之者申様聞合預りい義於無紛は可相渡之相違之義有之は可申來事

一 船にて荷物を積來いニ於ては先々にて其外之年寄五人組立合改之相違之義於有之は可申來事

附 過書上荷茶船劍先其外小船共火事場之者頼いへ、荷物を積火事場之近邊ニかけ置火事鎮りいて荷

主指圖次第ニ可相屆事

一 右先年も雖申付い彌堅可相守い此旨若猥之輩於有之は或死罪或可爲籠舍事

慶安貳年九月十九日

隼 人

大坂町中

一 十二月廿一日 御仕置

家屋敷賣買之義申出い三ヶ條之事

一家屋敷賣買い事其町之年寄五人組ニ相談之上可相定之^(縦)賣券狀有之といへ共年寄五人組於無加判は不可

證文之事

如斯先年申出又去年相觸町中不殘承知之由判形取置い事

追而加

一 賣券ニ年寄五人組雖有之と令違背家を不相渡由度々目安指上い條自今以後は銀子を相渡家を當座ニ可請

取代銀を渡シ其家ニ不可借置左様之者有之而目安差上い共來寅之正月より以後之賣券不可有承引事

一 借銀の方へ家を相渡といふ共年寄五人組之印形有之ハ借銀ニは無構賣券次第可申付但滯有之而相手訴訟

於申來ハ加判之者ニ急度可申付い條兼而判形之輩肝煎可相濟事

右之通公夏多有之ニ付重而申出也三郷之會所ニ張付如斯可申付由諸町人相心得い様ニ町々年寄可申含但不
及相觸者也

慶安貳年丑十二月廿一日

隼人
丹波

三郷惣年寄中

慶安三 庚寅

一 六月四日 毛降ル長サ四五寸斗リ

一 九月 洪水

一 島上郡古曾部村能因法師幽棲の古蹟に碑立

碑銘

羅山子

能因法師者左大臣橘諸兄十代之孫也本名永愷父曰肥後守元愷永愷補文章
生號肥後進士後遁世改名能因號古曾部入道善和歌此道昔無師弟至能因初
以長能爲師果然否嘗有秋風白河關之詞世以爲美談兵部太輔大江公資五條
東洞院宅庭有大櫻樹每年能因自古曾部入洛往玩其花花亦依人而其名彌顯
後冷泉院永承四年禁裏歌合時能因獻和歌有三室山楓龍田川錦之句不亦榮
乎其餘詠歌繁多不可枚舉也攝州高槻城邊有其舊跡今略書其姓名以傳于後
世云

慶安三年春三月日

日向守大江姓永井氏直清置

一 同郡櫻井村の山手にある待宵小侍從の墓にも碑立

碑銘曰

羅山子

待宵小侍從者姓紀氏武内宿禰苗裔石清水別當光清女也仕 近衛皇后多子
治承四年八月中旬德大寺左大將藤原實定自福原歸洛一夕詣皇后見月時小
侍從陪侍翌朝歸福原使藏人傳語因示倭歌小侍從酬之多子者實定娘也小侍
從好倭歌嘗有待宵聞鐘之語故稱曰待宵小侍從其所詠歌多載在歷代勅撰可
謂閨秀也俗傳攝州高槻城畔一里許有其古跡聊記之以爲證焉

慶安三年春三月日 日向守大江姓永井氏直清置

一 十二月八日 仕置書

一人之道具を預り賣而銀子を取道具主方へは不相渡は多く切々道具主致訴訟い左様之者其身ハ死罪ニ申
付銀子ハ五人組ニ出させ可申い開能可致吟味事

一諸職人刀脇差を受取質ニ置者本人は死罪道具は丁中より請出させ可申い開重て可致吟味事
右之條々町中可相觸者也

慶安三年十二月八日

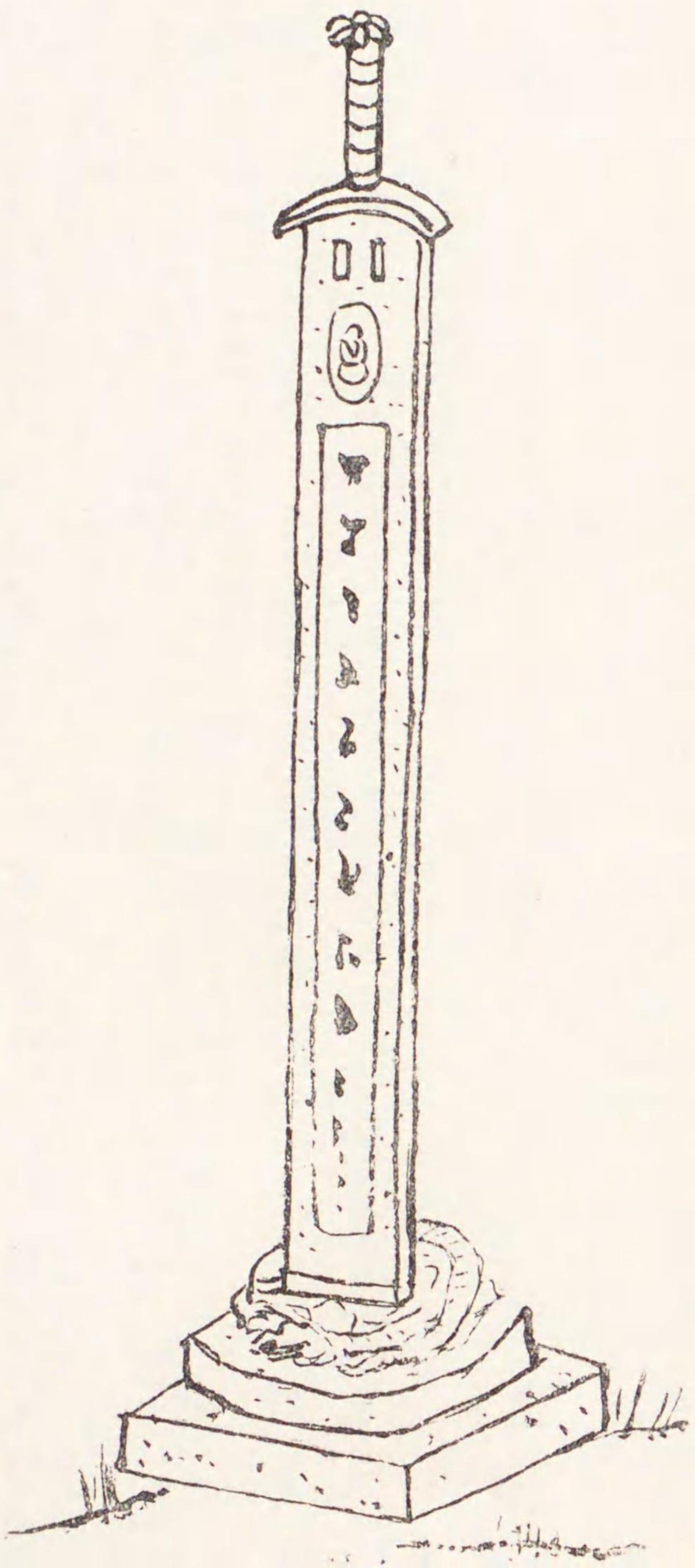
隼人
丹波

一 十一月 天王寺西門田代供養塔建

慶安三年庚寅十一月十四日

九州肥後國益城郡中嶋住人

田代孫右衛門造立



世俗に千人切の罪を謝する供養の石碑也とて圖之ことく長き塚あり
……原本此ノ所以上ノ書入レアリ……

一説ニ田代氏は國元に住居の時何某の娘と契りて後他國へ持に行月日を経て歸國せし處契りし娘他家へ縁組せ
しと聞て心よからず心外に思ひ深き契約も今は仇となりしとて夫より魚鳥獸蟲類に至る迄千の數の命を取り娘

攝陽奇觀 卷之十三

の一命を失はんと一心をきはめ命を取事娘ゆへなりと狂氣のごとく毎日の殺生を母はうたてく思ひ度々異見をすれ共聞入す扱九百九十九の命を取今一命に龜をとらへければ手足首を出さず母是を見て様々とどめしかど最早は一命にて満願成就なれいとどまらず母は詮方なく龜を助けて代りに此母をといふに孫右衛門心得たりと母に取かゝると思ひしが其儘正氣を失なふ老母も歎き入しが忽ち本性と成りて母にむかひ始終を物語り假にも母に手向ひせし罪をゆるし給へかして髪を刺り母にいとまを乞て回國の修行に出て津國天王寺西門の邊りにて病死ス此因縁をもて龜の上に碑石を建て追福せり

後世合法ヶ辻の敵打を加州柳ヶ瀬 唱几ヶ辻取合せて戲場之狂言とす一説慶安中天王寺東門にて自殺せし賊徒金井半兵衛の石碑也といへるは大ひなる誤り也

慶安四 辛卯

一 四月廿日 三代將軍家光公御他界 大猷院と諡ス 大坂停止火之元念入自身番嚴重也

一 七月廿五日 吉田初右衛門召捕

由井正雪徒黨人大坂の大將也有馬旅宿尾崎屋三郎兵衛方にて長谷川半九郎に召捕ル、年四十五歳

一 八月三日 金井半兵衛自殺

慶安太平記ニ 八月三日天王寺の門前にて切腹の者あり則檢使これを改むる所に黒縮緬の單羽織を敷ものとして黒羽二重の給に梶の葉の紋付たるを着せし男指添にて腹をかき切り其刀を首にかけてかき落シ我首のたぶさをつかみて刀を土へ突立て死したる有さま前代未聞の切腹也則傍に書置あり

此度由井正雪丸橋忠彌が叛逆に組し大坂方の大將を承りたる者にては正雪が身の上心元なく存じ山崎口へ駿府之趣正雪が成行も聞又吉田初右衛門が事も心元なく早速はせ登りし所其當座ニ召捕られし條殘念ニ存い而切腹仕るもの也此趣宜敷御披露願上以上

慶安四年八月三日

金井半兵衛政教 在判

淡海記にも書置あれ共こゝに略ス

△慶安年間

一 河邊郡多田庄滿願寺重興 委ハ難波丸ニ有

一 八田部郡禪昌寺造營 同上

一 廓中 佐渡屋町之事

南組佐渡屋町は九軒町の西ニ續て餘地なるを慶安中にや高麗橋筋佐渡屋某此廓開發之時故ありて打餘りの地を拜領して一町一家敷とす故ニ町名分明也後年立賣堀穴喰屋次郎右衛門入道宗甫隱居家敷ニ求めて支配の事又次郎へ頼しより今に瓢箪町の支配とす 穴喰屋は立賣堀ニ橋の名のミ今ニ残れリ

或説ニ穴喰屋淨甫松屋宗甫といふ二人に割ゆづられ又松屋より穴喰屋へ一所ニ譲り今は又一町一家敷也然共一旦貳ツに分られしゆへ今二役也穴喰屋ハ四代續て夫より平野屋四郎兵衛といへる人買得して二代續き其後持主段々替り此家敷享保九年辰三月大坂大火之節類焼なし四十五軒の内茶屋商賣之者借宅して居たりし所焼後は槌屋やしきと成大座敷を建る

一 廓中 吉原町之事

北組慶原町は天満郷よし原より正保慶安の頃引移り文字を祝して吉原町と書改る 江戸吉原と書同意也 又其頃川口三軒家より引移りたる者も有しとぞ

三軒家に妓館ありし風情淡路へ通ふ鹿のまき筆と西鶴の艸紙ニ見えたり

一 正保慶安中 世上に鶏合流行ス

西鶴大鑑云 往古男色の昌なる頃は若衆の色情も深く今の野郎若衆かた制外子を寵愛するとは大ひに異也正保慶安の頃世上鶏合はやりし時峯の小ざらしとて其頃時めきし若衆小判に飽せてよき鶏を三十七羽求め庭籠に入てたのしみけるに憎からぬ人の尋ね給ひ添臥しける其頃は我内へ客も來りし事にて最早八ツならバ歸らんとあるに小ざらし別れを惜み八ツにはまだ聞ありといふうち卅七羽の鶏はたゞきを揃へ聲々にひゞき渡れハ客は取急ぎ歸りぬ小ざらしそのあけの日戀の妨ゲなりとて金に飽せし鶏をみな放ち捨させしと也

一 道頓堀 角の芝居御赦免

立慶町大坂太左衛門櫓名代座本荒木與次兵衛

右道頓堀歌舞妓の始り 東福門院様御取立御赦免也

○承應元 壬辰〔九月十八日改元〕

一 御城代 水野出羽守殿

一 正月十一日 町中御仕置五ヶ條之事

一大坂町中御仕置之義彌御公儀様大事ニ奉存い度々申出い御法度不可致違背事

一對 公儀惡人有之由不依何事ニ以刻策頼輩あらへ不移時知申出へし領知にても金銀ニ而も其約束之一口御褒美可被下い事

一切死丹宗旨之儀無油斷於町々年寄五人組改之不審成者有之は早速申出へし宗門ニ於相究は褒美可被下い^(支)義隱置輩本人は不及申其町之年寄并五人組可被處重科事

一 牢人ニ宿を借い事停止たり聊不可致違背若隱置ニ於ては先年如申出宿主百日五人組同罪其町之年寄五日籠舎并請人有之は穿鑿之上或死罪或籠舎たるへし^(縦)緞請人有之といへ共牢人之宿は可有其咎事

附の牢人惡事など致ニおるては依科之品請人宿主可爲死罪事

一 町中火用心油斷すべからず兼て如定置亥之刻已後は町々門を立へし但用事有之間往還之輩無異義町送ニ可通候事

右堅可相守此旨者也仍如件

慶安五年正月十一日

隼 八

丹波

二

諸商賣并家賣跡職等之義申出い三ヶ條之事

一 諸商賣之事先年如相觸即時ニ代銀を不相濟證文を取替ス義於有之ハ髓ニ手形を取置出入無之様ニ可致沙汰對決之上於無證文は不可有裁許事

一家之賣買并境論等之事兼而書出趣町中彌可致其旨事

一 跡職之事兼而如申出年寄五人組加判無之書置不可定證文之條可致其覺悟頓死其外書置無之跡職は筋目次第可申付事

右度々雖觸町々年寄入替脇々町中も近年他所より來い者可有之條去ル子之年書出シ九ヶ條之趣於惣會所改之町々之年寄ニ申渡諸町人可令承知者也

慶安五年辰正月十一日

隼人

丹波

一 八月十八日 御仕置

御番衆之米買い仕置三ヶ條之事

一 御番衆之米延銀ニ請取先々之買手不吟味ニ致シ賣渡付而當年は出入多い事

一向後御番衆之米請取拂い者早速代銀濟み可申い其身出兼者町中として濟させ可申事

一米屋に而も無之者御番衆之米請取先々むさと賣付代銀濟シ不申い逆訴訟上い共不可有裁許い間年寄五

人組左様之者可致僉儀事

右御番衆之米を買い者當年色々作り事を致シ徒者多いニ付籠舎ニ申付い自今以後可致其覺悟者也

辰八月十八日

隼人

丹波

惣年寄中

一 道頓堀かぶき芝居名代御定 寛永年間ニ著ス

一 六月一日 道頓堀芝居ニ而口論有之其後芝居中へ無錢ニ而見物入申間敷御制法之御書付出ル
今芝居の内ニあるヶ條書是也

一 七月 惣かぶき芝居故障之義有之御停止ニ成ル

承應二 癸巳

- 一 御城代 内藤帶刀殿
- 一 二月十三日 西宮火
- 一 九月 琉球人來朝
- 一 二月十八日 火事出來之時仕置三ヶ條之事

一 火事之時家並ニ手桶持參可仕い若手桶之者片脇ニ居申いハ、見付次第ニ可爲切捨事
 一同 火事之場に刀脇差帶シ棒を持手明之者參いハ江戶御法度之通切捨可被成御免い由也
 一 諸國の藏元奉行家役ニ人を出シいハ、手桶熊手鎌を持可來事刀脇差をさし參いハ、可爲切捨事
 右度々如御觸之可相守者也

承應二年二月十八日

隼人

丹波

一 火事出來之刻相定い方角之者手桶を持風下へ可罷出い不參いハ、其家主可爲曲事
 一 大火事之時加勢之事繪圖ニ而如相定い手桶を持其方角へ惣代召連罷出可請下知事
 一家を持居い大工之世家役之手桶は無用ニ致シ三郷申合方角之無構大坂之内何方ニ火事出來い共組頭三人
 平之大工貳十八ニ鋸を持兩人馬を立有之所へ可參い

右之通町中相心得火事出來之時分早速可罷出い致不參いハ、可爲曲事

承應二年二月十八日

隼人

丹波

〔編者曰ク原本此ノ所一行空白〕

一 六月二日 仕置書

三郷惣年寄人數并相果い跡相續之様子書上い通聞届いとの書付三ヶ條之事
 三郷惣年寄中人數之事

一 三郷惣年寄人數先年御上洛之刻被下物致頂戴い時之人數ニ今無相違其内順番ニ江戶へ年頭之御禮ニ罷下
い由尤之事

一 惣年寄之内相果いハ共其子幼少ニても先年寄之内へ不相替入置年長人柄惡敷者は此方へ尋除可申由聞届
い惣年寄子共若輩之者多時分は右之人數より多も可有之い但從 公儀被下物なと有之時は先年之人數ニ
 相究い由尤候事

一 惣年寄之外ニ貳人ツ、人柄を撰い萬事相談之爲會所ニ出シ置惣年寄跡絶い時入い由俄には成聞敷い聞尤
い由尤之事

右之通聞届い聞自今以後不相替可申付い者也

承應二年巳六月二日

隼人

三郷惣年寄中

攝陽奇觀 卷之十四

五

一 七月二日 仕置書

町中家屋敷賣買之書付三ヶ條之事

町中家屋敷賣買之事

一 買論之義は先年如書出年寄五人組早速相斷の者ニ買セ可申の年寄五人組ニ於致依怙は前後穿鑿之上可爲
曲事

一 直段之義賣の者は身體不成ニ付而家屋敷迄令沽却所を立退義にの閑少々ニ而も高直ニ買取方へ賣セ可申
い事

一 其町ニ直安く買の家有之といへ共其例を不可引其時之買主賣主可任相對年寄五人組下直成家之例を申立
妨の義可爲曲事

右自今以後家之賣買年寄五人組并町中妨之義於有之は急度籠舎可申付の條家は相對賣^(沽)と活券之判形無異儀
調之可遣い但買來輩何卒惡敷様子も有之の番所へ罷出其子細を可申者也

承應二年己七月二日

一 三月 道頓堀かぶき芝居 物まね狂言盡名目ニ而御免有之 事ハ寛永年間ニ著ス

承應二 甲午 四十年 (編者曰ク原本ニハ「四十年」ノ三字朱書)

一 玉造豊津稻生社へ 御城中山里の御丸より八幡宮山王權現兩社を移ス

一 十一月八日 御觸書

一天下一菊之紋 禁中様 院御所様御免御赦免

右之通表之看板ニ書付申義向後仕間敷の御香之物屋其者之名斗ハ可仕の香之物桶之蓋酒樽之蓋などに書付
或は焼印仕間敷の由被 仰付の并萬事之暖簾ニ菊之紋申間敷の

承應三年十一月八日

隼人 丹波

一 同月十一日 御觸書

一 町中大道兩輪より覆垂を出シ道せべく仕の事

一 水道へ塵芥を捨の故水つかへ由申の閑細々さらへ可申の塵捨の者町中の過錢可申付の但町中より無沙
汰に致の者申出の、其者壹人廿日籠舎可申付の他町より持參捨の者於有之は召捕連可參事

一 町中道せべく惡敷の所を作り可申の并川ばたニ畠を作りの者過錢可申付事

附脇よりちりあくたを川へ捨の者橋詰兩町之者見出シ次第捕可參の捨の者は五十日籠舎可申付事家主
ハ過錢可申付の事又は見のがし捨させ川淺く成の、橋之上下不念ニの閑橋詰兩町之者ニ川を年々

さらへさせ可申事

一濱ニ家を建商賣仕ひ者度々申付ひ處ニ若違背於有之は急度可申付事
一町之内明屋敷家を不立ひは屋敷取上家作ひ者ニとらせ可申ひ并崩家同前之事
右之通相守可申者也

十一月十一日

隼人
丹波

一 十月 神善四郎秤之事

一守隨善四郎貳人之秤目無相違被 仰付ひ上は六十六ヶ國ニ而用之つかひ可申事
一東三拾三ヶ國は守隨秤西三拾三ヶ國は善四郎秤直段無高下賣可申事

附 守隨西三拾三ヶ國ニ而賣らせ申開敷事善四郎秤東卅三ヶ國ニ而賣らせ申開敷ひ若違背之輩有之而賣
ひ者於有之は相定之通守隨善四郎互に可改事

此趣今度被 仰付ひ開自今以後御當地之義は不及申東卅三ヶ國之者共可相守此旨今迄持來ひ諸人秤守隨改
不同之惡敷へ取上秤目能分は守隨ニ印を爲致其銀壹分ツ、守隨ニ爲取て是又左様ニ可相心得善四郎秤遺度
者有之は守隨ニ印を爲致可遣之者也

承應貳年六月廿五日

右之通於江戸被 仰付ひ條可相守此旨は來月朔日より善四郎秤を出シ今迄諸人持ひ萬之秤改ひ開配符廻り

次第其町々之秤不殘年寄月行司方に集置善四郎ニ改させ可申ひ守隨秤遺度者は善四郎ニ印を爲致可遣之者
也

承應三年十月廿五日

隼人

右之御書出體ニ承知仕ひ家持之義へ不及申上借屋店借之者迄爲申聞少も違背仕開敷ひ善四郎配符廻り次第
唯今迄所持仕ひ秤不殘一所ニ集置改させ可申ひ爲後日町中連判之手形差上申ひ仍而如件

午十月廿七日

一 三月廿八日 御仕置

米仲買仕置三ヶ條之事

一米仲買之者藏元之米を買三分一程之代銀を出シ勿論日切之約束は雖有之其日限を延シ手形を順々ニ賣ひ
而米之直段高直ニ成ひ此賣買先年は無之ひ先年^(仲)中買之者仕出シ就中大坂斗ニ而之賣買ニ故法度申付ひ
事

一藏元之米を買三分一程敷銀を渡其銀子ニ利足を加へ順々ニ手形を賣渡約束之日切を相延ひニ付而一枚之
手形一日之内ニ數十人之手ニ渡り米高直ニ成ひ由申ひ其上米下直ニ成ひ得は買請ひ町人藏元へ銀子を濟
シ兼納り之買主ニ米を早く請取ひへと初之買主致催促ひへ共出入ニ成先年も雙方籠舎申付ひ事

一藏元之衆手前^(縦)緞壹萬石米を賣付手形を渡シ三分一程之敷銀を取其米藏元ニ預り置ひへは何迄有之而も損
は無之ニ付而約束之日限より外ニ被延ひと聞えひ左様之藏元は米を買ひもの多付而ゆるかせニ被仕ひ

故古無之手形之賣買仕由諸町人申い又藏元ニ無之米を先年手形を賣渡い三分一敷銀を取連々米を指上せられい旁も有之様ニ下々申い乍去左様之町人之可致様成義は藏元之面々ニハ被仕間敷い事ニハ聞承引は無之萬一左様之才覺於有之ハ急度可相改事

承應三年午三月廿八日

右之旨趣相年寄并米仲買之者召寄申付其後西國衆藏元之面々呼い而申渡也

一 六月二日 御口達

一町中に而博癡打申由被聞召ニ付被成其意い前々より堅御法度之義ニハ聞訴人出申いハ、本人は不及申ニ宿主礫ニ御掛可被成由慥ニ承届い

惣年寄中

一 二月廿一日 御仕置

諸商賣其外仕置九ヶ條之事

一 諸商賣之事

右朱銀兩座之外私之座を定致商賣も從先規御停止たり面々心次第たるへし若有違背之輩は從其町中早々奉行所へ可告來吟味之上或死罪或は籠舎たるへき事

一 問屋與商人相論之事

右問屋之身體を能聞届互ニ手形取替シ其上荷物之可預前廉致不念ニ於無證文は不可有裁許但問屋證文取替

シ荷物を取込代銀於不濟は可爲曲事

一 志なひ商之事

右從此已前無裁許之間前廉互證文取替シ無違亂様ニ可申含事

一 就 商賣書物取替事

右當時出い置はかき證文取ニ難達即時ニ代銀を不相濟而證文取替ス儀於有之は慥ニ手形を可取置事

一 質物取置事

右請人無之質物不可取^(縦)緞請人雖有之下直成質物は致吟味可取之若盜物を於取置は或欠所^(闕)或は籠舎可申付い事

一 跡職之事

右書置之趣其町之年寄五人組ニ申聞せ加判致させ可取置之書物無之跡職は筋目次第可申付事

一 父母共ニ相果幼少之子其跡を續其子無程令死去遺言も無之時は父方之祖父有之は不及沙汰可令進退之祖

父於無之は父母雙方之近キ親類出合致相談相續之者有之は勿論たるへし若左様之輩於無之は父方之親類

三分二母方之親類三分一可取分之事

一 女房敷銀持來其夫無程相果い時男子ニ而も女子ニ而も子有之而其家を女房令支配有之は勿論銀不可戻又

子無之女房は親之方へ戻シ家は夫之父方於進退は敷銀を嫁方に可返事

一 女房離別之者敷銀并女之衣類道具等無異儀可戻之令難澁は可爲非分事

一右之外女房離別は勿論敷銀女之衣類相添可戻之此段書出ニ不及といへ共於度々舅目安差上及對決い聞申出者也右慶安二年丑十一月廿一日之日附ニ而三郷年寄に申渡此書付惣會所ニ張付雖有之于今訴狀を差上い者有之付重而條數之内少々書加三郷之年寄召寄此趣彌致吟味町人之作法ニ相違之事有之は可申旨申含下書を預ヶ遣い所少も可申上義無御座至極仕い由申來いニ付而町中へ書出い條此法を破り惣年寄并其町々年寄異見も不致承引及對決輩は可爲曲事い聞致其覺悟可相濟者也

承應三年二月廿一日

隼人

丹波

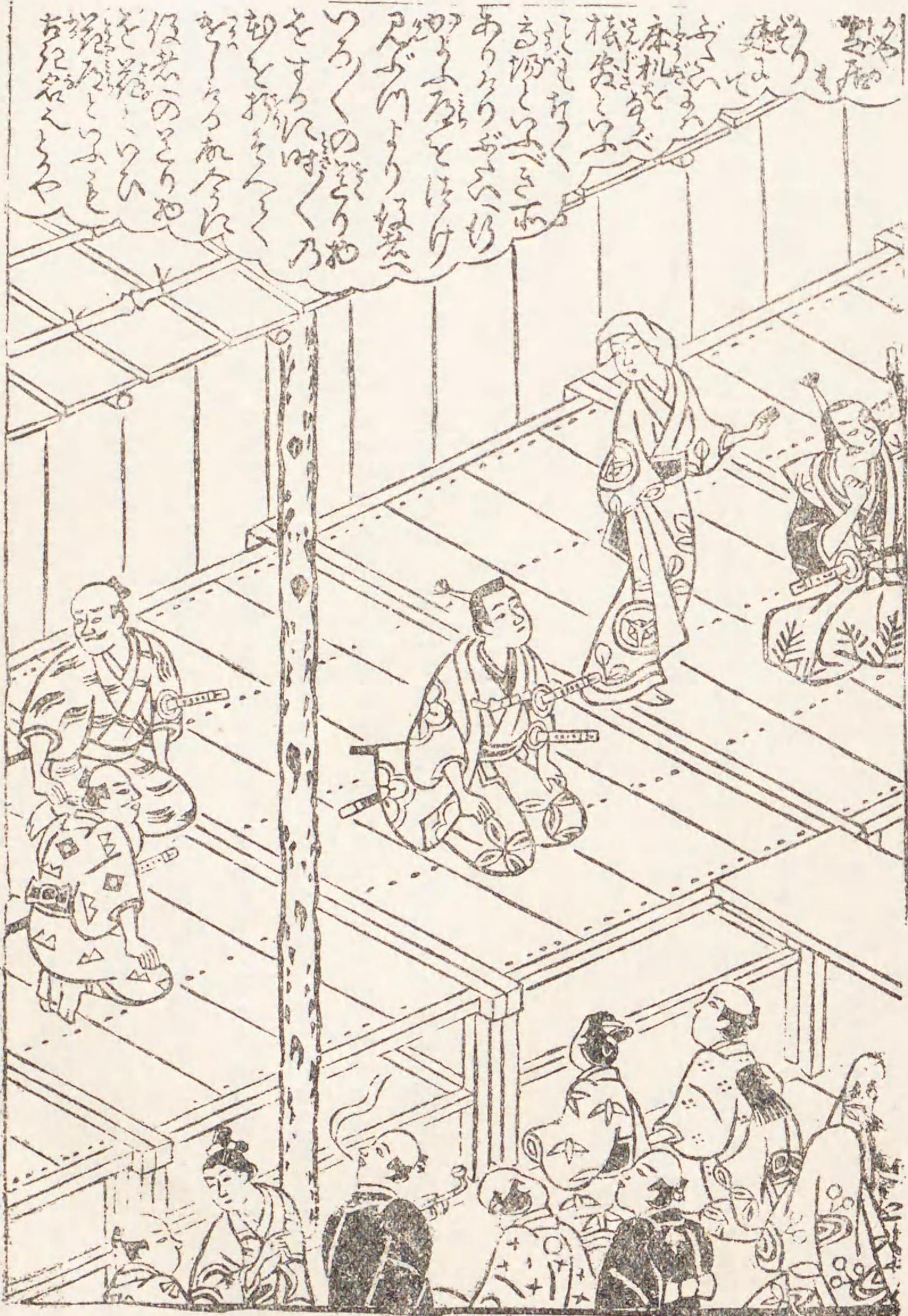
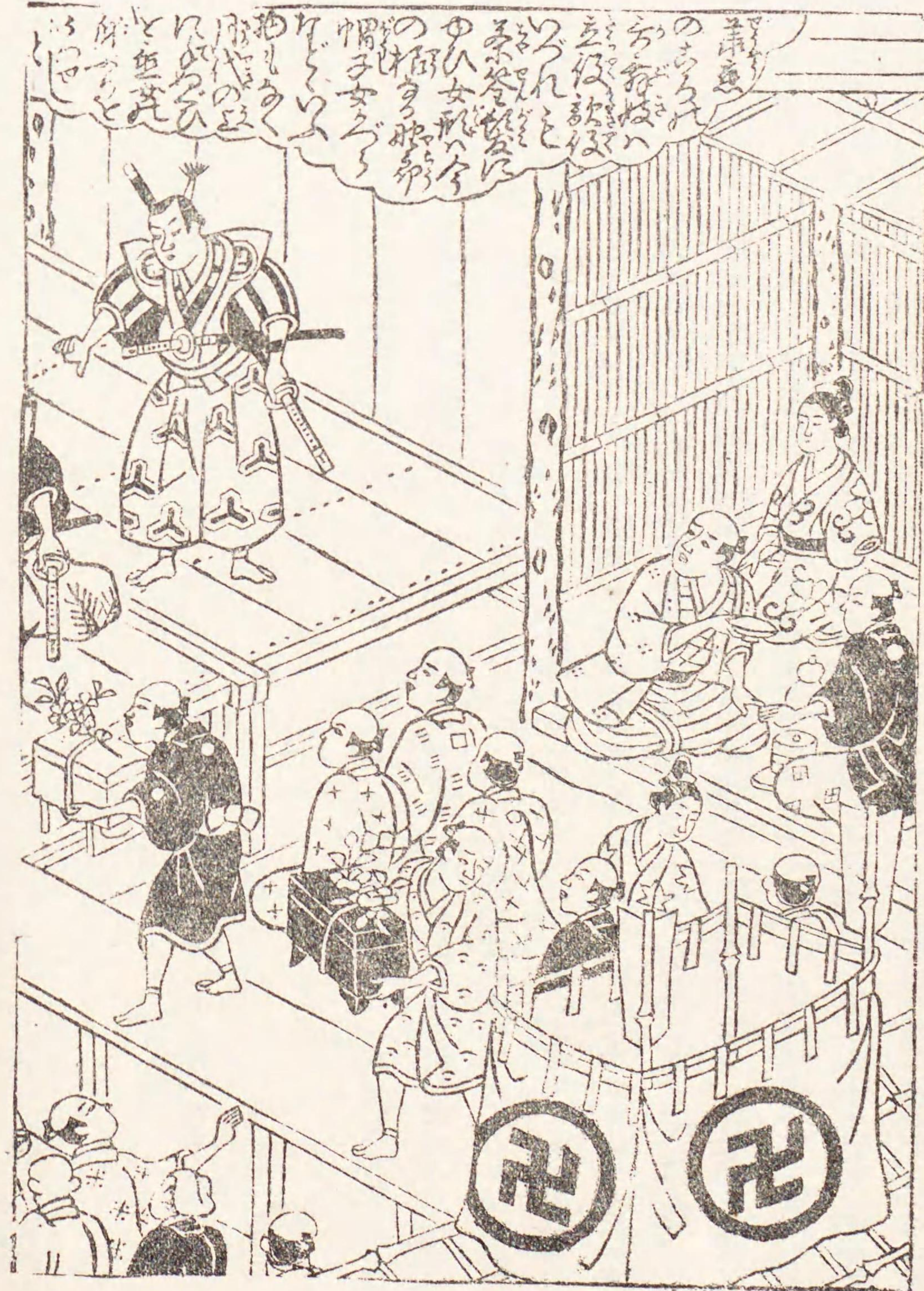
△承應年閒

一 例年七月 七夕插花

新町の廊中へ此頃までは七月七日衆妓生花を自ら挿て星の手向として甚賑へしかりしと傳へ聞共寛文の頃より絶たり

一 俳優家假頭之事

承應明曆の頃までは立役敵役女形の打扮次に圖するごとくなりしが其頃鳥居庄七といふ女形帽子を仕出しびらりとさけて着たりしを風流の物數寄也とて皆々眞似び色はおのが隨意にせしが夫より玉川千之丞といふ女がた黒き帽子を上にて折こみ兩方へさがらぬやうにせり其頃はふつゝかなる木綿衣襷をゆき短かに着なせし風俗に老若男女うつゝをぬかしぬ其後加茂川のしほの兄に傳兵衛といふ者やでんほうしといふ物を工夫仕出し四角なる絹の四隅に鉛の鑛りを付て落ぬやうに拵へ出せしが其後水木辰之介加茂川のしほと申合せ色は紫ニ極め縮緬にて風流の帽子を製し水木帽子共またあやめ帽子共いふ今の野郎ほうしとは成たり扱又鬘の好きは其時代にて様々變れり辰松風は卷立長く高く揚て結び幸齋撫といふは立役桐の谷權十郎より初り差つとは若女形瀬川菊之丞はじめ三つづとは中村八重八調子丸といふ鬘は四天王寺伽藍鑑の狂言の時嵐三五郎の風也勝山は勝山仙州より初めはらけ髪といふ事は役者樂屋入の急ぐより思ひ寄たる鬘なりしがいつとなく専ら用ゆるやうに成ぬ鬘に紐を付しは水木辰之介鬘に艶を出シうつくしくなしたるは荻野八重桐也付髪は姉川新四郎ぶしやうかづら鬘か



づらは永祿(元)より正徳の頃の立役笹尾音十郎初たり其外當世用ゆるかづらの名目數品あれ共くだゞしければ略ス

勢州古市中之地藏の邊に而芝居のかづらをクワトウと呼びしを小子若年の頃彼地に遊びてこれを聞こは花を粧ふかづらなれば花頭ならんといひしが實は假頭をよこ詛れる也三國塵滴問答云

宛委エンイ編ニ吳ノ婦女盛ニ粧テカウクワ縷テ風流ヲナス輩嚴ク其髮ヲ束テ其下ヘ角ヲシナヘテ入ル時ハ兩耳ヲ過ス時ハ其鬢左右ヘ覆テ見事ナリト見夫ガ後々カウジモテ歴々ノ公王ノ婦女モ緩鬢ニ髮ヲ結ヒ又髻ノ自ラ傾クヤウニスルヲ風流ト爲セリ又髻カウワヲモ多ク入ントスレトモ盛ンニ髻ヲ爲スウヘ思フヤウニモ不入常ニハ重クシテ戴クモ不自由ユヘ先ツ木ヤ籠ヲ頭ノ形ニシ其上ニ髮ヲ裝ヒ名付テ假髻トイヒ或ハ假頭トモ名付ク天寶ノ始メ楊貴妃モ常ニ假鬢ヲモツテ首ノ髻リトスト云ハ是ナリ

一 西横堀淡路町橋破壊して終に斷絶ス

一 土家内に墮

新著聞集第十 奇怪篇

大坂立賣堀中橋町玉置宇兵衛といふ者の借店に檜物屋あり承應年中のある月の朝六ツ時に震動あばくして後海土ともおほしき土二十荷ほど何國ともなく臺所の真中に涌出たり入々寄合裏なる空地へかきのけしが又五ツ時分に右の分量ほど出現しけりや、まばし程ハ天井の方よりすこしッ、粉土ふりし相店に婆のありしが六ツ前に布衣ゆふたのことくなる物一ツ何地共なく飛來りて檜物屋の屋根におちしと見へしと語りけると也

○明曆元 乙未〔四月廿二日改元〕

一 九月 朝鮮人來朝

一 今年大坂三郷水帳御改

昔の棟數ニ而もし隣屋敷を買入一棟ニ致し時ハ一役減じまた一棟を割賣に致しハは一役相増し依之時々役

高増減有之役高御極不被成事今年水帳御改メの奥書に此段記シ有之 地子石高之義は釣鐘町之條ニ記ス

一 同年 大坂仕置書一冊 三郷頭町に出ス

右條目は萬治元年之條ニ委く記ス

一 同年 堺大寺御造營

密乘山念佛寺 聖武天皇勅願草創住吉の奥院と云

一 島上郡富田莊慶瑞寺龍溪和尚中興ス

〔編者曰ク原本此ノ所ニ行空白〕

一 十月十三日 仕置書

掟之書出十九ヶ條之事

一 喧嘩口論不論理非如御法可爲變方死罪殺人令彦電は其町人并請人可尋出之被打擲輩は令堪忍 奉行所へ可告來穿鑿之上急度可申付也若荷擔人有之ハ其咎可重於本人事

一被官人喧嘩并盜賊之科不可懸主人雖然請人無之者^(抱)拘置穿鑿之砌於闕落ハ先可預置於主人其町人并主人之親類彼走者可尋出事

一童子之口論不及沙汰雙方之父母可加制詞之所却而互令荷擔者可爲曲事

一童子誤而殺害朋友等是不可及死罪但十三歲以上之輩是不可遁其難事

一不用町之年寄五人組之相談任□意輩可爲曲事但年寄非分之者町中一同可申上訴狀遂穿鑿急度可申付事

一買懸其外負物等有之は令死去衆中有并口入之輩ハ彼方へ可催促但無證文を以て不可掛之有相續之子與可辨償之親々負物子可相濟事勿論也子之負物不可懸于親雖然親加判於有之者不可其償事

一不用父母之制詞町之年寄五人組之異見不致承引者有之は可召連來先令籠舎其上於不直覺悟は親切久離可追拂萬一對于父母存遺恨は彼者從町中可捕來大坂中引渡可行死罪事

一父子之出入諸親類并其町中改噯之無同心指上目安及對決輩穿鑿之上親非分は依品可申付且又於有子非義は任父之所存以不孝之科或籠舎或切久離可追拂事

一兄弟之出入互不知愛敬無道之輩對決之上無道理ハ急度可誠之事

一夫婦の出入離別之女先年如申出敷銀衣類等早速可戻之令難澁は可爲曲事女相果跡敷銀等之出入前廉如書出可致沙汰事

一町人家人與出入有之而指上目安及對決輩不知主從之禮家人非分於有之ハ籠舎ニ申付其上可任主人之意主人無道理ハ可有其沙汰事

一讓家財於惣領重而讓與次男輩雖致兄訴訟父存命之内依有疎意弟後判令所存は可任父意但就繼母讒言於無惣領不孝は可分遣家財事

一父母無同心娘理不盡奪取事狼藉也於訟來は可誠彼男事

一妻女得夫之家財は以夫之親類致養子歟又可訪夫之後世之處無程求後夫恣之體甚非義也雖然於後家若年は諸親類并其町人以相談可斗之事

一夫相果無相續之子家屋敷後家令進退無程下人與密通而忘亡夫之恩不憚諸親類女は拂其町夫之親類以相談屋敷可致相繼事

一密懷他人妻輩於其所男女共ニ討留者不可子細其外證據不分明而申出は穿鑿之上可處男女同罪之條爲私不可遂遺恨事

一放火人對一人以有意趣成多令苦輩甚重科之至也并爲盜賊令放火は共ニ以罪科不輕如先例親子兄弟可處同罪事

一公事人雙方町中之者雖噯之無承引及沙汰輩對決之上不致同心は於爲非分は急度可申付事

一謀書謀判之輩兼而如申出可處嚴科執筆之者勿論可爲同罪事

右之條々數度依有之所書出也自今以後可相守此旨商賣其外萬事御仕置之義度々觸知趣彌不可違失者也

明曆元乙未年十月十三日

隼人

丹波

攝陽奇觀 卷之十五

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

明曆二 丙申

一 御城代 松平丹波守殿

一 俗人夜念佛指止メ

指上申手形之事

一 今度町中若者共大勢申合夜念佛ニ罷出施物を取道頓堀ニ石塔を建出家を頼ミ供養など致儀被聞召付爲御穿鑿右之者共其町の御預ケ俗人新法ニ夜念佛を工儀徒者ニ被思召聞曲事ニ可被仰付いへ共此度之義被爲成 御赦免旨難有奉存い自今以後町々ニは致吟味面々子共手代下々借屋之者迄一人も夜念佛出し申聞敷い若承引不仕差出い者御座いハ、早速可申上い自然隱置脇より被 聞召いハ、本人は不及申五人組年寄勿論召仕い者ハ其主人親懸り之者は其親迄曲事ニ可被 仰付い少シも御恨ニ奉存聞敷い爲後日之一札差上申い以上

明曆二年十一月廿七日

一 廊中ニ 藥師堂建

三寶院派の修驗者大賣といへるもの廊中西大門口南側門際のやしきの裏に方二間の藥師堂建立ス故あつて寛文七年斷絶ス

明曆三 丁酉

一 新町東口大門開ク

花街造立の初は大門西口ばかり也日夜の番人鎗戟を飾り燈火を照して勤仕なす門外は立賣堀南裏町小濱町砂場 山本町ニ接セり其後今年東口の大門許命ありて西横堀係左衛門町藤左衛門町順慶町通を経て往く者還る者群集をなせり夫故東西の大門といふ

一 八月十二日 木津村勘介入牢

一 大坂川口三軒屋荒地開發人木津村勘介御代官鈴木三郎九郎殿と申分仕出シ五ヶ年牢舎 堺北之庄天神宮再建 難波丸和泉郡ニくハシ

一 正月十一日 仕置書

一 町人若者共武藝を嗜ミ家職を致疎畧は曲事たるべし兵法居合執行人他國より來弟子取り者有之ハ宿借べからず住宅之町人師を於致は年寄五人組早可申出籠舎可申付執行人は大坂可拂也宿主は勿論籠舎五人組可爲同罪事

一 町人振舞近年は奢い様ニ相聞い先年書出い通違背不可致若相背者有之ハ其町之年寄より方角之惣年寄月番之方へ可相斷於隱置ハ可爲曲事

一 町人相果佛事齋非時を致し刻丁中其外他町ニ而も存ひ者寄合ひ故人多ニ而相續之子致迷惑之由相聞へい
 閑惣年寄會所ニ而かろく法を定可然事
 右之外作支并男女衣類等之義先年從 奉行所申出通不可致違背此旨三郷之會所へ町々之年寄共呼急度可申
 渡者也

酉正月十一日

隼人 丹波

三郷惣年寄中

一 齋非時致いへ、諸出家衆并親類中迄呼可申其外他町之義は不及申ニ町中ニ而も一切呼申聞敷い
 付 木具并ニ之膳無用之事

一 葬禮ニ美麗を好み金銀ちりバめ結構成規式有之聞自今以後左様之義一切被致聞敷事

付 絹之色不可着布之色斗可着但し日中之葬禮無用ニい閒日暮時分ニ可致事

一 振舞之義先年被 仰付いへ共御念入此度も又被爲成御書出い一色ニても不可用堅此旨可相守事

一 聾人嫁入ニ磔打申義并水あひセ申事先年町中觸いへ共近年猥ニ罷成い由聞及い閒向後堅可爲停止い若相
 背申者於有之へ早速捕置惣會所へ斷可申事

一 御公儀様より被 仰出い御法度之趣切々町中へ爲申聞其上借屋已下迄月々ニ吟味仕若徒者於有之は早々
 御公儀様へ御斷可申上事

右被 仰出い通體ニ承知仕い銘々町中寄合仕 御書付之通并每年被 仰出い御法度之趣町中ニ不殘申渡堅
 其旨可相守い若違背之者於御座いは曲事ニ可致 仰付い爲後日仍而如件

一 三月八日 仕置書

一 書放火を致又は塵芥之中へおきを入置い事他所より參可致義ニ而無之い閒其家并丁中之子共職人之弟子
 下人下女等穿鑿仕べし但其刻他行せしめい者有之は早可捕來い事

一 付火致い者有之は緞(縦)同類たりといへ共於致訴人は其科をゆるし爲 御褒美黄金拾枚被下べし但訴人之
 様子ニより十枚之外も吟味之上可遣事

一 童部共徒ニ火を付い共不可隱置親兄弟召連可來様子相尋依其品同前ニ可申付事

右之通町中可觸知付火雖有之ふかと火を付燒立い所も無之い然共諸町人致氣遣い由申い閒如此相觸者也

酉三月八日

隼人 丹波

一 三月十八日 仕置書

一 上中之嶋北濱より安土町迄船場壹與火事出來之時は此閒之町々より定之手桶之内より鎌熊手鴟口三挺持
 參可仕い并竹之上の梯子一挺人足にて持參仕 御奉行衆御指圖次第ニ何方へも指引可仕い差圖之刻ハ手
 桶數之内へ四ツニ立可申事

一本町よりの長堀北輪迄船場一與右同斷

一 肥後島より南は道頓堀川々新屋敷迄西はゑのこ嶋寺嶋まで一組右同斷

一 内町へ京橋片原町南へ寺町之際玉作迄一與右同斷

一 長堀南輪より南は長町迄東は瓦屋町西は横堀炭屋町まで一組右同斷

一右は先年より方分五組ニ被仰付ひ通少も無油斷火事之刻方分之手桶役家半分并上り梯子壹丁より壹挺ツ、急度持參可仕ひ若手桶不足又は上り梯子遲參仕ひハ先年被 仰付ひ通過料之上其町曲事可被仰付ひ
間被 仰出い事

明曆三年三月十八日

一 正月廿三日 林道春卒 年齢十七五

鶴毛衣云

爰に近來本江の大儒林道春出所を尋るに攝州大坂の商夫米屋又三郎とて幼少より學文ニ志數萬卷の書を集め朝暮倦怠なく心をよせしが終に中興の將儒と呼ばれ世に鳴りけるまかも 將軍家被召出御合力米を拜領し明曆三丁酉正月廿三日病卒ス是を羅山先生といふ又道春の弟永喜法印とて五百俵を惠まる、其子永甫相續せり道春の嫡子春齋と號し父の家業を續キ寛文四甲辰十二月廿六日卒弘文院と號ス叔宗家春齋の息春常と號三百俵を賜る是また法眼たり其弟春任も同三百俵を領す但シ春常事古典既の天下に至り諸大夫に任せられるは春齋時代延寶五年の頃とかや大番頭成し酒井下總守忠景攝州大坂御番被仰付ひニ付送別の嘉宴有しに同姓雅樂頭忠清を招請あり其相伴として御祐筆職大久保吉右衛門正之弘文院春齋に朱偈し宴終て清話のうへ尾州黃門の御簾中加州光高の室家の事に及ふ春齋常に兩簾中を稱して千代姫君 尾州黃門の御簾中 加賀越中三國の太守松室と唱ふ雅樂頭殿は様の字を付て唱へ給ふ弘文院へ誤ても様と唱へず仍て忠清宣ひけるは其方も存ひ通り千代姫様も 家光公の御姫君也又青泰院様は水戸黃門頼房卿の御息女也といへとも是又 大猷幕下の御養女なれハ

兩君共に様と唱へ可然之由也然るを春齋家意を立て不用忠清以外氣色を損じ以後我館へ出入無用のよし宣ひまかられけると也春齋事忠清へ對し度々無禮の事有しとかや春齋後延寶八庚申二月廿三日嫡子春常に家督を讓り隱居ス

或云 人呼んで様と稱する事ハ東山鹿苑院已來の式也古ハ悉く殿と稱ス去に依て堂上方には今に殿を用ひ鹿苑院より公家武家の式を定て武家に様の字を敬ふ事とす然共殿ハ其人の殿屋迄といふ心にて尊稱の心也様ハかたちとよめハ人にさし付ての事にて敬ふに非ざれ共連年唱へ來りて殿といへハ不敬の様に思へり昔 (太) 大閤の世には菊桐の紋尊く覺へ今は葵の御紋尊く見ゆる類ひにて馴るゝと不馴と多キと少キとの違成べし叔亦讀書明道義武士の常業也然とも史儒と云明ハ博學の官也我朝餘多の儒經の渡り申は近來の事にて妙壽院出家よりして始て儒書を講し法體たるを以儒者ハ法體たる者の様に覺へ來れり近頃 常憲幕下に至りて始て大學頭に任ス

保科正之卿言行記

明曆二年丙申 嚴有幕下御年十六十二月十二日召道春ヲ始令講大學首章ヲ於御前賜若干於道春矣卿聞此事則大悅謂其左右曰 幕下欲聞大道者實天下長久之基也何幸如之乎願世人謂何哉於我甚慶賀之贊嘆不也

△明曆年閒

一 新町花の市

毎年花の市とて三四月の間ひやうたん町東口より一丁目辻左右兩側共に櫻桃てまり花など賣來りて賑ハシ

一 芝居之櫓に梵天を立る

歌舞妓の元祖於國はじめて京都北野軍用の櫓がたにて芝居興行の時は白幣を矢倉の四隅に立たり天正年中より慶安の頃までも幣にて有けるに承應二年歌舞妓の名目物真似狂言盡と改てより兩部和光同塵の心にて明曆年中に至り京大坂とも今のごとく塵に轉じてこれを梵天といへり惣じて歌舞妓物真似の本義とするは勸善懲惡の道にして惡魔障化を除く心にて梵天王を祭れる旨趣也然れ共延寶天和の頃にも幣を用ひし事もありて西鶴の艸昏に幣を立たる櫓の圖も見えたり道頓堀花みちニ 延寶七年上木

幣串や神のはつ物初芝居 宗先

往古の櫓幕は白布に座本の定紋を付しが延寶の頃もはや茜染にて當代のごとき幕と成しと見えて同書ニ

初芝居茜さす日や矢倉幕

いつの頃よりか歌舞妓芝居の櫓幕は毎年顔見世の節さば連中より送る例と成たり

○萬治元 戊戌〔七月廿八日改元〕

一 西町奉行 曾我又左衛門殿

一 十月十一日 大坂仕置書

明曆元年頭町の書渡三郷之會所ニ出シ置ハ帳面之條數

一 慶安元年四月五日諸商賣其外仕置九ヶ條之事

一 同町中御法度七ヶ條之事

一 同町人作法申出ハ八ヶ條之事

一 同年六月五日惣會所并町之掛銀請拂之義申出ハ三ヶ條事

一 同年十二月十六日自身番仕置五ヶ條之事

一 慶安二年九月十九日火事之時荷物退ハ仕置三ヶ條之事

一 同十二月廿一日家屋敷賣買之儀申出ハ三ヶ條之事

一 慶安五年正月十一日町中御仕置之書出シ五ヶ條之事

一 同諸商賣并家屋敷賣買跡職等之義申出ハ三ヶ條之事

一 同年八月廿三日町中牢人之義ニ付而惣年寄連判之手形文言三ヶ條之事

一 同惣代共連判手形文言三ヶ條之事